

史跡鴻池新田会所跡保存活用計画



東大阪市
令和5年3月

はじめに

東大阪市には、旧石器時代から近世に至る長い歴史と文化の様子を伝える、各種の文化財が豊富に残されています。また、本市の産業史では、旧大和川の付け替え工事に伴う新田開発により木綿産業が発展いたしました。この鴻池新田会所は、モノづくりのまちとして発展してきた本市の象徴であります。

鴻池新田会所は、昭和51年に史跡指定され、昭和55年に屋敷地内建造物5棟が重要文化財に指定され、二重の指定を受けていることから、この文化財の貴重さが際立っていると考えられます。平成9年より史跡鴻池新田会所跡として一般公開し、広く皆様に親しまれてきましたが、重要文化財建造物の各所に毀損がみられること、また今後起こりうる大きな地震等の災害に備える必要があることから、令和5年度より、大規模な保存修理工事に着手することとなりました。

保存修理工事に先立ち、本市の宝であるこの史跡鴻池新田会所跡を後世に確実に伝えていくため、保存と活用の基本方針となる「史跡鴻池新田会所跡保存活用計画」を策定しました。モノづくりやスポーツと並ぶ東大阪市の文化資源の豊かさを発信していくとともに、今後とも本市の文化財保護行政に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご指導並びにご尽力を賜りました東大阪市文化財保護審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係団体の皆様、また市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

東大阪市長 野田 義和

例 言

1. 本書は、大阪府東大阪市に所在する史跡鴻池新田会所跡の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、令和3年度（2021）から令和4年度（2022）の2ヶ年にわたる国庫補助事業として実施した。
3. 本計画の策定にあたって、専門的見地や活用促進の観点での指導・助言を得るために「東大阪市文化財保護審議会部会」を設置した。
4. 本計画の策定にあたり、文化庁文化財第二課、同文化資源活用課、大阪府教育庁文化財保護課から指導・助言を得た。
5. 本計画の策定に係る事務は、東大阪市人権文化部文化室文化財課が担当し、策定に係る支援業務を株式会社総合計画機構に委託した。

目 次

第1章 計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
(1) 付替え前の旧大和川	1
(2) 旧大和川の付替え工事と東大阪市	1
(3) 鴻池新田の開発とその拡大	1
(4) 鴻池新田会所の建設	2
(5) 史跡、重要文化財の指定	2
(6) 保存修理工事の実施と現在	2
第2節 計画策定の目的	3
第3節 用語の定義と計画対象範囲	4
第4節 委員会の設置と経緯	5
第5節 関係計画	6
第6節 計画の実施	7
第2章 史跡鴻池新田会所跡を取り巻く諸環境	8
第1節 自然的環境、地理的位置	8
(1) 位置	8
(2) 地形・地質	9
(3) 河川・水路	9
(4) 景観	10
第2節 歴史的環境	11
(1) 鴻池新田会所の歴史的特質	11
(2) 鴻池新田関係年表	19
(3) 周辺の文化財	21
第3節 社会的環境	21
(1) 交通・アクセス	21
(2) 周辺土地利用	22
(3) 法規制	23
第3章 史跡鴻池新田会所跡の概要	26
第1節 旧鴻池新田会所跡の概要	26
(1) 建造物の変遷	26
(2) 建造物の個別概要	28
(3) 建物配置の概要	42
(4) 周濠・舟着場の概要	44
(5) 庭園の概要	44
(6) 動産物の概要	47
第2節 史跡指定について	50
(1) 指定の状況（官報告示）と所有者	50
(2) 指定説明文とその範囲	51
(3) 指定に至る調査成果	51

第3節 重要文化財指定について	53
(1) 指定の状況（官報告示）と所有者	53
(2) 指定説明文とその範囲	54
第4節 史跡指定後の経過	56
(1) 史跡指定地の公有化	56
(2) 重要文化財指定	56
(3) 保存修理工事	56
(4) 鴻池新田会所の公開	56
(5) 災害復旧事業	56
第4章 史跡の本質的価値	58
第1節 史跡鴻池新田会所跡の本質的価値	58
第2節 史跡の構成要素	60
(1) 構成要素の分類	60
(2) 本質的価値を構成する要素の概要	61
(3) 本質的価値と密接に関わる要素の概要	62
(4) 本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素の概要	63
(5) 指定地周辺にある史跡に関連する要素の概要	70
第5章 現状と課題	72
第1節 保存管理の現状と課題	72
(1) 保存管理の現状	72
(2) 保存管理の課題	76
第2節 活用の現状と課題	77
(1) 活用の現状	77
(2) 活用の課題	81
第3節 保存・活用の現状・課題の整理	82
第4節 整備の現状と課題	85
(1) 整備の現状	85
(2) 整備の課題	85
(3) 整備の現状・課題の整理	86
第5節 運営体制の現状と課題	87
(1) 運営体制の現状	87
(2) 運営体制の課題	87
第6章 史跡鴻池新田会所跡の大綱と基本方針	88
第1節 史跡鴻池新田会所跡の大綱	88
第2節 保存・活用の基本方針	89
第7章 史跡の保存と管理	90
第1節 保存管理の方向性	90
第2節 保存管理の方法	90

(1) 日常管理（点検等）	90
(2) 建造物等の修理・耐震化	90
(3) 庭園・樹木管理	91
(4) 動産物の保存管理	92
(5) 防犯・防災対策	92
(6) さらなる調査研究	93
(7) 追加指定	93
(8) 指定地外の周辺環境の保全	93
第3節 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱基準	94
(1) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱の考え方	94
(2) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱方針	94
(3) 市が許可等の事務を取り扱う行為	94
(4) 現状変更等の許可申請を必要としない行為	95
(5) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱基準	96
 第8章 史跡の活用	99
第1節 史跡活用の方向性	99
第2節 活用の方法	99
(1) 文化財施設としての活用	99
(2) 建造物の活用	99
(3) 周濠及び庭園の活用	99
(4) 動産物の活用	100
(5) 展示施設	100
(6) サイン類	100
(7) アクセス・動線	100
(8) 普及啓発・情報発信	100
(9) 学校教育・社会教育	100
(10) 地域活動	100
(11) 観光振興	101
 第9章 史跡の整備	102
第1節 史跡整備の方向性	102
第2節 保存のための整備の方法	102
(1) 建造物等の修理・修繕	102
(2) 建造物の耐震補強工事	103
(3) 防災・防犯施設の更新・整備	103
第3節 活用のための整備の方法	103
(1) 管理施設の改修・整備	103
(2) 園路等のバリアフリー化対応	104
(3) サイン類の再整備	106
(4) 展示施設のリニューアル	110
(5) 未利用施設の改修	111

(6) 飲食可能な施設の整備	111
(7) 通信環境の整備	111
(8) 庭園及び周濠の改修・整備	111
第 10 章 運営・体制の整備	113
第 1 節 運営・体制の方向性	113
第 2 節 運営・体制の方法	113
第 11 章 施策の実施計画	114
第 1 節 事業中の施策	114
第 2 節 施策の実施計画	114
(1) 短期計画（～令和 7 年度(2025)）	115
(2) 中期計画（令和 8 年度(2027)～令和 11 年度(2029)）	115
(3) 長期計画（令和 12 年度(2030)～）	115
第 3 節 毀損・劣化等発生時の対応	116
第 12 章 経過観察	117
第 1 節 経過観察の方向性	117
第 2 節 経過観察の方法	117
参考資料	
1. 参考文献	
2. 法令	
3. 史跡鴻池新田会所跡に関する古写真（鴻池新田支配人 小泉徹三氏 昭和 10 年代撮影）	

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

(1) 付替え前の旧大和川

縄文時代前期、大阪平野には海が広く侵入し、東大阪市域では河内湾が入り込んでいた。やがて、淀川と大和川をつくる三角州によって河内湾が縮小し、弥生時代後期から古墳時代になると、河内湖とよばれる淡水湖となった。本市北部にあった新開池・深野池は、かつては広大な湖沼であったが、大和川諸流からの堆積作用で陸化が進み、その規模を縮小した。

東大阪市域は付替え以前の大和川流域にあたる。大和川は、江戸時代に限っても、慶長13年(1608)、元和6年(1620)、寛永10年(1633)、同12年(1635)、延宝2年(1674)、同3年(1675)、同4年(1676)、貞享2年(1685)に洪水を起こし、流域の住民は洪水の被害に苦しんだ。

このため、大和川支流の吉田川左岸にある今米村庄屋甚兵衛が中心となって、大和川付替えを何度も嘆願し、ついに幕府は元禄16年(1703)付替え工事を決定した。工事は、翌宝永元年(1704)2月に着工、同年10月に完工した。

(2) 旧大和川の付替え工事と東大阪市

暴れる大和川を如何に制御するか—この問題を解決するため、旧大和川の付替え運動に生涯を懸け尽力したのが、河内国今米村の庄屋中甚兵衛であった。彼は幕府に嘆願を繰り返した。幕府は洪水のために年貢米の徴収が不能になった事態を重視し、元禄17年(1704)2月27日から付替工事を実施した。わずか8ヶ月の工期で工事は終了し、総工事費71,503両(このほか付随工事費約14,441両)を費やして[今の貨幣価値に換算して約112億円]、幅100間(180m)、長さ3里24町(14km)の新大和川が完成した。新大和川の付替により、流向は柏原市から西向きに変更され、東大阪市を含む中河内の村々は洪水による生活の不安定さから解放されることとなった。**現在に至る東大阪市の歴史的発展や現代の景観の基礎は、この大和川付替えからもたらされたものと考えることができ、東大阪市の歴史上大きな画期と呼びうるものである。**

(3) 鴻池新田の開発とその拡大

付替え工事後、旧河床・旧池床は新田として開発されることになった。新開池の池床の新田開発は宝永元年(1704)大坂京橋の土木請負人大和屋六兵衛と中垣内村の長兵衛が落札した開発権利を翌2年(1705)4月、鴻池善右衛門宗利と息宗貞が譲り受けた。開発工事は、新開池の堤を取り払い池床の低所に埋めて田畑屋敷地を造成、また新田内に新たに悪水、用水の井路を縦横に掘り、通・橋・樋門を設けるなどの土木工事となった。これらの造作の甲斐あって、翌3年(1706)には267石5斗3升7合の米、木綿、雑穀物が収穫されるほどになった。新田の耕作には周辺の村々からの通いである入作農民と新田内に住居を持つ村抱農民が担った。入作農民は宝永4年(1707)には360人、同6年には450人、村抱農民は宝永4年(1707)には30軒、宝暦6年(1756)には42軒、文化9年(1812)には44軒を数えた。

宝永7年(1710)には中新田前嶋の13町3反6畝2歩を銀152貫、享保10年(1725)には橋本新田の一部(8反2畝2歩)と三嶋屋新田の一部(11町8反8畝3歩)を銀66貫875匁7分、同16年には中新田西寺嶋9町6反3畝8歩を銀19貫、安永6年(1777)には中新田東寺嶋(4町5反1畝)を銀19貫696匁8

分 9 厘でそれぞれ取得し、鴻池新田は拡大の一途を辿った。享保 4 年(1719)の再検地の段階では、租税対象地の合計は 158 町 8 反 8 畝であった。

(4) 鴻池新田会所の建設

新開池床の新田(鴻池新田)を開発、経営、管理するには、会所が必要である。会所は事務所、村の寄合、小作人との接触等の役割を担っていた。鴻池新田は、幕府直轄地として大坂町奉行の支配下となり、通常の村方のように庄屋、年寄、百姓代の三役は置かれず、鴻池家のもと、新田支配人が管理を差配した。鴻池新田会所の建設は、宝永 3 年(1706)5 月に着手され、翌 4 年(1707)6 月に竣工した。

(5) 史跡、重要文化財の指定

戦後の農地解放を経て、昭和 25 年(1950)に新田会所としての役割を終え、その後鴻池合名会社の所有と管理下に置かれた。昭和 44 年(1969)には国鉄片町線(現 JR 学研都市線)の高架に伴い、北側の周濠が埋め立てられ、本会所の周辺が急速に開発された。昭和 51 年(1976)には本会所敷地の開発が計画された。このため、西側の役宅跡を除いた、本屋を含む中心部の建造物と鴻池善右衛門を祀った朝日社の敷地、西・南・東の周濠 10,661.925 m²について、昭和 51 年(1976)12 月 25 日に国史跡に指定された。

史跡の指定理由によると、鴻池新田会所跡が町人請負新田の代表である鴻池新田の中心をなす遺構であり、近世の豪商鴻池家が繁栄する過程を知るうえで欠くことのできない施設と評価されている。翌 52 年(1977)には本屋など多数の建造物について鴻池家から指定寄附を受け、史跡地の買上げを実施し、朝日社を除く敷地が東大阪市の所有地となった。また建造物の調査を進め、昭和 55 年(1980)1 月 26 日、史跡地の本屋・屋敷蔵・道具蔵・米蔵・文書蔵の 5 棟と各建物で発見された御札・棟札が国重要文化財(建造物)に指定された。本屋は大規模な造りで、土間には豪壮な梁組みを見せる一方、床を張った部分は質素で、また屋根は破風を多用して城郭風の趣きを呈するなど、新田会所の建築構成としての特色を備えていることが高く評価された。

(6) 保存修理工事の実施と現在

史跡鴻池新田会所跡には、周濠を廻らせた台形状の敷地の内部に、本屋、長屋門、文書蔵、米蔵などが配置され、いにしへの息吹きを感じることができる。

しかし、指定後、建造物の損傷が著しく、史跡・重要文化財の保存活用を図るため、国・府の補助金を得て、保存修理工事を実施した。昭和 62 年(1987)度に開始し、平成 7 年(1995)度に竣工した。史跡地の全ての建造物の保存修理により、本屋は幕末の嘉永年間(1848～1853)に復原され、往時を偲ぶ建物が見事に修復された。

修復後、平成 9 年(1997)9 月から一般公開を開始した。現在まで 20 有余年が経過し、市内唯一の国重要文化財として、市民憩いの場として来館者で賑わってきた。

いっぽう、一般公開直前の阪神淡路大震災で地下水脈が変化し、敷地北側で不等沈下が発生した。また地震や台風など天災による被害も近年著しい。平成 30 年(2018)9 月の台風は近畿各所に被害をもたらしたが、鴻池新田会所では、建造物自体の倒壊等の事態は免れたものの、漆喰壁の剥落や毀損、軒棟の瓦の破損などの被害があった。これらの被害については緊急保全業務を行い復旧した。耐震対策については、文化庁の「重要文化財(建造物)の耐震対策について」(平成 30 年 8 月 9 日付)の発出に併せ、耐震への対

応を大阪府と協議し、令和元年度(2019)から同 3 年度(2021)まで、重要文化財旧鴻池新田会所本屋ほか 4 棟の耐震診断事業を実施した。

これまでの経過を顧みて、市民・国民の共有の財産として、市内唯一の国重要文化財建造物、貴重な史跡鴻池新田会所跡を後世に護り伝えるとともに、史跡を適切に保存管理し、新たな活用や整備を展開するため、史跡保存活用計画を策定することとなった。

第 2 節 計画策定の目的

史跡鴻池新田会所跡は、本屋・米蔵・道具蔵・文書蔵・屋敷蔵 5 棟の国重要文化財建造物のほか、乾蔵、長屋門、朝日社などの歴史的建造物、庭園、周濠、石造物などから構成されている本市を代表する貴重な文化財である。

文化芸術基本法では、「文化芸術に関する基本的施策」として、「国は有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」と挙げ、文化財の保存と活用の施策が文化芸術を振興する基本的施策であることを規定している。また平成 31 年 4 月に改正施行された文化財保護法(以下「改正法」という。)では、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組んでいくことという考えが示された。

そこで、本市において、史跡鴻池新田会所跡の本質的価値を将来にわたって良好な状態で保存し、適切な管理を進めるとともに、史跡の本質的価値を活用し、広く市内外の人々、とくに文化財継承の担い手となる子どもたちに学習の場、本市の歴史を体感し、伝える場として史跡を発展的に維持継承していくための取り組みを進めるために、本計画を策定する。

第3節 用語の定義と計画対象範囲

本計画では、記載内容に応じて、「旧鴻池新田会所跡」、「鴻池新田会所」、「史跡鴻池新田会所跡」、「鴻池新田会所（市施設）」を区分して使用する。各用語の範囲は下記のとおりである。

なお、本計画の対象範囲は「旧鴻池新田会所跡」とする。

表 1-1 各用語の定義（対象範囲）

用語	定義	対象範囲				
		旧役宅跡地 (現鴻池グラナリーコート) ※民有地	周濠	史跡指定地 北東側の敷地	朝日社境内 ※民有地	鴻池新田会所 (市施設)
旧鴻池新田会所跡 (以下、本文では「旧 会所跡」とする)	西側の旧役宅跡地も含めて、鴻池新田会所として利用されていた土地の範囲。	○	○	○	○	○
鴻池新田会所	同会所として機能していた時期の用語は「鴻池新田会所」を使用する。その範囲は「旧鴻池新田会所跡」と同一とする。	○	○	○	○	○
史跡鴻池新田会所跡 (以下、本文では「史 跡指定地」とする)	史跡指定されている範囲。		○	○	○	○
鴻池新田会所（市施設） (以下、本文では「会 所施設」とする)	東大阪市の文化財施設として公開されている範囲。					○



図 1-1 各用語の定義（対象範囲）

第4節 委員会の設置と経緯

史跡鴻池新田会所跡保存活用計画の策定にあたって、史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関して専門的見地や活用促進の観点での指導・助言を得るために、令和3年度(2021)は東大阪市文化財保護審議会部会を設置した。部会は、令和3年度(2021)計3回、令和4年度(2022)計3回開催した。また、令和5年(2023)1月にパブリックコメントを実施し、市民からの意見を反映した。

表 1-2 東大阪市文化財保護審議会部会の構成員

	氏名	所属	備考
委員	伊達仁美	京都芸術大学 芸術学部 名誉教授	会長
	櫻井敏雄	公益財団法人和歌山県文化財センター 理事長	
	東野良平	近世建築史研究調査会 代表	
	有坂道子	京都橘大学 文学部 文学部長	
指導助言 (オブザーバー)	渋谷啓一	文化庁 文化財第二課 主任文化財調査官	
	中井將胤	文化庁 文化資源活用課 文化財調査官	
	小泉翔太	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ 副主査	令和3年度
	木村啓章	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ 主査	令和4年度
	北川咲子	大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ 技師	令和4年度
事務局	世古口善史	人権文化部長	
	栗橋ともみ	人権文化部 文化室長	
	加藤 功	人権文化部 文化室 文化財課長	令和3年度
	後藤芳伸	〃	令和4年度
	朝田良輝	人権文化部 文化室 文化財課 総括主幹	令和4年度
	吉本杏子	人権文化部 文化室 文化財課 主査	
	益田祥寛	人権文化部 文化室 文化財課 係員	令和3年度
	菅原章太	人権文化部 文化室 文化財課 文化財専門員	

表 1-3 委員会等計画策定の経緯

	委員会等	日程・場所等	主な議題等
令和3年度	第1回東大阪市文化財保護審議会部会	令和3年(2021)7月2日(金) 15:00～16:00 東大阪市民美術センター特別室	・委員の指名 ・保存活用計画策定について現況・今後のスケジュールについて報告
	第2回東大阪市文化財保護審議会部会	令和3年(2021)11月26日(金) 14:00～16:00 東大阪市政府 16階会議室	・計画骨子案 ・史跡の本質的価値 ・構成要素の分類 ・保存・活用に関する現状課題
	第3回東大阪市文化財保護審議会部会	令和4年(2021)2月16日(水) 14:00～16:00 鴻池新田会所 居宅	・保存に関する課題・方針 ・保存・活用に関する現状課題
令和4年度	第1回東大阪市文化財保護審議会部会	令和4年(2022)5月17日(火) 14:00～16:00 東大阪市政府 16階会議室	・活用及び体制に関する課題・方針 ・計画素案
	パブリックコメント	1月	
	第2回東大阪市文化財保護審議会部会	令和5年(2023)2月27日(月) 14:00～14:30 東大阪市政府 22階会議室	・計画案（認定申請前最終案）

第5節 関係計画

史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関係する計画として下記の計画があげられる。これらの計画での位置付けとの整合性を図りながら、本計画を推進する。

表 1-4 史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関係する計画

計画名	将来像・目標等	史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関する事項
東大阪市第3次総合計画 《計画期間》 令和3年度(2021)～ 令和12年度(2030)	《将来都市像》 つくる・つながる・ひびきあう -感動創造都市 東大阪- 《土地利用の方向性①：にぎわいのある拠点の創出》 ・鴻池新田駅周辺を地域拠点として位置付け	《施策 No.8》 誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進 <u>方針1：文化的資源の活用と情報発信</u> 市内のあらゆる文化施設、歴史、自然、人材といった地域の文化的資源を活用し、市民がさまざまな文化芸術や、歴史に触れる機会を創出します。また、それら本市文化の魅力に関する情報を効果的に発信します。
東大阪市第3次文化政策ビジョン 《計画期間》 令和3年度(2021)～ 令和12年度(2030)	《基本理念》 ・市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します ・文化都市創造のために、「まちの誇り」づくりに取り組みます ・東大阪市の文化を育てる人づくりに力を注ぎます	《基本方向2》 東大阪市の都市文化の創造をめざして <u>施策の柱6：文化財・地域の文化的資源の活用と外部への発信</u> 文化財・地域の文化的資源を活用し、効果的に発信することによって、市内外から人を呼び込み、東大阪市の魅力を共有し、財産としていくことができます。また、東大阪市が持つ特色を発揮し、東大阪市が持つアイデンティティを高めていく必要があります。
東大阪市地域防災計画 (令和3年度修正)	《防災ビジョン》 ・どんな災害にも安心できるまち ・いつどんな災害にも対処できるひと ・災害に対して迅速に対応できる体制	《文化財災害予防計画》 ・文化財等の立入り検査 ・文化財等の保護思想の普及及び防災訓練 ・文化財等の自主防火管理体制の強化 ・文化財等の文化財防火施設の整備拡充 ・文化財等の自衛消防隊等の育成指導 ・文化財等の火気の使用制限区域の設定

計画名	将来像・目標等	史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関する事項
東大阪市都市計画マスタープラン 《計画期間》 平成 25 年度(2013)～ 令和 12 年度(2030)	《都市づくりの基本目標》 歴史と文化を活かした「住み、働き、学び、憩い、楽しむ」環境の調和	《基本方針 2》 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します <u>歴史・文化拠点</u> 生駒山麓の遺跡や歴史・文化資源等は、背景となる生駒山の豊かなみどりとあわせ保全・連携し、東大阪の歴史や文化を身近に感じることのできる空間を整備するなど、歴史・文化環境の保全と活用につとめます。 《テーマ 3》 人と地域とがつながる魅力あふれるまち・東大阪 <u>取組み目標 2：地域の魅力があふれるまちをめざします</u> <u>取組みの方向 3：地域資源や街並みをまもり伝え生みだす</u> ・体験学習や街並み探検など地域の自然や歴史を学ぶ機会を創出し、またインターネットや広報紙等を活用して地域の情報を発信する。 ・地域資源の保存や再生や活用、また新しい資源の発見や発掘、既存の資源に新しい価値や機能を付加するなど、地域資源の保全や継承に地域で取組む。 <u>取組み目標 3：愛着と誇りを感じる東大阪らしいまちをめざします</u> <u>取組みの方向 2：水・みどり・歴史をひとつにつなぐ</u> ・河川の沿岸や幹線道路等の沿道などの緑化をすすめ、公園や緑地等をつなぐうるおい軸を形成する。あわせて自然資源や歴史資源をネットワークし地域と地域を結びつける。 ・案内板・説明板を設置したり観光ルートや散策ルートを整備したりするなど、自然や歴史と親しめる環境を整備する。
第四次東大阪市生涯学習推進計画 《計画期間》 令和 3 年度(2021)～ 令和 12 年度(2030)	《基本理念》 学び、つながり、高め合い、みんなでつくるまちづくり～生涯学習の活性化をめざして～	《基本方針 3》 生涯学習を通じたまちづくりの推進 <u>文化財の保存と継承</u> 本市の有する文化財について適切な調査と保存を継続して行うとともに、本市の文化財について知り、後の世代に継承していく取組により多くの市民の参加が得られるよう、文化財関連施設を中心に学習機会や情報の提供を行います。

第 6 節 計画の実施

本計画の計画期間は、令和 5 年(2023)4 月 1 日から実施し、東大阪市第 3 次総合計画の計画期間にあわせて、令和 12 年(2030)3 月 31 日までの 7 年間とする。なお、計画期間中においても、社会状況の変化等が生じた際は必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 史跡鴻池新田会所跡を取り巻く諸環境

第1節 自然的環境、地理的位置

(1) 位置

史跡指定地は東大阪市の北部に位置し、盾津中学校区（旧河内市内）にある。河内平野のやや東寄りに位置し、北側には寝屋川が流れている。寝屋川を挟んだ北側は諸福地域（大東市）である。

旧大和川の埋め立て後、寝屋川を通じて大阪市中と船で行き来できる水運にめぐまれた土地であった。現在も JR 鴻池新田駅から京橋駅（大阪市都島区・城東区）まで約9分で行くことができ、利便性の高い立地にある。



図 2-1 史跡指定地の位置（広域）（下図出典：国土地理院撮影航空写真）

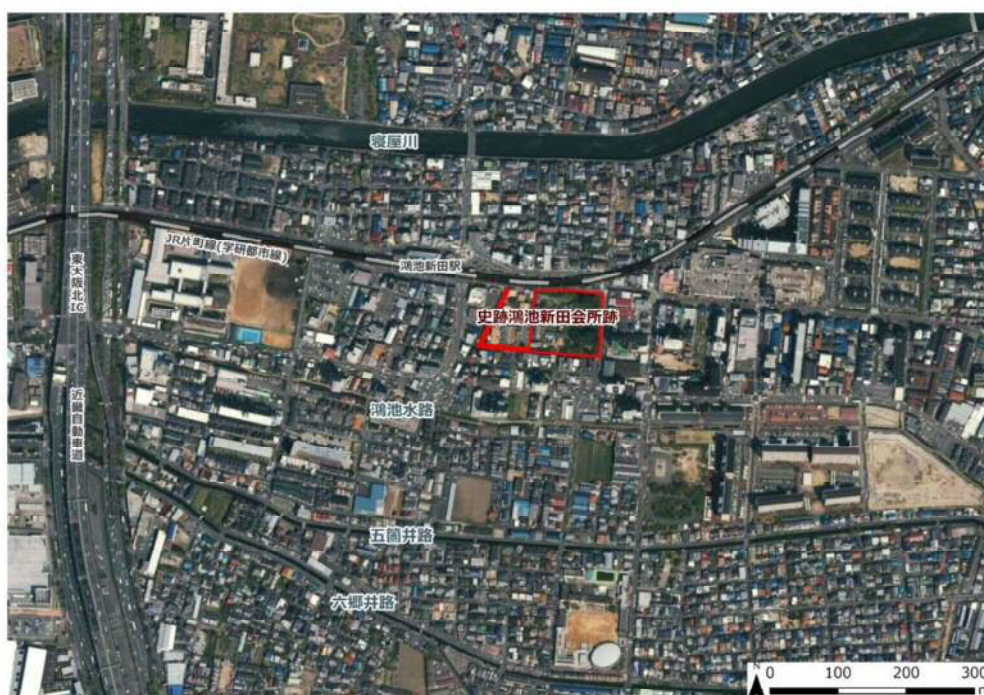


図 2-2 史跡指定地周辺の航空写真（下図出典：2017 年 4 月 14 日国土地理院撮影航空写真）

(2) 地形・地質

史跡指定地及び周辺地は、旧大和川の付替えとその後の新田開発によって陸地化された地域である。新田開発されるまでは新開池と呼ばれる池だったため、砂や泥の多い地質である。軟弱地盤のため、地盤沈下が発生しやすい。

数値地図 25000 (土地条件) によると、旧会所跡は自然堤防上にあり周辺地と比べると洪水による浸水被害から免れやすかったことが考えられる。



図 2-3 史跡指定地周辺の土地条件図 (数値地図 25000(土地条件)を加工して作成)

(3) 河川・水路

寝屋川は交野市から天満橋駅近辺 (大阪城北側) で大川に合流する淀川水系であり、かつては水運路として利用されていた。寝屋川は土砂の堆積によって天井川となり、また流域には低地が広がっているため、昭和 42 年 7 月豪雨や昭和 47 年 7 月豪雨など度々水害が発生してきた。昭和 47 年 (1972) の大東水害では、鴻池新田も浸水被害にあっている。東大阪市ハザードマップ (寝屋川流域) では、史跡指定地の浸水想定は、本屋等が立地する中心部は 0.5m 未満、最大で 1.0m～2.0m の浸水想定となっている。

鴻池新田内には新田開発とともに多くの水路が開削された。史跡指定地の周濠も水路網と繋がっており、寝屋川まで舟で行き来することができた。水路の多くは埋め立てられ道路等になったが、鴻池水路は親水空間として整備されており、流れる水は下水処理水が利用されている。

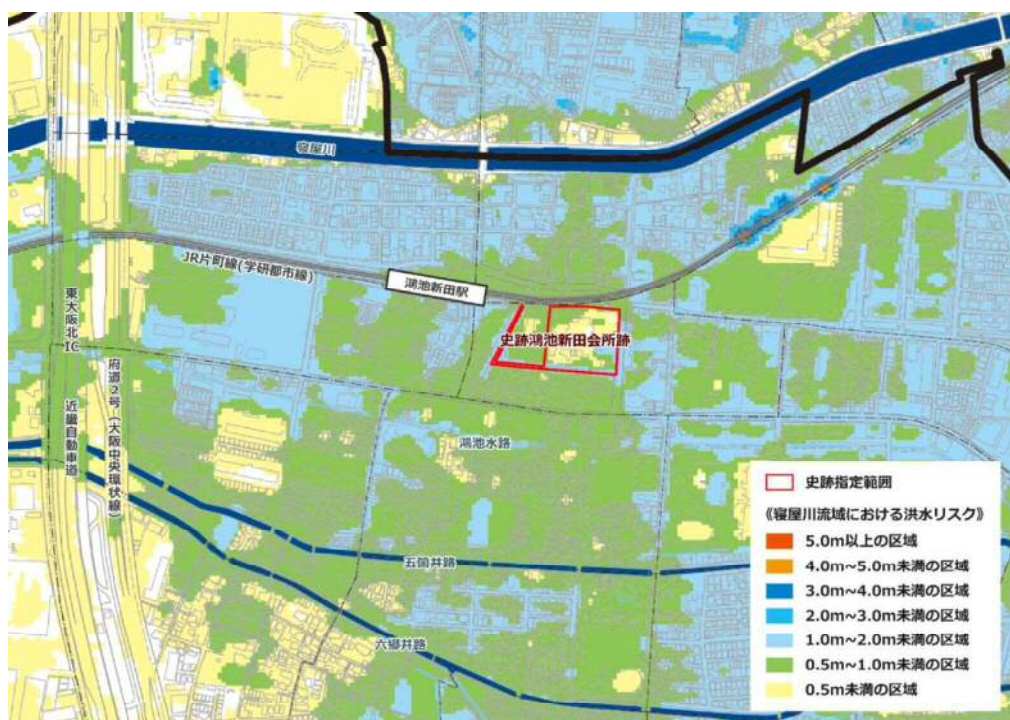


図 2-4 史跡指定地周辺の洪水ハザード（下図出典：2021 年東大阪市ハザードマップ(寝屋川流域)）

（４）景観

史跡指定地周辺の景観は戦後の都市開発によって大きく変化しており、新田として開発された面影は史跡指定地の他、張り巡らされた水路等のみとなっている。その水路網も史跡指定地北側の周濠を含めて多くは埋め立てられており、道路や公園等になっている。

鴻池新田会所庭園にはクスノキなどの樹木が植栽されており、都市部において貴重な緑地となっている。なお、鴻池新田会所庭園は生駒山を借景としていたが、史跡指定地東側に建設されたマンションやビルによって見ることはできなくなっている。



図 2-5 東側から見た史跡指定地(左)と鴻池新田会所庭園からの景観(右)（令和 3 年(2021)10 月撮影）

②鴻池新田の開発

鴻池新田は、宝永元年（1704）12月に大坂京橋の土木請負商人大和屋六兵衛・河内讃良郡中垣内村庄屋長兵衛の名義のもと、大坂商人山中庄兵衛・泉屋吉左衛門・天川屋長右衛門・石川屋次郎兵衛・加賀屋虎之助の5人で80町歩、鴻池屋又右衛門が30町歩、鴻池屋小右衛門が20町歩等を落札したものを、宝永2年（1705）に三代目鴻池善右衛門宗利がそれらすべてを譲り受け、名義譲り渡しとなって、開発したものである。4月には地鎮祭が行われ、河内郡玉櫛村山中庄兵衛の世話により、近村の庄屋達の協力のもと開発工事が行われた。鴻池新田は、新開池の大半を開発したものであり、宝永4年（1707）6月におおよそ完工した。開発面積は、大縄町歩178町7反7畝22歩（約170ha）、このうち租税対象となる田畑敷地は120町1反6歩であり、当時50数ヶ所開発された新田の中で最も大きなものであった。開発費用は、権利買収に19,733両あまり、耕地造成や会所等の建設に30,550両ほどであった。新田開発完工後、寝屋川沿いに121戸、757人が移住してきた。

宝永5年（1708）には検地が行われて、その後水帳が下付されるとともに、それまでの「新開新田」から「鴻池新田」へと改称された。当初の石高は870石5斗3升8合、反別120町1反6歩であったが、7年後の享保4年（1719）の再検地では、反別38町8反6畝14歩、高281石8斗8升合が増えて、租税対象地は158町8反8畝歩となっている。その後、享保10年（1725）には橋本新田（8反2畝2歩）、三嶋新田の一部（33町8反8畝8歩）を買い取り、享保16年（1731）には中新田西寺嶋（9町6反3畝8歩）、安永6年（1777）には中新田東寺嶋（4町5反1畝）を買収し、鴻池新田の範囲は拡大していった。

新田開発された土地は砂地だったため、新田内の田畑の割合は、3対7で畑の方が多く、畑はすべて商品作物である綿作であった。



図 2-7 鴻池新田の範囲（出典：鴻池新田会所 HP）

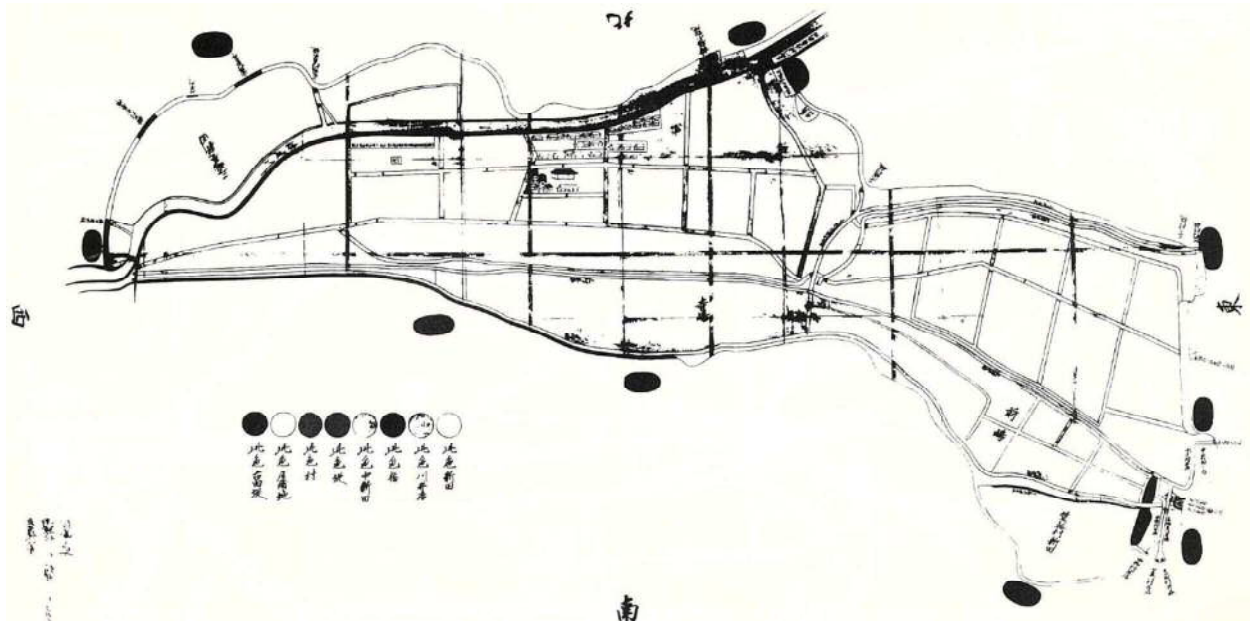


図 2-8 享保4年(1719)鴻池新田再検地絵図

表 2-1 旧大和川筋の河床・池床で開発された新田

(出典：大阪市史(大坂川口新田)・布施市史(杉本新田以下は享保6年の反別)より作成)

国	郡	新田名	反別(畝)	石高(石)	開発場	開発者
摂津	大坂川口	津守新田	7,126.00	445.717	木津島	横井源左衛門他
		泉尾新田	7,079.40	73.584	三軒家浦	北村六右衛門
		市岡新田	11,603.20	1,061.711	九条島浦	市岡興左衛門
		春日出新田	4,189.04	427.487	四貫島浦	雑賀屋七兵衛
		沖島新田	1,596.16	145.007	恩貴島	大宮仁左衛門
		西島新田	2,045.14	187.133	西島佃島	多羅尾七郎右衛門
		百島新田	1,139.27	82.689	百島他	大和田村次郎右衛門
		西島新田	1,223.23	83.327	西島	九条村池山新兵衛
		出来島新田	2,388.09	231.453	出来島他	倉橋屋四郎兵衛
		中島新田	4,914.24	442.606	城島親島他	中島市兵衛
		蒲島新田	527.13	23.883	前島蒲島	蒲島屋四郎兵衛
		西野新田	不明	53.014	西野島	池山新兵衛
	住吉	杉本新田	506.29	20.279	池沼床	
		富田新田	587.02	57.271	天道川床	
		花田新田	681.05	6.812	池沼床	
	東成	新喜多新田	2,737.11	277.231	大和川床	鴻池新七
		左専道新田	80.04	6.411	〃	
		布屋新田	309.25	28.387	池沼床	
		深江新田	153.17	12.285	〃	
河内	茨田讃良	三組新田	860.13	92.302	新開池床	今津村農民寄合持
		中村新田	542.21	55.023	吉田川床	太子田村伝兵衛
		横山新田	324.07	36.951	深野池床	横山新左衛門
		灰塚村新田	370.00	36.300	池沼床	
		三箇村新田	82.12	9.413	深野池床	
		御供田新田	484.04	51.724	〃	
		尼崎新田	770.24	74.596	〃	農民寄合持
		深野南新田	6,229.22	695.897	〃	東本願寺講中
		深野新田	9,734.11	1,091.684	〃	〃
		深野北新田	5,774.10	653.894	〃	〃
		河内屋北新田	4,906.20	560.015	〃	河内屋伝兵衛
		諸福村新田	707.22	63.944	〃	
	河内	川中新田	3,959.15	386.450	吉田川床	今米村甚兵衛
		河内屋南新田	1,171.14	138.759	深野池床	河内屋伝兵衛
	若江	柏村新田	2,049.08	207.332	玉串川床	太田村仁兵衛
		山本新田	6,419.13	648.058	〃	山中庄兵衛他
		大信寺新田	484.22	47.593	久宝川床	大信寺
		玉井南新田	1,739.18	90.244	玉串川床	泉屋利兵衛
		玉井北新田		81.740	〃	南島六之助
		加納新田	134.05	6.708	池沼床	
		菱屋東新田	4,499.04	456.002	菱江川床	菱屋岩之助
		菱屋中新田	1,382.24	150.643	楠根川床	〃
		御厨新田	1,028.28	129.002	池沼床	〃
		鴻池新田	15,888.00	1,706.880	新開池	鴻池善右衛門
		西寺島新田		101.640	〃	絹笠平八
		東寺島新田	3,388.03	61.094	〃	今米村甚兵衛
		前島新田		211.719	〃	〃
		新庄村堤新田	78.19	6.291	〃	
		橋本新田	676.11	71.683	〃	河内屋伝兵衛
		長田新田	161.21	12.936	池沼床	
		新喜多新田	2,898.09	302.830	久宝寺川床	鴻池新七
		本庄村堤新田	58.26	4.709	池沼	
	渋川	安中新田	4,700.17	470.448	久宝寺川	安福寺・寄合持
		顕証寺新田	143.11	14.488	〃	顕証寺
		三津村新田	917.01	97.012	〃	農民寄合持
		金岡新田	2,055.07	209.038	〃	田中源七他
		吉松新田	1,891.16	189.634	〃	末長甚兵衛
		菱屋西新田	2,088.28	215.083	〃	菱屋岩之助
	志紀	市村新田	5,529.00	484.058	大和川床	農民寄合持
		二俣新田	3,384.00	301.960	久宝寺川床	〃
		天王寺屋新田	1,355.18	136.116	〃	天王寺屋吉兵衛
	丹北	太田新田	51.04	6.136	平野川床	
		川辺新田	802.04	58.596	〃	
		富田新田	1,321.07	94.639	天道川床	城蓮寺村農民寄合持
		芝油上新田	100.00	11.250	〃	
		東瓜破新田	631.28	12.133	平野川床	

③鴻池新田会所の整備と役割

鴻池新田の開発にあたり、当初は新田地内の西側、徳庵に近いところに開発工事用の会所が設けられていた。この会所の建設は、宝永2年（1705）4月に着手され、7月に上棟された。現在地にある会所（鴻池新田会所）は、鴻池新田を経営、管理するための事務所として、新田開発とともに建設が進められ、宝永3年（1706）5月には新初が行われ、宝永4年（1707）6月に新田開発のおおよその完工とともに完成した。

鴻池新田の経営は、幕府直轄領だったため、他の村方のように庄屋・年寄・百姓代の三役は置かず、奉行による直接支配を受けることになり、支配人が新田の管理を行った。支配人は、鴻池家の手代の中から1、2名選ばれ、会所敷地内西側に設けられた役宅に居住した。

鴻池新田会所では、新田内の小作料を取り立てて、鴻池家がまとめて年貢として幕府へ納めたほか、新田内の水路や道路の維持補修、抱百姓の家屋修理、宗門改帳の整理、幕府からの命令等を新田内の村中に伝える役割を担った。また、新田内での事件や揉め事があれば本屋北側に設けられた白洲で裁判が行われ、鴻池新田会所は新田の管理だけでなく、司法や行政の役割も担った。

開発当時から鴻池新田内には水路が巡られ、人々はこの水路を使って、物資の輸送を行っていた。鴻池新田会所の周囲にある周濠は、防衛のためよりもむしろ水路の確保や輸送の便のためだったと思われる。鴻池新田会所に集められた物資は、裏長屋門の北にある雁木に着けられた舟に運び込まれ、北側の周濠から寝屋川へ出て、大坂堂島へと送られていった。

④鴻池家の発展

鴻池善右衛門家は、江戸時代、東の三井・西の鴻池と並び称されるほどの豪商であった。その先祖は戦国時代に出雲・隠岐・伯耆の三国を領した尼子氏の家臣である山中鹿之助幸盛だと言われている。鴻池家は鹿之助の長男であった山中新六幸元を始祖として、摂津国伊丹の鴻池村（現、宝塚市）で商人となり、酒造業を始めた。屋号は地名をとって「鴻池屋」とした。造られた清酒は陸路によって江戸へと送られ、多くの資本を蓄えた。元和年間には、大坂内久宝寺町へと進出し、酒造業の拡大とともに海運業を興し、さらに成長を続けた。幸元の八男が初代善右衛門となり、明暦2年（1656）には両替商を開始した。



図 2-9 今橋 鴻池本邸 大正初年[1912]
(出典：大阪市立図書館デジタルアーカイブ)

二代喜右衛門之宗（※5代目まで実質的な主人は喜右衛門を名乗り、名義人は幼い善右衛門とすることが慣例だった。）は、鴻池善右衛門家として兄弟から分離独立し、延宝2年（1674）に北浜今橋2丁目を金融業の本拠地とした。この時、十人両替の一人にもなり、大名貸を積極的に行った。

三代目善右衛門宗利は、これまでの酒造業の廃業と海運業の縮小を行い、両替業と不動産取得の二事業を推進していった。事業で得た資産の使い道として、鴻池新田の開発が選ばれ、鴻池家の地位は後まで安定したものとなった。「日本の富の七分は大坂にあり、大坂の富の八分は今橋にあり」、「神様でもないのは伊勢の大神宮、仏さんでありがたいのは京都の本願寺、長者で名高いのは大坂の鴻池」といわれるほど、豪商鴻池家の名は不動の地位を占めていた。

その後、最大の融資先であった岡山藩など各藩からの利払いと返済の繰越の通告や、淀川の大洪水などにより、鴻池家は度々重大な危機に見舞われたが、質素儉約や新田の収益力の向上を進めることで乗り越えてきた。天保4年（1833）から4年間にわたって全国的な大飢饉に見舞われた際は、両替商の仲間とともに町奉行所を通じて救済活動を行った。その後も難民救済が許されていた。

明治時代、廃藩置県が行われると、莫大な藩債をもっていた鴻池家は興廃の危機に立たされた。その後、金融業の近代化として国立銀行条令がしかれると、明治9年（1876）に鴻池家は第十三国立銀行を設立した。明治30年（1897）には鴻池銀行に改め、明治33年（1900）には合名会社鴻池銀行となった。昭和6年（1931）、鴻池・三十四・山口の三行が合併し、三和銀行（現在、その後の合併により三菱UFJ銀行）となった。

鴻池家の当主は代々茶の湯を愛し、四代宗貞や五代宗益は表千家七代如心斎に師事し、茶人としても名を成したほどであった。鴻池家は茶道具や扇面などの美術工芸品の蒐集でも名高かったが、収集された茶道具等の多くは、昭和15年（1940）に大阪美術倶楽部および東京美術倶楽部において、鴻池家旧蔵あるいは松筠亭蔵品として売り立てられた。

⑤地域の交流の場として鴻池新田会所

庶民にとって、鴻池新田会所は小作料を納める場だけではなく、交流の場としても機能していた。

会所敷地内にある朝日社は、鴻池新田が開発された当初に鴻池新田の氏神として天照大神を勧請したのが始まりで、江戸時代後期頃には新田開発者である3代目鴻池善右衛門宗利も祀られた。明治元年（1868）まで宮座制によって管理されていた。4月16日は鴻池新田開発の日として記念祭が行われ、農家は全部休みとなり、朝日社へ参拝していた。

明治時代の大阪には河内地域を中心として相撲集団が約80も組織されるなど、幕末から戦後まで村相撲が盛んであった。鴻池においても、三笠山を頭取とする相撲集団があり、鴻池・寺嶋を勢力範囲としていた。鴻池墓地及び寺嶋墓地には相撲頭取の墓碑があり、最も古いものは嘉永5年（1852）に建立されている。朝日社境内の絵馬堂には、明治40年（1907）、大正6年（1917）、大正10年（1921）、昭和3年（1928）、年代不詳の相撲番付が奉納されている。いずれも三笠山襲名時に鴻池で行われた興行で、三笠山が村の氏神である朝日社境内に奉納したものだと考えられている。なお、昭和24か25年（1949か1950）頃に、三和銀行（現、三菱UFJ銀行）鴻池支店北側の田圃で、第16代三笠山弥三郎の襲名披露相撲興行が鴻池で行われた最後の興行である。

鴻池墓地には、相撲頭取の墓だけでなく、江戸時代から終戦直後にかけての浄瑠璃役者の墓もある。また、絵馬堂には浄瑠璃番付もあり、村相撲と同様に村人の中に浄瑠璃役者がいたことを示している。

村人ではないが、終戦後まで伊勢大神楽の山本源太夫組が、毎年秋に鴻池新田会所跡において、村人の前で舞や曲を披露していた。

鴻池家が鴻池新田において教育行政で果たされた功績に、明治29年（1896）、江北尋常小学校（南鴻池町1丁目所在 現、東大阪市立成和小学校）敷地を当時の中河内郡北江村に寄贈された。昭和25年（1950）には同校運動場として1650坪の土地を更に寄贈された。

また、西鴻池町2丁目所在の大阪府立城東工科高等学校（昭和4年（1929）4月開校時の校名は大阪府立城東職工学校）の校地は、鴻池家から大阪府に寄付されていた1万10坪があてられている。同校開校当初は校舎建設途上で、会所地域の交流の場が第1回入学式の式場、更に昭和4年（1929）11月まで仮校

舎として使用されていた。

⑥鴻池新田の戦後と東大阪市の発展

戦後、昭和 22 年（1947）の農地改革によって、鴻池新田の大部分は小作人に払い下げられ、その後昭和 25 年（1950）に鴻池新田会はその役目を終えた。また、昭和 22 年（1947）には大阪今橋の鴻池本邸を大阪美術倶楽部に売却し、これ以後各地の所有家屋敷を次々と処分していった。昭和 27 年（1952）には当主一家が嵯峨より鴻池新田に移転し、会内建物で居住している。保存修理工事前の会内建物にはこの時の住居として住みやすくした改造の跡がかなり残されていた。

昭和 51 年（1976）には、旧役宅跡を除く会所敷地が国の史跡に指定され、その後東大阪市が会所敷地を買収し、鴻池家より史跡指定地の建物の寄付を受けた。昭和 55 年（1980）には、本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵と棟札 6 枚が国の重要文化財に指定された。昭和 60 年（1985）に保存修理工事に着手し、平成 7 年（1995）に竣工、平成 9 年（1997）に文化財施設としての一般公開を始めた。

この間、東大阪市では都市開発が進み、新田として開発された田畑の多くは住宅地等になった。東大阪市の人口は三市合併で最高の人口となり、昭和 44 年（1969）7 月、50 万人を超え、大阪府内では大阪市、堺市に次いで多く、平成 17 年（2005）より中核市に移行し、現在の人口は 49.4 万人（2020 年国勢調査）である。東大阪市は、高い技術力のある中小企業・ものづくりのまちとして全国的にも有名だが、このうち歯ブラシやボタン工業は、新田での綿作とそこから生まれた木綿産業がルーツである。このことから、鴻池新田をはじめとする新田開発が現在の東大阪市の発展へと繋がったと考えることができる。



図 2-11 鴻池新田会所跡周辺の航空写真（出典：国土地理院空中写真(1936-1942 年撮影)）



図 2-12 鴻池新田会所跡の航空写真（出典：国土地理院空中写真(1936-1942 年撮影)）

(2) 鴻池新田関係年表

表 2-2 鴻池新田関係年表（出典：史跡・重要文化財鴻池新田会所パンフレット）

1704	宝永元年	大和川付替え工事竣工、京橋の土木請負人大和屋六兵衛と中垣内村の庄屋長兵衛が新開池の開発権利取得
1705	2 年	3 代鴻池善右衛門宗利・善次郎が開発権利を買収、新田開発に着手、新田内東村 16 軒・西村 14 軒普請完成
1707	4 年	新田造成竣工（「新開新田」）、会所完成、宝永の大地震で会所・百姓家屋・堤防に被害を受ける
1708	5 年	徳庵井路の南側に新しい井路（下六郷井路）を開削、新開新田検地（反別 120 町 1 畝 16 歩、石高 870 石 5 斗 3 升 8 合）、「新開新田」改め「鴻池新田」
1709	6 年	鴻池新田入作 23 ヶ村 450 人
1710	7 年	中新田前島買収（反別 13 町 3 反 6 畝 2 歩）
1711	正徳元年	大風で百姓家屋多数損壊
1712	2 年	隣村 5 ヶ村の庄屋が幕府に鴻池新田の再検地を訴える
1719	享保 4 年	再検地（反別 157 町 8 反 8 畝 22 歩、石高 1706 石 8 斗 8 升）
1721	6 年	検地絵図に会所本屋・米蔵・文書蔵・表長屋門・支配人役宅 2 棟が記される
1724	9 年	寝屋川筋 20 ヶ村用水組合に加入（のち 22 ヶ村）
1725	10 年	徳庵井路の堤防が破損、橋本新田（8 反 2 畝 2 歩）と三嶋新田（33 町 8 反 8 畝 3 歩）の一部を買収
1731	16 年	中新田西寺嶋買収（9 町 6 反 3 畝 8 歩）、このころ鴻池新田抱え百姓は東村 23 軒・西村 15 軒・三嶋 2 軒・寺嶋 8 軒
1735	20 年	茨田郡三矢村で淀川の堤防が決壊、摂津・河内で稲 5 万石に損害
1740	元文 5 年	会所道具蔵新築
1746	延享 3 年	会所屋敷蔵新築
1756	宝暦 6 年	鴻池新田家数 42 軒 306 人
1759	9 年	会所本屋の座敷増築
1777	安永 6 年	中新田東寺嶋買収（4 町 5 反 1 畝）
1786	天明 6 年	会所文書蔵新築
1789	寛政元年	「百姓之風儀改并俟約申合之事」を定める
1792	4 年	鴻池新田 3 ヶ村の百姓 1 0 人が年貢免除を求めて本邸に直訴、厳罰に処せられる、直訴禁止等の定書制定
1796	8 年	「百姓方定書」を定める
1802	享和 2 年	会所米蔵建て替え、点野および仁和寺で淀川の堤防が決壊、河内国 149 ヶ村で浸水
1803	3 年	洪水方入用で鴻池新田が 54 貫 338 匁を負担
1807	文化 4 年	大庭八番村で淀川の堤防が決壊、鴻池新田も被害を受ける
1808	5 年	洪水方入用で鴻池新田が 38 貫 597 匁を負担
1812	9 年	鴻池新田村の抱え百姓 44 軒、別家鴻池屋の草間伊助直方が『鴻池新田開発事略』を著す
1833	天保 4 年	会所本屋修理
1844	15 年	会所道具蔵建て替え
1849	嘉永 2 年	会所支配人役宅建て替え
1853	6 年	大風で会所本屋が大破、11 月畿内大地震で鴻池新田普請入用 27 貫 30 匁を地方諸払いへ、11 月畿内大地震会所建物が再び大破・修理
1866	慶応 2 年	鴻池新田幕府御用金 175 両
1875	明治 8 年	鴻池新田・三嶋新田・中新田地租改正
1881	14 年	火の見小屋新築
1884	17 年	「新田規定」を定める
1885	18 年	淀川決壊し、摂津・河内大洪水、鴻池新田の住民は日下村（生駒山西麓）に避難、壘田紀功碑建立
1887	20 年	三嶋 142 に江北尋常小学校（現成和小学校）設立

1889	22 年	鴻池新田・新庄村・三嶋新田が北江村となる、淀川および大和川堤防決壊
1893	26 年	天王寺屋五兵衛を会所にかくまう
1895	28 年	浪速鉄道（現 JR 学研都市線）片町～四條駅間開通
1896	29 年	第十三国立銀行が鴻池新田会所内に出張員詰所を置く、江北尋常小学校が現在地に移転（敷地は鴻池家の寄贈）、北江尋常小学校に校名変更
1887	30 年	第十三国立銀行の営業を引き継いだ鴻池銀行が会所内に同行出張所を置く
1901	34 年	鴻池新田の小作制度改革
1902	35 年	小作争議起こる
1906	36 年	小作争議起こる、鴻池新十郎家が深野新田を売却、鴻池新田も売却の検討を始める
1906	39 年	鴻池新田の売却方針撤回
1910	43 年	鴻池新田の称を廃止し、大字鴻池とする
1911	44 年	小作争議起こる
1912	45 年	鴻池家により鴻池新田に停留所を設置
	大正元年	小作争議起こる
1913	2 年	鴻池新田停留所を拡張し、停車場へ格上げ、鉄道院へ寄付
1917	6 年	大隈重信（前年まで内閣総理大臣）、鴻池新田へ来訪
1923	12 年	小作争議起こる
1925	14 年	鴻池銀行鴻池新田出張所、鴻池新田駅前に移転、支店に昇格、
1926	15 年	鴻池新田耕地整理実施
1935	昭和 10 年	産土社現在地に移転
1936	11 年	西村住宅(西鴻池 1 丁目付近)開発開始
1947	22 年	農地改革の実施、鴻池新田の大部分を小作人に払い下げ
1950	25 年	会所はこの年まで機能
1952	27 年	肝煎役解散、12 代善右衛門幸昌、会所で居住する
1969	44 年	国鉄片町線の高架化により会所北側の周濠が埋められる
1972	47 年	大東水害、鴻池新田も水に浸かる
1976	51 年	役宅部を除く会所敷地が文化財保護法により国の史跡に指定される
1977	52 年	鴻池家より東大阪市が史跡指定地内の建物の指定寄付を受ける、会所敷地 6、524.73 平米を東大阪市が買収
1978	53 年	会所敷地 1、655.3 平米を東大阪市が買収
1980	55 年	本屋・屋敷蔵・文書蔵・米蔵・道具蔵および棟札 6 枚が国の重要文化財に指定される
1985	60 年	解体修理工事着手
1995	平成 7 年	解体修理工事竣工
2005	17 年	朝日社解体修理竣工（鴻池家による）

（３）周辺の文化財

東大阪市には 142 件の指定等文化財（令和 4 年 12 月 1 日現在）があるが、河内寺廃寺跡や枚岡神社などがある市域東側の生駒山麓地域に多く分布しており、史跡鴻池新田会所跡を含む市域北側の地域にはあまり指定等文化財は分布していない。

史跡指定地周辺は江戸時代中期に新田開発された地域ということもあり、文化財は未指定文化財も含めてあまり分布していない。鴻池新田内には産土神社や竹永稲荷といった神社があり、産土神社は元は鴻池新田会所内（現在朝日社の場所）に造営された天照大神を祀る神明社であった。鴻池新田の氏神だったが、明治 40 年(1907)に新庄の皇太神社、三島の三島神社を合祀し、昭和 10 年(1935)に現在地に新しく社殿を建てて移転したものである。産土神社の秋祭りでは、地車曳行が行われる。

大阪府内には鴻池新田以外にも多くの新田が開発されたが、建造物の遺構が現在も継承されて、一般に公開されているところは、鴻池新田会所以外には安中新田会所跡（旧植田家住宅）（八尾市）と加賀屋新田会所跡（大阪市住之江区）のみである。（詳細は第 3 章第 1 節鴻池新田会所の概要参照）



図 2-13 鴻池新田会所周辺の文化財

第 3 節 社会的環境

（１）交通・アクセス

史跡指定地の最寄り駅である JR 片町線（通称、学研都市線）の鴻池新田駅は、大阪市内と奈良方面を北河内地域を経由して結ぶ路線であり、鴻池新田駅から京橋駅まで約 9 分、北新地駅まで約 17 分で行くことができる。また、大阪モノレールの門真市駅～（仮称）瓜生堂駅間の延伸工事が令和 11 年(2029)開業を目指して進められており、（仮称）鴻池新田駅の開業も予定されている。

JR 鴻池新田駅前には近鉄バスのバス停があり、荒本駅（近鉄けいはんな線）や河内小阪駅（近鉄奈良線）に行く路線が運行されている。

JR 鴻池新田駅から会所施設の入口（冠木門）までは徒歩で約 5 分の距離にあり、市営の駐車場は整備されていない。



図 2-14 史跡指定地へのアクセス

(2) 周辺土地利用

史跡指定地周辺には、JR 鴻池新田駅の駅前を中心として、商業施設や飲食店、業務ビルが建ち並んでおり、鴻池グラナリーコートやイオン鴻池店などのショッピングセンターもある。これらの商業地以外はほとんどが住宅地である。

鴻池新田として新田開発された地域は、広範囲にわたって田畑が広がっていたが、戦後の都市開発によって現在はほとんど残っていない。なお、街区はかつての田畑の形状を維持しているところが多い。



図 2-15 JR 鴻池新田駅前(左)と鴻池新田会所南側の道路(右) (令和 3 年(2021)10 月撮影)



図 2-16 史跡指定地周辺の土地利用（宅地利用動向調査 近畿圏 2008 年）
（数値地図 5000(土地利用)を加工して作成）

（３）法規制

①文化財保護法

【周知の埋蔵文化財包蔵地】

旧鴻池新田会所跡の範囲（史跡指定地及び旧役宅跡地）は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、文化財保護法第 93 条もしくは第 94 条に基づき、土木工事等を行おうとする時は事前に文化庁長官に届出・通知等をする必要がある。

【史跡指定地】

史跡指定地は、文化財保護法第 125 条に基づき、現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は文化庁長官の許可を受けなければならない。

【重要文化財】

重要文化財は、文化財保護法第 43 条に基づき、現状を変更し、または保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は文化庁長官の許可を受けなければならない。また、修理しようとする時は、着手の 30 日前までに文化庁長官に届出をする必要がある。

②都市計画法・建築基準法（近隣商業地域・準防火地域）

史跡指定地及びその隣接地は、容積率 300、建ぺい率 80 の近隣商業地域に指定されている。

また、史跡指定地を含む周辺の一帯は準防火地域に指定されており、1 階建ての場合、延べ面積 1,500 ㎡以上の場合は耐火構造、500 ㎡超 1,500 ㎡以下では準耐火構造、500 ㎡以下では防火構造にする必要が

ある。その他、延焼のおそれのある外壁の準防火性能の確保や屋根の不燃化等が求められる。

なお、重要文化財建造物については、建築基準法第3条第1項第3号により建築基準法の適用が除外されている。

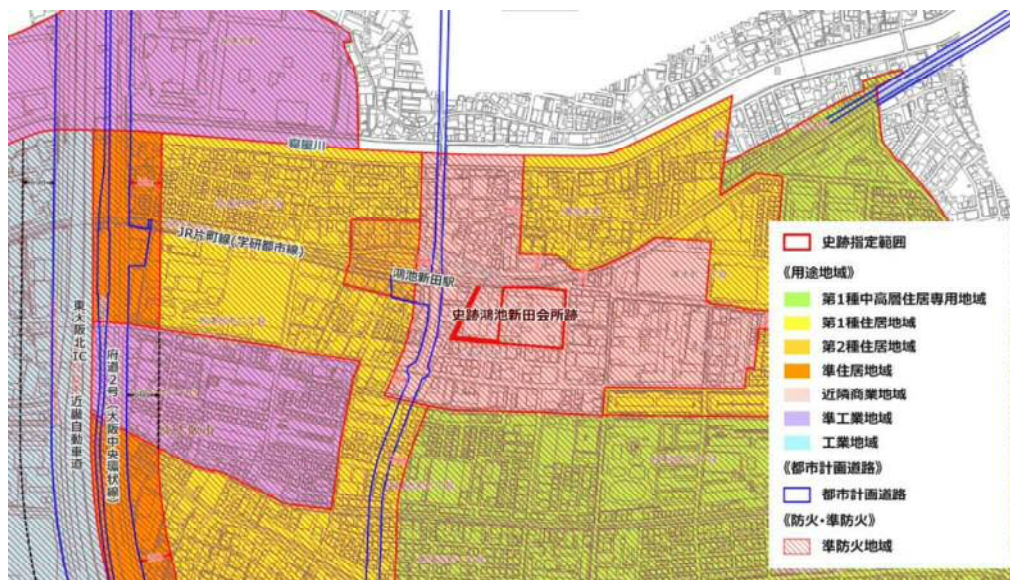


図 2-17 史跡指定地周辺の用途地域等（下図出典：東大阪市都市計画情報 2019 年 3 月 19 日現在）

③消防法

重要文化財建造物においても、消防法施行令第10条第1項第1号及び第21条第1項第1号イにより、原則として消火器または簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければならない。

「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」を踏まえた対応も求められる。

④東大阪市文化財保護条例

東大阪市文化財保護条例の第3条において、所有者の心構えとして、「文化財の所有者その他の関係者及び市民は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに、文化的活用に協力しなければならない。」と定めている。

⑤鴻池新田会所条例

鴻池新田会所条例は平成9年(1997)に制定され、施設の使用ルール等を定めている。会所施設での火気の使用や無許可の飲食・物販等が禁止されている。（条文は参考資料参照）

⑥都市機能誘導区域（立地適正化計画）

史跡指定地周辺は、東大阪市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域（鴻池新田駅周辺エリア）に含まれ、会所施設は教育・文化施設として誘導施設に位置付けられている。

誘導施設の休止又は廃止を行う場合は、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項により、休止及び廃止しようとする 30 日前までに届出が必要となる。



図 2-18 都市機能誘導区域（鴻池新田駅周辺エリア）

⑦景観計画

東大阪市域のほぼ全域が景観計画区域に設定されている。建築面積が 1,000 m²を超える建築物や擁壁等の増築や改築、外観を変更することとなる修繕等は届出が必要となるが、現状変更の同意等を得た行為等については、景観法第 16 条第 7 項第 11 号及び東大阪市景観条例第 17 条第 1 項第 8 号により、適用除外となる。

第1節 旧鴻池新田会所跡の概要

旧鴻池新田会所跡の東側の敷地には、本屋や米蔵などの重要文化財、表長屋門や乾蔵などの歴史的建造物等があるが、当初からこれらの建造物がすべて存在していたわけではない。

享保4年(1719)の再検地図には、鴻池新田会所の西側に茅葺の建物が2棟あり、記録上これが役宅の初見となる。元文5年(1740)には道具蔵が建設され、延享3年(1746)には屋敷蔵が建設されている。本屋座敷棟棟札によると、宝暦9年(1759)には座敷棟周辺で大修理が行われている。天明6年(1786)には文書蔵が上棟している。享和2年(1802)、文書蔵は北側にある米蔵の拡大(建て直し)に伴って、出入口を北面から東面に変えていることが修理墨書から分かっている。文書「三番蔵・北蔵・浜蔵破損につき修復諸入用」によって、天保15年(1844)には道具蔵の組替と乾蔵の屋根替が行われていることが分かり、乾蔵はこれ以前に建造されたことが考えられる。

嘉永直前と思われる古図と現在で異なる点

- ・表長屋門は現在のものと規模や平面が異なる。
- ・現在の絵馬堂のところに観音堂があり、絵馬堂は現在の墾田紀功碑のあたりにある。
- ・表長屋門の西側にある居宅の納屋はない。
- ・本屋西面下屋の西側に現在存在しない土蔵がある。
- ・乾蔵と裏長屋門の間に近年まで存在していた納屋がある。
- ・屋敷蔵の西はイタマのみで、北面下屋とつながっていない。

明治 14 年（1881）には火の見小屋が建てられた。前年に淀川が大氾濫を起こした明治 19 年（1886）の本屋平面図の古図には、蔵前の北にそれまでなかった別棟がみられる。

史跡指定後の昭和 59 年(1984)～平成 7 年(1995)、嘉永 6 年 (1853) 頃の姿に復する保存修理工事が行われ、現在の様相となっている。

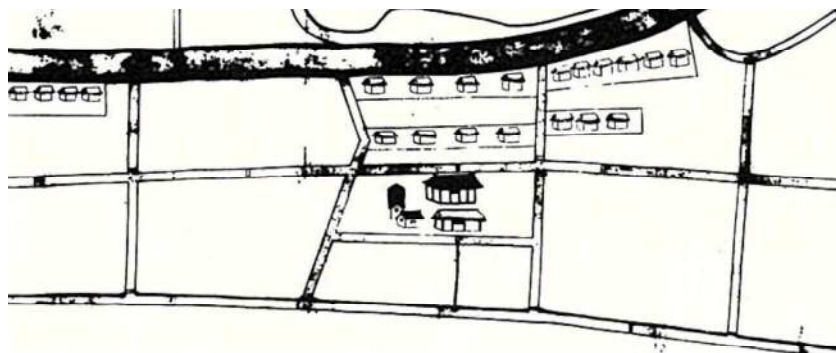


図 3-1 宝永 5 年(1708)鴻池新田検地絵図 (会所拡大)

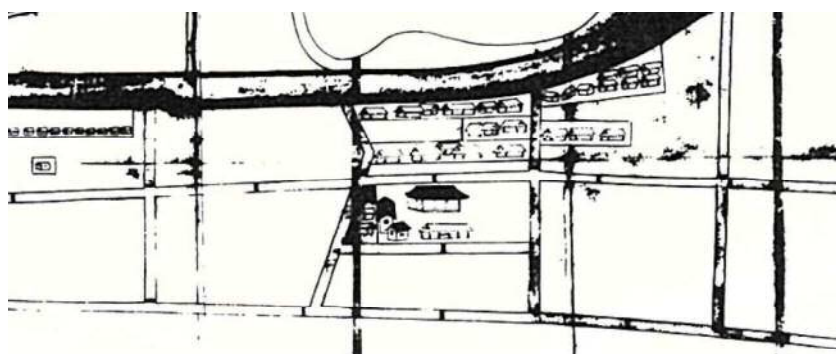


図 3-2 享保 4 年(1719)鴻池新田再検地絵図 (会所拡大)

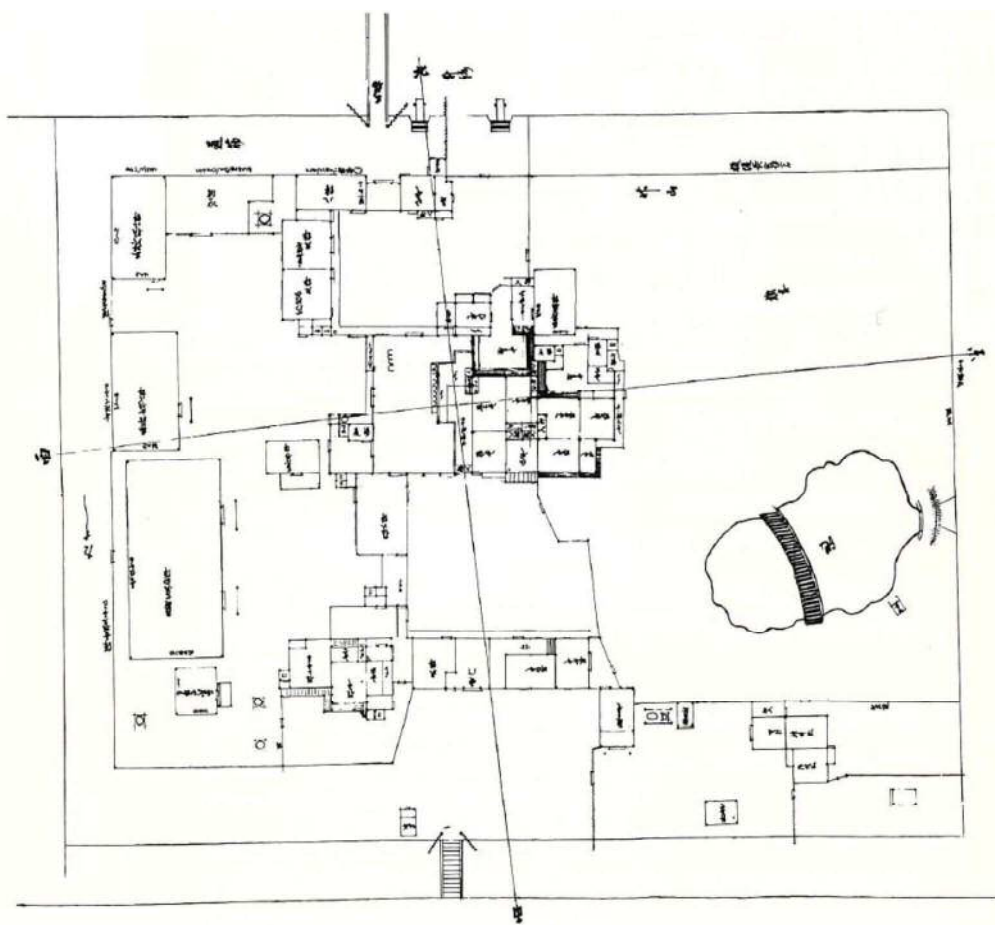


図 3-3 嘉永修理直前と思われる古図 (鴻池家所蔵)

(2) 建造物の個別概要

本項では下記の建造物についての概要を記載する。



図 3-4 重要文化財建造物及び歴史的建造物（赤色着色部は重要文化財指定）

表 3-1 重要文化財建造物及び歴史的建造物

分類	番号	棟名（附）	備考	頁数
Ⅰ．重要文化財建造物 （指定名称：旧鴻池新田 会所 5 棟）	I-①	本屋（附 棟札 3 枚）	※指定としてはⅠ-⑥北面 下屋、Ⅰ-⑦米踏部屋を含む	P 29
	I-②	屋敷蔵		P 31
	I-③	文書蔵（附 納札 1 枚）		P 31
	I-④	米蔵（附 棟札 1 枚）		P 32
	I-⑤	道具蔵（附 棟札 1 枚）		P 33
	I-⑥	北面下屋	※指定としては本屋の一部	P 33
	I-⑦	米踏部屋	※指定としては本屋の一部	P 34
Ⅱ．歴史的建造物	Ⅱ-①	乾蔵		P 34
	Ⅱ-②	蔵前		P 35
	Ⅱ-③	表長屋門		P 35
	Ⅱ-④	裏長屋門		P 36
	Ⅱ-⑤	居宅（旧銀行跡）		P 36
	Ⅱ-⑥	火の見小屋		P 37
	Ⅱ-⑦	冠木門		P 37
	Ⅱ-⑧	朝日社		P 38
	Ⅱ-⑨	絵馬堂		P 39
	Ⅱ-⑩	新座敷棟		P 39
	Ⅱ-⑪	土塀		P 40
	Ⅱ-⑫	旧役宅跡地		P 41

I. 重要文化財建造物（指定名称：旧鴻池新田会所 5棟）

I-①本屋（附 棟札 3枚）〔重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定〕



図 3-5 本屋（2021 年 10 月 22 日撮影、下中・下右は 10 月 28 日撮影）

建設年代	宝永 4 年（1707）
現在の構造形式	桁行 29.7m、梁間 12.8m、西面入母屋造、東面切妻造段違、南面便所、玄関、土庇及び米踏部屋附属、北面庇付、西面庇及び下屋附属、北面突出部 桁行 3.0m、梁間 11.8m、北面上屋附属、入母屋造、本屋屋敷蔵間接続部本瓦及び棧瓦葺
概要	本屋は会所敷地の中央東よりに建つ中心的な建物で、新田開発が概ね完工した宝永 4 年（1707）に建てられたものである。鴻池家の本邸は大坂今橋、鴻池新田を管理する支配人は会所敷地西側の役宅に居住していたため、本屋は事務所としての役割を果たす建物である。 本屋は南面しており、西側から土間（ニワ）、居室部、座敷部という構成になっている。本屋に附属する建物として、蔵前や米踏部屋、新座敷棟などがある。 土間は独立柱を 2 本しか立てずに大きな梁を縦横に架け、豪壮な梁組を見せている。土間内には大きな竈が設けられ、災害のときなどには村中の人々のために炊き出しを行った。 土間の豪壮さに対して、床の上部は質素な造りで、長押を付けた部屋はなく、床や棚も元来は座敷部東北隅の一部屋に設けられるにすぎない。土間に面した部屋は勘定間と呼ばれ、事務室の役目をしていた。書院造の座敷部は会合のあったときは大広間となり、近在の庄屋や大坂からの代官、幕府の役人等を接待する社交場として使われた。 屋根は本瓦葺で、入母屋造として各妻に小さな千鳥破風を重ねて設け、城郭風の趣も見せている。 宝暦 9 年（1759）や嘉永 6 年（1853）など何度も大改修が行われており、当初の姿からは変化している。昭和 27 年（1952）に鴻池家の当主が居住することになった際の改造では、新座敷棟を改築し、米踏部屋や井戸屋形も部屋や風呂に改造して、居住空間化している。 （出典：『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会、昭和 63 年）『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工保存修理工事の内容	ニワ廻りは軸部まで全部解体し、柱根継補修、大梁は内部足場上に降ろし、繕い補修を行った。居室部・座敷棟は屋根及び壁を解体し、柱の座屈を修正した他、木部は屋根野地と床組のすべてを解体した。破損部は取替えのため部分的に解体したが最小限に留めた。礎石は部分的に据直し、根巻補強を行った。後世の変更箇所について現状変更の許可を得たので、これらの復旧もあわせて施工した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

I -②屋敷蔵 [重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定]



図 3-7 屋敷蔵 (2021 年 10 月 22 日撮影)

建設年代	延享 3 年 (1746)
現在の構造形式	土蔵造、桁行 7.8m、梁間 4.9m、二階建、切妻造、本瓦葺
概要	屋敷蔵は本屋の北側で接続する小規模な二階建て、本瓦葺の土蔵である。 屋敷蔵はこれまでその建設年代や修理時期も明確に分かっていなかったが、平成 7 年竣工保存修理工事での解体調査によって、延享 3 年 (1746) に建設されたものと分かった。 当初の屋敷蔵は独立した蔵であったが、嘉永修理前の古図には西側に蔵前が描かれている。嘉永修理直前には、この蔵前は廃されて、北面下屋と一体となった現在の蔵前となっている。昭和 27 年 (1952) には、蔵の入口を西から南に変更されている。 (出典：『鴻池新田と会所』(東大阪市教育委員会、昭和 63 年)『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))
平成 7 年竣工保存修理工事の内容	柱下布基礎石は不同沈下し、各所に折損が認められたため、一旦すべてを解体し、破損していた布石を取替えて据え直した。解体調査により、旧出入口は西面であったことが認められ、一階東面の窓・階段の旧位置等も判明し、現状変更の許可を得て、これらの復旧をあわせて施工した。(引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))

I -③文書蔵 (附 納札 1 枚) [重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定]



図 3-8 文書蔵 (2021 年 10 月 22 日撮影)

建設年代	天明 6 年 (1786)
現在の構造形式	土蔵造、桁行 6.0m、梁間 4.9m、二階建、切妻造、東面庇附属、棧瓦葺
概要	文書蔵は土蔵群の中で最も南に位置し、北側には米蔵が隣接している。小規模な二階建てで、置き屋根、棧瓦葺の土蔵である。 入口は、文書蔵の修理墨書及び米蔵の棟札によって、享和 2 年 (1802) に米蔵の規模拡大 (建て替え) に伴って、北面から東面に変更していることが分かっている。また、平成 7 年竣工保存修理工事での半解体工事によって、平面の寸法等は変更せず、建設当初からの規模で、出入口だけの位置変更を行っていることが分かった。 (出典：『鴻池新田と会所』(東大阪市教育委員会、昭和 63 年)『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))
平成 7 年竣工保存修理工事の内容	置屋根・壁全面・一階床組破損部及びこれに關係する雑作材を解体した。庇は仮設物建設前に解体した。庇杣石・東石・正面石階を、当初計画では据え直しとしていたが、不良の段石を取替え、庇周囲に雨落葛石を据え付け、雨落内を石敷とした。なお、半解体調査によって、もとは正面出入口に両開き土扉が装置されていたこと、庇の旧状等が判明したので、現状変更の許可を得て、これらの復旧をあわせて施工した。 (引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))

I-④米蔵（附 棟札 1 枚）〔重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定〕



図 3-9 米蔵（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	享和 2 年（1802）
現在の構造形式	土蔵造、桁行 22.9m、梁間 10.5m、切妻造、東面庇附属、本瓦葺
概要	米蔵は土蔵群の中で南から 2 番目に位置し、南側には文書蔵、北側には道具蔵が隣接している。本瓦葺の大規模な土蔵で、東面に入口を 2 箇所構え、内部を南北 2 室に区画している。両室ともに桁行中央に 2 本の柱を立て、胴差を入れてその上方に丸太柱を立てている。 米蔵は鴻池新田会所が開設された当初の宝永 4 年（1707）に棟上げが行われたという記録があるが、現在の建物は規模拡大のために享和 2 年（1802）に建て替えられたものである。 米蔵は当初から米を納めるために建てられた蔵であり、会所運営上重要な建物であった。かつては二千石蔵とも呼ばれ、新田内で収穫された年貢米が納められ、会所敷地北側の舟着場から水路、寝屋川を通して大坂へと運ばれていた。 （出典：『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会、昭和 63 年）『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	当初計画では、半解体修理として着手したが、調査の結果、軸組材の腐朽弛緩、桁のはらみ出し、木の狂い等による建物全体のゆがみがひどく、修理方針を変更して、全解体とした。柱下布基礎石は不同沈下し、狂いが著しく、各所に折損が認められたので一旦すべて解体し、部分的に布石を取替えて据直した。また、二階床組構造及び補強は後補のものであり、内部土間にはもと転ばし根太床が張られていたことがわかり、建物のゆがみ、狂い等の原因は建物が大梁間の登梁構造の上、屋根に大量の置土があり、荷重が必要以上に大き過ぎるためであったことなどがわかり、現状変更の許可を得て、後補の二階床組及び筋違等の補強材をすべて撤去し、木部の腐朽・破損部材は繕い、または取替えて、根本修理を施すとともに転ばし根太床の復旧を行った。 建物補強については、屋根荷重（野地上置土を取止めて箱状の木枠を作り、瓦の葺足を伸した。）を軽減して、旧置土厚さに筋違・二重野地を設けて補強及び高さの調整を行った。また、軸組の補強として登梁尻を梁持柱と緊結し、ターンパックスルを使用して梁尻を鋼棒で繋いで開き止めを施した他、壁貫の隠込栓、横架材の受桟等必要に応じて細部の補強を行った。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

I -⑤道具蔵（附 棟札 1 枚）〔重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定〕



図 3-10 道具蔵（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	元文 5 年（1740）
現在の構造形式	土蔵造、桁行 13.6m、梁間 7.6m、一部二階、切妻造、本瓦葺、東面庇附属
概要	道具蔵は土蔵群の中で北から 2 番目に位置し、南側には米蔵が隣接している。本瓦葺の土蔵で、内部は南方 4 間、北方 3 間の 2 室に区画している。南室は床板張り、北室は土間となっている。主に農耕具を保管していたと伝えられていることから道具蔵と呼ばれているが、北室には米などの穀物が貯蔵できるようにもなっていた。明治時代には防水用具倉庫としても利用されていた。 重要文化財指定時は、天保 15 年（1844）の棟札をもってその建設年代としていたが、平成 7 年竣工保存修理工事での調査によって、元文 5（1740）の墨書が見つかり、文書や絵図等から考察した結果、現在の建物は元文 5 年（1740）と判断されている。 （出典：『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会、昭和 63 年）『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工保存修理工事の内容	建物は全解体し、腐朽・破損部を補修した。解体調査の結果、西室の天井は後補であり、外部東側の腰板張りも後補であることがわかったので、現状変更の許可を得て、これらを撤去して旧状に復した。なお、正面庇の南蟬羽が後世切断されていたので、この部分も旧状に復した。南室床束を据え直し、北室の土間は一部在来の叩きを残して大部分を叩き直した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

I -⑥北面下屋〔重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定〕



図 3-11 北面下屋（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	嘉永 6 年（1854）以前
現在の構造形式	桁行 5.7m、梁間 3.0m、片流れ下屋、棧瓦葺
概要	本屋と屋敷蔵に附属する建物で、東側に蔵前、西側に北面下屋という配置となっている。北面下屋は南面に本屋土間と接続する。 前身建物として、嘉永以前に七畳半の部屋と押入れのある下屋と、物置と六畳の部屋のある下屋があった。現在の建物は、古図から嘉永 6 年（1854）以前の建設だと思われるが、明確な年代は分らない。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工保存修理工事の内容	建具などを復旧整備した。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

I -⑦米踏部屋 [重要文化財：昭和 55 年(1980) 1 月 26 日指定]



図 3-12 米踏部屋 (2021 年 11 月 12 日撮影)

建設年代	明治 24 年 (1891)
現在の構造形式	桁行 9.7m、梁間 5.9m、切妻造、南面庇付き、棧瓦葺
概要	米踏部屋は本屋の附属建物で、本屋の南西側に位置し、土間と接続している。南西側に唐臼と板床を設けている。 建物自体は嘉永以前の古図に現れているが、現在の建物は明治 24 年 (1891) に再建されたものである。 (出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	内部の雑作はすべて昭和 27 年 (1952) の増設だったため、これを撤去し、唐臼を復原した。 (引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))

II. 歴史的建造物

II-①乾蔵



図 3-13 乾蔵 (2021 年 10 月 22 日撮影)

建設年代	天保 15 年 (1844) 以前
現在の構造形式	桁行 11.8m、梁間 5.9m、土蔵造、切妻造、置屋根、棧瓦葺
概要	乾蔵は土蔵群の中で最も北に位置し、南側には道具蔵がある。置き屋根、棧瓦葺の土蔵で、他の土蔵と異なり、入口は南面にある。敷地内の北西にあるため、乾蔵と呼ばれている。 建設年代やその後の経緯は明確に分かっていないが、平成 7 年竣工保存修理工事で文献調査において、天保 15 年 (1844) に北蔵として修理されていることが分かっている。 (出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	先に解体されて格納されていた各部材を繕い、または補足して組立工事を行った。基礎石はコンクリート地業のうえ据え直した。周囲の雨落石の西北面を据え直し、東南面は新規の補足石材を据え付けた。なお、西面の雨落縁石を据え直し、雨落溝を整備した。 (引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』(東大阪市、平成 8 年))

II-②蔵前



図 3-14 蔵前（2022 年 2 月 16 日撮影）

建設年代	嘉永 6 年（1854）以前
現在の構造形式	桁行 6.3m、梁間 3.9m、切妻造、棧瓦葺
概要	本屋と屋敷蔵に附属する建物で、東側に蔵前、西側に北面下屋という配置となっている。蔵前は東面に屋敷蔵と接続する。 明治 19 年（1886）の古図には、蔵前の北側に別棟が増築されている。昭和 27 年（1952）には、屋敷蔵の出入口変更に伴って、渡廊下棟が新築されている。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	明治 19 年（1886）増築部を撤去し、嘉永 6 年（1853）修理後の姿に復旧整備した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-③表長屋門



図 3-15 表長屋門（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	明治 41 年（1908）
現在の構造形式	桁行 12.0m、梁間 4.0m、入母屋造、棧瓦葺
概要	本屋と冠木門のほぼ中央に位置し、西方は居宅と隣接し、東方は絵馬堂まで続く築地塀と接続している。表長屋門は南面しており、東側に 6 畳間 1 室、西側に 6.5 畳間 1 室を設ける。 表門としての機能を持つ建物は、鴻池新田会所が開設された初期の段階から存在しており、宝永 5 年（1708）鴻池新田検地絵図に描かれている。その後も古図に表門を確認できるが、建築後の変遷はよく分かっていない。 現在の表長屋門は明治 41 年（1908）に建てられたものだが、以前の門と比べて全体的に縮小している。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	屋根は全面葺替、野地補修。床組は解体し、束石を据え直した。木部は腐朽・破損部を補修、壁は内外共中塗より塗直し、建具は板扉の補修を行い、欠失していた建具を新調した。東北隅の布基礎石は不陸修正のため根巻補強を行った。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-④裏長屋門



図 3-16 裏長屋門（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	安政 5 年（1858）
現在の構造形式	桁行 17.9m、梁間 4.0m、入母屋造、茅葺型銅板葺、東面下屋附属、棧瓦葺
概要	会所敷地内の北側に位置している。扉構えは舟付場の雁木のある北側に向かっている。現在の建物は安政 5 年（1858）かその直前に建てられたものだが、記録上の初見は嘉永以前の古図である。 昭和 10 年（1935）頃の写真が多数あり、当時は茅葺だった。また、裏長屋門から物を出し入れしていた様子も写真にあり、ここで荷を舟に積んだ様子がうかがえる。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	建物は全部解体し、腐朽・破損部を補修した。基礎石は不陸整正のため据え直した。解体調査の結果、又首柄穴の痕跡等を確認し、古写真からも、もと茅葺であったことが明らかであったが、防災上の見地から茅葺型銅板葺に変更した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-⑤居宅（旧銀行跡）



図 3-17 居宅（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	不詳
現在の構造形式	桁行 11.8m、梁間 8.8m、切妻造、棧瓦葺、東面庇付（棧瓦葺）、西面便所附属（片流れ屋根、棧瓦葺）、東南隅納屋附属（切妻造、棧瓦葺）
概要	居宅は表長屋門の西側に位置している。会所敷地内では唯一独立した居住建物である。嘉永以前の古図でも、居住するための間取りとなっていることが分かる。居宅の平面はこの古図と軸組状況がほぼ一致しているが、後世の改変が多く不明な点も多い。 居宅は明治 29 年（1896）に第十三国立銀行の出張員詰所となり、翌年には鴻池銀行新田出張所として使われている。14 畳の座敷を板敷の営業室、玄関・土間廻りを受付室とし、昭和 7 年（1932）には北別館（平成 7 年竣工保存修理工事で撤去）を増築し、金庫を据えた。戦後は使用人が居住していた。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	当初計画では半解体修理として、建物が鴻池銀行出張所の機能をもった時期に復旧整備する予定であったが、半解体調査の結果、軸組材の腐朽・蟻害が著しく、修理方針を変更して全解体修理とした。東南に附属する納屋は、一部防災設備ポンプ室として利用し、後世に増築された北別館は撤去した。柱基礎石は不同沈下していたため、すべて据え直した。解体調査により、軸部・小屋組に会所創立期に近い当初材が多く残っていたことが認められたため、痕跡・古絵図等により居宅として復原した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-⑥火の見小屋



図 3-18 火の見小屋（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	明治 14 年（1881）
現在の構造形式	桁行 4.0m、梁間 3.0m、寄棟造、棧瓦葺
概要	冠木門の近くに位置する小規模な寄棟造の建物である。 明治 33 年（1900）まで、新田内の農家の人が毎晩交代で大坂今橋の鴻池家本邸に火事などの異常がないか番をし、異常のあった時は今橋まで駆けつけ、消火にあたったと言われている。 現在の建物は明治 14 年（1881）に建てられたもので、昭和 55 年（1980）に全面解体復元工事が行われている。 （出典：『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会、昭和 63 年）『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-⑦冠木門



図 3-19 冠木門（2021 年 10 月 22 日撮影）

建設年代	不詳
現在の構造形式	両門柱真々3.2m、冠木門
概要	会所施設敷地と周濠の外との境界になっている。もともこの門はなく、石橋と表長屋門の間は私道的な道路であった。この道路は土蔵群と旧役宅の間を抜けて、北側の周濠にかかる石橋へと通じていた。

II-⑧朝日社



図 3-20 朝日社（2021 年 10 月 28 日・2022 年 2 月 16 日撮影）

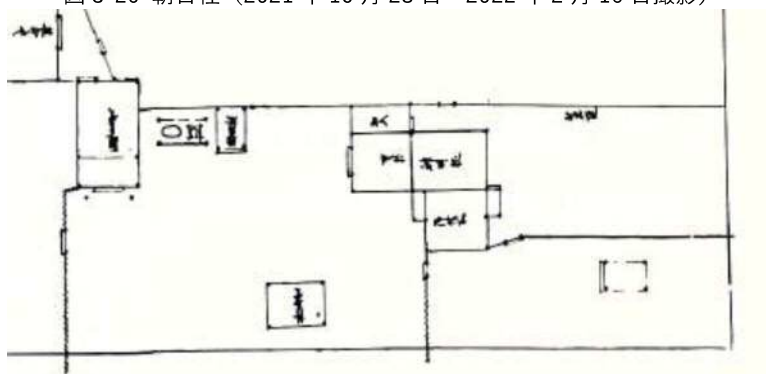


図 3-21 嘉永修理直前と思われる古図（朝日社境内拡大）

建設年代	不詳
現在の構造形式	（前室及び神殿）桁行 8.5m、梁間 4.5m、入母屋造、茅葺、東面下屋付、棧瓦葺 （南面突出部）桁行 3.9m、梁間 3.9m、入母屋造、茅葺
概要	朝日社境内は会所敷地内の南東隅に位置し、境内地は鴻池合資会社所有地で非公開となっている。境内には朝日社の他、絵馬堂や弘化 3 年(1846)建造の石鳥居、壱田紀功碑、多数の石灯籠などがある。 朝日社は西面して建ち、神殿の前に拝殿に相当する前室を設けている。神殿の南側に突出部となる控えの間を設けて、L 字型の平面構成になっている。軸部には改造の跡が多くみられる。嘉永以前の古図によると、朝日社は現在と同じような平面構成だが、東面下屋はなく、南東側に祠らしきものがある。嘉永以前の古図に描かれるまでの変遷の詳細は分かっていないが、柱に残る痕跡などにより、時代的には神殿部分が一番古く、前室は後から付け加えられている可能性が高い。現在の形式になった時期は明治 18 年(1885)の水害後で、鴻池家所蔵の「御宮破損仕様書」や「神明社修繕録」にその経緯が記録されている。 朝日社は鴻池新田が開発された当初に鴻池新田の氏神として天照大神を勧請したのが始まりで、神明宮と呼ばれていた。文書史料「鴻池新田開発時略」によれば、宝永 3 年(1706)に成就した当初は周濠の外に建てられていたが、翌年宝永 4 年(1707)に現在の場所に引き移している。江戸時代後期頃には末社の開祖神社が創建され、新田開発者である 3 代目鴻池善右衛門宗利も祀られた。両社は明治 19 年(1886)に合祀された。 神社は明治元年(1868)まで宮座制によって管理されていた。4 月 16 日は鴻池新田開発の日として記念祭が行われ、農家は全部休みで神社へ参拝していた。 明治 40 年(1907)には、新庄の皇太神社（祭神：天照大神）と三島の三島神社（祭神：大国主大神）が合祀され、産土神社と呼ばれていた時期もある。昭和 10 年(1935)に会所敷地から南方（南鴻池町）に新たな社殿を建てて、天照大神及び大国主大を祭神とする産土神社は移転している。天照大神と 3 代目鴻池善右衛門宗利が祭神となった社は朝日社と改称され、現在に至る。 （出典：『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会、昭和 63 年）、『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年）、産土神社解説板（東大阪市、平成 16 年）、『史跡鴻池新田会所跡朝日社保存修理工事清算書』（財団法人文化財建造物保存技術協会、平成 17 年））
平成 17 年竣工 保存修理工事 の内容	新田御開発 300 年を迎えて本殿が解体修理され、平成 17 年(2005)3 月に竣工し、明治 19 年(1886)の状態に整備された。屋根葺替・揚家を伴った基礎部分の修理・部分解体修理が行われた。

II-⑨絵馬堂



図 3-22 絵馬堂（2021 年 10 月 28 日撮影）

建設年代	不詳
現在の構造形式	桁行 4.9m、梁間 3.0m、切妻造、本瓦葺
概要	嘉永以前の古図によると、現在の絵馬堂のところに観音堂があり、絵馬堂は現在の壱田紀功碑のあたりにある。明治 19 年(1886)に記された「壱田紀功碑表書類ならびに神明社修繕録」によると、明治 18 年(1885)の洪水で朝日社境内の建物は大きな被害を受け、絵馬堂を撤去し、観音堂等は除去して、壱田紀功碑を建てたとしている。古図とこの文書から現在の場所に絵馬堂が建てられたのは明治 19 年(1886)頃だと考えられる。 棟木の蕪懸魚には六葉を付けるなど、会所内の建物とは異なる神社の附属建物であることを強く意識したものとなっている。 絵馬堂には、明治 40 年(1907)、大正 6 年(1917)、大正 10 年(1921)、昭和 3 年(1928)および年代不詳の合計 5 枚の相撲番付が奉納されている。いずれも鴻池で行われたもので、興行終了後に勧進元となった三笠山が、村の氏神である朝日社に奉納したものと考えられる。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年）、『平成 18 年度コーナー展示 鴻池の村相撲と力士・三笠山』（国史跡・重要文化財旧鴻池新田会所)）
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	建物は全部解体し、腐朽・破損部を補修した。布基礎石は不陸整正のため据え直し、内部土間を叩き直した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年)）

II-⑩新座敷棟



図 3-23 新座敷棟（2021 年 10 月 22 日撮影・11 月 15 日撮影）

建設年代	昭和 27 年（1952）
現在の構造形式	桁行 10.2m、梁間 6.0m、切妻造、便所部寄棟造、ともに棧瓦葺
概要	新座敷棟は本屋座敷棟の北東に位置し、現在の新座敷は昭和 27 年（1952）に鴻池家の当主が会所に住んでいた時に建設されたものである。嘉永期には、ここには雪隠と湯殿があり、その後数回の改変がされていることが古図の変遷から分かる。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年)）
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	西北便所、北堀、三畳間及び廊下の一部を解体した。また屋根はすべて解体した。屋根解体後は雨仕舞を考え、養生を施した。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年)）

II-⑪土塀



図 3-24 土塀（2021 年 10 月 22 日撮影、北側土塀(左)のみ 10 月 28 日撮影）

建設年代	（表長屋門東方土塀）明治 41 年(1908)頃 （裏長屋門東方土塀）明治以降 （正面庭・東庭園境土塀）大正 15 年（1926） （裏長屋門西方土塀）昭和 52 年（1977）
現在の構造形式	（表長屋門東方土塀）延長 9.1m、棟高 2.5m、棧瓦葺 （裏長屋門東方土塀）延長 58.0m、棟高 1.5m、棧瓦葺 （正面庭・東庭園境土塀）延長 25.0m、棟高 2.1m、目板瓦葺、コンクリート製 （裏長屋門西方土塀）延長 44.5m、棟高 2.0m、棧瓦葺、コンクリートブロック製・モルタル仕上げ
概要	表長屋門東方土塀は、表長屋門の東面南端に接続する。壁は地面から 0.5m は洗い出しで仕上げ、上部は南面を黒漆喰仕上げ、北面を白漆喰仕上げとしている。接続する表長屋門が明治 41 年（1908）に前身から規模を縮小して建て替えており、この頃に建設されたものと考えられる。 裏長屋門東方土塀は、裏長屋門の北側から東に延びるもので、北面は白漆喰仕上げ、南面は中塗仕上げとしている。嘉永以前の古図では板塀であり、明治以降の建設と思われる。 正面庭・東庭園境土塀は、絵馬堂の北から本屋南便所延長の高塀に延びるものである。土塀と称しているが、構造はコンクリートである。 裏長屋門西方土塀は、裏長屋門の北側から会所敷地北西隅まで延びるもので、中央には出口となる自動扉が設けられている。この土塀は、昭和 52 年（1977）に東大阪市が建設したものである。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
平成 7 年竣工 保存修理工事 の内容	裏長屋門東方の庭園北側築地塀は、木の根による隆起部、亀裂の著しい部分を解体して、築直した。壁はすべて中塗まで掻落して塗直した。表長屋門東方築地塀は、壁は中塗まで掻落して塗直し、屋根も全面葺替えた。正面庭及び庭園境塀は壁上塗を掻落して塗直し、屋根を葺替えた。 なお、裏長屋門東方土塀のクスノキが食い込んでいるところの 4 m は、将来性を考慮して、木製枠組下地の土塀とした。 （引用元：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））

II-⑫旧役宅跡地



図 3-25 旧役宅跡地（2021 年 10 月 22 日撮影）

概要	会所敷地西側（現、鴻池グラナリーコート）の約 4,800 m²の敷地には、鴻池新田会所を管理する支配人の役宅があった。 享保 4 年（1719）の再検地図には、鴻池新田会所の西側に茅葺の建物が 2 棟あり、記録上これが役宅の初見となる。その後の経緯については資料整理がされていないが、鴻池家文書の中には役宅のものと思われる記載や図面が残っている。 役宅は昭和 51 年（1976）に取り壊され、商業ビル（鴻池グラナリーコート）が建設された。 （出典：『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市、平成 8 年））
----	---

（３）建物配置の概要（他の新田会所との比較）

旧鴻池新田会所跡は、鴻池新田のほぼ中央北寄りの寝屋川に近いところに立地している。会所としての機能を持っていた頃は、周囲四方は周濠に囲まれ、敷地内西側 1/3 には支配人が居住した役宅、敷地内東側 2/3 には会所としての機能をもつ鴻池新田会所があった。鴻池新田会所の中心建物である本屋は、南面しており、南側に表長屋門、北側に裏長屋門という配置になっている。現在、北側の周濠は埋め立てられ、旧役宅跡は商業施設となるなど、かつての様相とは異なっているが、敷地は当初から変わっていない。史跡鴻池新田会所跡は、これらの建造物群が完存している全国唯一の会所跡である。

大阪府下に存在していた新田会所の会所建造物で現存しているものは、鴻池新田会所の他に、加賀屋新田会所（大阪市住之江区）、安中新田会所（旧植田家住宅）（八尾市）、春日出新田会所（臨春閣）（大阪市此花区、横浜市三溪園に移築）のみである。これらの概要と鴻池新田会所の建造物との共通性等について、以下に整理する。なお、解体前に調査が行われた東大阪市内の吉松新田会所や、平成 20 年（2008）まで建造物群が存在していた平野屋新田会所（大東市）についても整理の対象とする。

新田会所の建造経緯等が分かるものが少ないこともあり、鴻池新田会所が他の会所に与えた影響、あるいは鴻池新田会所が他の会所から与えられた影響等は分からない。現存事例との比較から分かることとして、鴻池新田会所が公共建築としての性格が強いこと、加賀屋新田会所や平野屋新田会所と比べて面積規模がかなり大きいこと、平野屋新田会所と建物配置の類似性がみられることがあげられる。

旧大和川沿いの新田会所では、林野全孝氏の論文「旧大和川新田会所遺構について」において、吉松新田会所、菱屋中新田会所、深野南新田会所、鴻池新田会所の比較が行われており、共通点として、主屋東に座敷をとり、その東に生駒山を借景とする庭園を配していること、土蔵などを北方・西方に並べていることをあげている。鴻池新田会所は、この 4 つの新田会所の中でも新田会所機能をよく止めており、会所遺構の建築史的な意義が極めて高いという評価もされている。

【加賀屋新田会所（大阪市住之江区）】

加賀屋新田会所は、大阪湾岸を開発した加賀屋新田を管理する会所として開設された。加賀屋新田は加賀屋甚兵衛（大坂市中の両替商）が延享 2 年（1745）に許可を得て開発したものである。

敷地面積は 7,500 m²（現存 4,821 m²）で、現存する建物は宝暦 4 年（1754）建設と伝わる旧書院、文化 12 年（1815）建設の茶室「鳳鳴亭」を含む数寄屋座敷、土蔵 1 棟、これらをつなぐ旧居宅棟である。敷地内西側には大阪湾を借景とした池泉回遊式庭園があり、数寄屋座敷は懸造で庭園の池に張り出している。敷地内に神社は存在していない。

現在残っている建物は、事務所としての機能を果たすものではなく、住居としての性格が強く、質素を旨としていた鴻池新田会所とは大きく異なる。

【安中新田会所（旧植田家住宅）（八尾市）】

安中新田は、旧大和川の河床を安福寺が中心となって開発した新田である。敷地は長瀬川に隣接する立地にある。宝暦 12 年（1762）



図 3-26 加賀屋新田会所



図 3-27 安中新田会所(旧植田家住宅)

に植田家の植田林蔵が支配人となった。

敷地内には、主屋、表門、土蔵 2 棟、控舎（番部屋）がある。主屋と土蔵 1 は江戸時代後期のもので、主屋の土間部分は当時の姿を留めている可能性がある。表門と控舎は明治中期、土蔵 2 は大正後期の建築と考えられている。

居宅としての性格が強く、鴻池新田会所との類似点は少ない。

【春日出新田会所（臨春閣）（大阪市此花区、横浜市三溪園に移築）】

春日出新田は、雑賀屋七兵衛が大坂川口を開発した新田である。会所自体は現存しないが、会所にあった建物が大正 4 年（1915）に横浜市の三溪園に移築され、臨春閣と呼ばれている。臨春閣は、もとは紀州徳川家の別荘巖出御殿を会所として移築されたもので、会所そのものの機能とは異なる遺構である。



図 3-28 臨春閣(旧春日出新田会所)

【吉松新田会所（東大阪市）※解体】

吉松新田は、旧長瀬川の河床を、末長甚兵衛が開発した新田である。解体される前の昭和 51 年(1976)に東大阪市遺跡保護調査会によって調査されている。

屋敷地は、東に池をもつ庭園を配し、西側に主屋や蔵を建てている。これは東に生駒山のある河内の新田会所に共通するものである。また、庭園には龍華神社があり、敷地内に神社があることも共通する特徴である。主屋は南面しているが、長屋門は西にあり、敷地と建物の正面が異なっている。

【平野屋新田会所（大東市）※解体】

平野屋新田会所は、深野池を開発した新田のうち深野南新田と河内屋南新田を管理する会所として開設された。深野南新田は東本願寺惣領地として開墾許可されたものだが、その後平野屋又右衛門（大坂市中の商家）の所有となってから会所としての機能を持ったと考えられている。設立年代は明確に分かっていないが、文書史料から 18 世紀前半頃には存在していたと推定されている。その後も新田と会所の所有は変わっている。



図 3-29 解体前の平野屋新田会所
(出典：大東市 HP)

敷地面積は 6,800 m²で南面しており、西側は川、それ以外は周濠に囲まれており、舟着場が残っている。屋敷内には、主屋、表長屋門、裏長屋門、土蔵群（米蔵・道具蔵・屋敷蔵・土蔵）があり、敷地内の東には生駒山を借景とする池泉回遊式庭園があった。また、敷地内北東には産土神として信仰されている坐摩神社がある（現存）。

主屋は南面しており、西に土間・居室、東に座敷を配する。長押を回さないところは鴻池新田会所の座敷と共通している。

屋敷の配置や建物の意匠、構造など、鴻池新田会所と類似する点が多い。

(4) 周濠・舟着場の概要

改修されて姿は変化しているが、宝永5年(1708)検地絵図に周濠の描写がある。

鴻池新田内には新田開発とともに多くの水路が開削された。周濠は旧会所跡の四方を取り囲むように整備され、新田内の他の水路と接続し、水運としても利用されていた。鴻池新田会所に集められた年貢米は、会所敷地内北側の舟着場から水路、寝屋川を通して大坂へと運んでいた。

新田内の水路は、五箇井路など一部の水路を除き、多くが埋め立てられた。会所敷地北側の周濠は、昭和44年(1969)に国鉄片町線(現在、JR片町線(学研都市線))の高架化によって埋め立てられて現存しておらず、その面影は裏長屋門の北側に一部残る舟着場跡でしか見ることはできない。残った周濠も道路整備等に伴って規模を縮小している。

周濠東側と弁天池は構造上繋がっているが、水の循環はない。



図 3-30 周濠東側(上左)・周濠石垣(上中)・庭園内弁天池との接続部(上右)

周濠南側(下左)・周濠西側(下中)・舟着場・雁木跡(下右)

(2021年10月28日撮影、周濠西側・舟着場跡：10月22日撮影)

(5) 庭園の概要

① 鴻池新田会所庭園 (東方庭園)

重森三玲から江戸時代末期の文政期以降らしい庭園と評価されているが作庭年代は不詳である。

本屋の東側に位置し、南半分が弁天池の池泉回遊式の平庭(面積約 2,600 m²)である。全体としてマキ・クス・マツ・ツバキ・カシ・サツキ類の植え込みが多い。生駒山を借景として作庭されており、座敷から東側中央部の樹木は低く抑えられている。

座敷の前あたりのサツキ・ツゲ・ヒラドツツジなどの刈込は昭和20年(1945)頃のもので、全体として、以前はマツ・モクセイ・カエデ・ツバキ・マキが多く、庭石あるいは各種の石灯籠が配されていた簡素な庭園だった。樹木の成長等によって景観は変わっており、生駒山の借景もまわりの建物の中に隠れてしまっている。

弁天池は元々楕円形に近かったが、昭和に入ってから形が変えられ瓢箪型になっている。弁天池と周濠

は構造上繋がっているが水の循環はない。

昭和 46 年(1971)には、昭和期を代表する作庭家である重森三玲によって庭園調査が実施されている。「日本庭園史大系〈25〉江戸中末期の庭 2(1972 年)」には、鴻池新田會所庭園として紹介され、実測平面図も掲載されている。本書では、鴻池家や鴻池新田会所の歴史に触れながら、調査当時の庭園の様式や刈込手法等について紹介されている。



図 3-31 庭園 (2021 年 10 月 28 日撮影)

②本屋中庭

嘉永以前の古図に中庭が描かれているが作庭年代は不詳である。新座敷棟と屋敷蔵に挟まれた中庭は、伝えによると新田内のもめ事を裁いた白洲といわれているが定かではない。

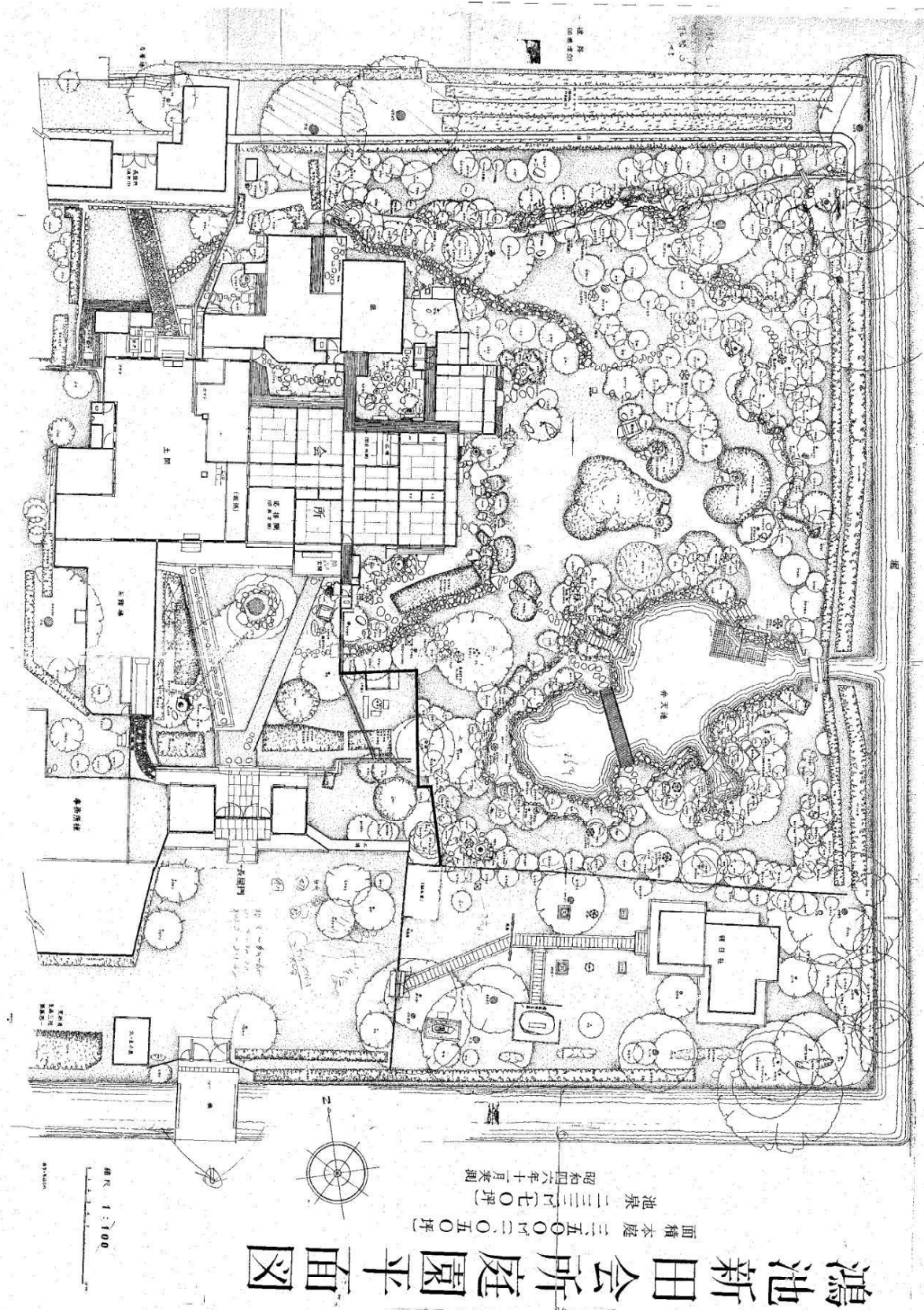


図 3-32 鴻池新田会所庭園平面図（出典：『日本庭園史大系〈25〉江戸中末期の庭 2』）

（６）動産物の概要

①棟札等（重要文化財附）

棟札等は、史跡指定後の確認調査で見つかったもので、これを機に、本屋、屋敷蔵など５棟が重要文化財に指定されることとなった。この棟札等（６点）は、重要文化財の附指定となっている。

本屋棟札（宝暦９年(1759)）の発見によって、この時に改修工事が行われたことが明らかとなった。表面には、工事責任者として会所支配人の嶋田忠兵衛と梶村伝七、大工棟梁の下村の七左衛門・善左衛門と野口村の源七、工事手伝いの代表として鴻池新田の村人である源兵衛の名が記されている。裏面には、７ヶ村７名の大工の名が記されている。



図 3-33 棟札等（重要文化財附）

本屋棟札（嘉永６年(1853)）は、９月２８日付と１０月２２日付の２点が発見された。９月の棟札の裏面には、この時の改修の経緯や、本屋の現況と修理方法が記されている。工事は４月２８日に取り掛かり、５月２７日に地祭りをしていたことが判明する。また、本屋の西南方向への歪みを引き直しによって修正していることや、「当会所之儀者、開発已来普請ニ而嘉永六癸丑年迄百四拾九年ニ相成候」とあることから、翌年に新田御開発１５０年を迎えることが契機となっていることなども、この棟札から分かる。

道具蔵棟札は天保１５年(1844)のものであり、この時に建築されたものだと思われていたが、解体修理に伴う調査で、柱の継ぎ手から「元文五年さ□□、六月吉日 大吉、大吉」と書かれた墨書が見つかったことで、元文５年(1740)に建てられたものと判明した。

文書蔵で発見されたのは方違宮のお札であり、これにより天明６年(1786)に新築されたことが判明した。

米蔵棟札では、享和２年(1802)に上棟されたことが判明した。米蔵は宝永５年(1708)の検地地図に描かれた会所開設当初からの建物であるが、解体修理に伴う調査の結果、享和２年(1802)の工事が改修や増築ではなく、建替えであることが明らかとなった。

表 3-2 棟札等（重要文化財附）の概要

棟札名	棟札の発見によって判明したこと
本屋棟札（宝暦９年）	宝暦９年(1759)に、本屋の改修工事が行われたこと
本屋棟札（嘉永６年）（２枚）	嘉永６年(1853)の改修に至る経緯や、本屋の現況、修理方法
道具蔵棟札（天保１５年）	道具蔵が元文５年(1740)に建てられたこと（※解体修理に伴う調査で見つかった墨書の内容とあわせて判明）
文書蔵納札（天明６年）	文書蔵が天明６年(1786)に新築されたこと
米蔵棟札（享和２年）	享和２年(1802)に米蔵が上棟されたこと

②石造物（灯籠、狛犬、石橋など）

庭園や朝日社境内を中心に灯籠が多くある。特に朝日社境内には、畿内に数少ない鎌倉時代の灯籠である西院灯籠や雄鶏飾り付き太鼓形灯籠など珍しい灯籠がいくつか存在している。また、朝日社境内には、三代目善右衛門宗利が新田開発した功績をたたえる墾田紀功碑もある。



図 3-34 石造物の分布状況



図 3-35 石造物（2021 年 10 月 28 日撮影）

③(三石積)井路川舟

(三石積)井戸川舟は、新田内に造られた井路を通り、穀物や荷物を運んでいた小型の川舟である。舟展示場において半屋外の状態で置かれている。



図 3-36 (三石積)井路川舟 (2021 年 10 月 22 日撮影)

④民具類

平成 7 年（1995）に鴻池家から東大阪市に民具 570 点が寄贈された。明治から昭和期前半にかけてのものが多く、農耕具だけでなく、人力車や蓄音機、茶器など生活に用いられていた民具もある。



図 3-37 民具類 (2021 年 10 月 28 日撮影)

表 3-3 所蔵民具類の分類

資料分類		資料名	点数
衣食住	衣	陣笠、唐傘、印半天、羽織、股引など	67
	食	銚子、塗湯次、重箱、鉢、飯櫃、塗菓子箱など	106
	住	鬼瓦、タイル、釣瓶、袋棚襖など	244
交通・通信・運輸		人力車、駕籠、電話交換機・電話機など	3
交易・商業		硬貨計算機、切手盆、銭函、木箱など	22
社会生活		投票箱、太鼓、火事装束など	10
信仰		御大礼用旗、昭憲皇太后肖像写真額など	25
民俗知識		ガラススライド、薬筆筒、吸入器など	7
民俗芸能・娯楽・遊戯		将棋駒、碁盤、大正琴、蓄音機など	7
人の一生		喰初椀、木綿風呂敷など	2
年中行事		三宝、提灯釣台、七夕用おだまき、酒器など	8
その他			69

⑤考古資料（遺構含む）

平成 7 年竣工の保存修理工事において、本屋の当初雨落やクドを確認している。出土瓦の一部は、米蔵で展示している。

遺構調査は解体修理に伴う調査のみで、史跡指定地での全域的な調査は行われていない。



図 3-38 米蔵で展示している出土瓦

⑥その他鴻池家が所蔵していた美術工芸品

鴻池家所蔵の美術品や茶道具は各地の展覧会に出品されるほどだったが、その多くは昭和 15 年(1940)に売り立てられた。残りの美術工芸品の多くは、平成 7 年(1995)の阪神・淡路大震災を契機として、大阪市、東大阪市、京都国立博物館へと寄贈されている。

表 3-4 鴻池家にまつわる美術工芸品の主な所蔵者

鴻池家関連	鴻池家、鴻池合資会社資料室
博物館	大阪歴史博物館、京都国立博物館、東京国立博物館
美術館	野村美術館、正木美術館、太田記念美術館
その他	大阪大学経済学部経済史経営史資料室、三菱 UFJ 銀行、住友史料館

※『豪商 鴻池家』に掲載されているものから整理

第 2 節 史跡指定について

(1) 指定の状況（官報告示）と所有者

表 3-5 史跡鴻池新田会所跡の指定の状況（官報告示）と所有者

官報告示	文部省告示第 179 号
指定年月日	昭和 51 年(1976) 12 月 25 日
種別	史跡
指定名称	鴻池新田会所跡
指定基準	六 交通、通信施設、治山治水施設、生産施設、その他経済活動に関する遺跡
所在地	大阪府東大阪市鴻池元町
地域	674 番 3、675 番 上の地域並びに鴻池元町 674 番 1 及び同 674 番 2 に接して所在する水路敷を含む。
面積	10,661.925 m ² (内訳) 鴻池新田会所(市施設)：8,180.43 m ² 周濠：1,903.495 m ² 朝日社境内：578 m ²
土地所有者	鴻池新田会所(市施設)：東大阪市 周濠：東大阪市 朝日社境内：鴻池合資会社
管理団体	東大阪市(所在地：東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号)

（２）指定説明文とその範囲

葛城山系に源をもつ大和川は、古代以来、その治水問題で民衆や為政者を悩ましていたが、宝永元年（一七〇四）江戸幕府は新河道を築造することにより、永年の悩みを解決した。この大事業の副産物として、旧河床・旧池床は新田として開発されることになり、はじめ大阪町人が共同して請負ったが、宝永二年鴻池善右衛門宗利が全面的に譲り受けた。新田開発は、宝永四年（一七〇七）、一二〇町一反六歩で一応完工し、「鴻池新田」の名が与えられると同時に、新田を管理するための会所が設けられ、新田支配人が置かれた。

会所は濠をめぐらした台形状の敷地の内に、母屋・門長屋・文書蔵・米蔵等を配置したもので、現在もこれらの建物及び濠を見ることができる。

鴻池新田会所は、町人請負新田の代表である鴻池新田の中心をなす遺構であり、幕末・明治の豪商鴻池家の成長過程を知る上でも、欠かせないものである。

（出典：『月刊文化財』153号 昭和51年6月号）

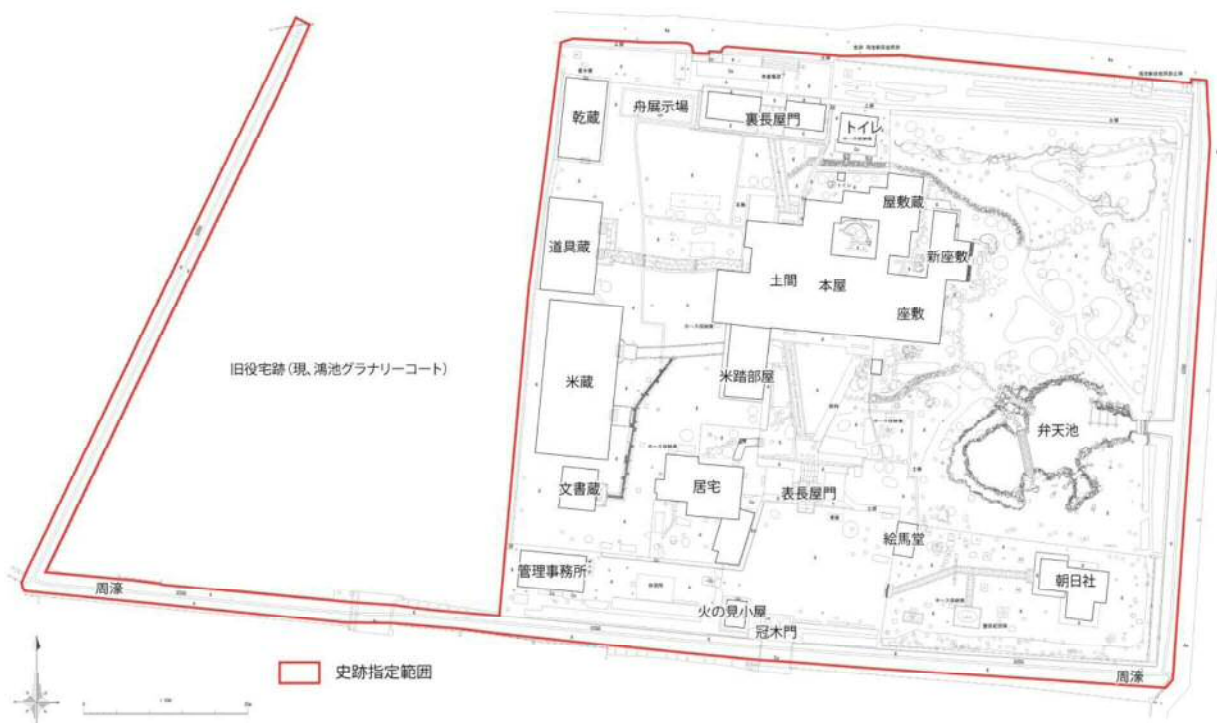


図 3-39 史跡の指定範囲

（３）指定に至る調査成果

①史跡指定までの調査研究に至る経過

東大阪市では三市合併の昭和42年(1967)以前より、大阪市に隣接する位置関係から、市街地の急激な発展が見られ、生活様式の一変、一掃など大きな社会変動のうねりを受けて、民家の建て替えや改造が著しく、古い形式の民家が次々と姿を消していった。本市ではこうした現状から、合併間もない昭和44年度から同47年度の4ヶ年計画で市域に遺存する民家の悉皆調査(全約340棟)を実施することになり、当時市の文化財専門委員であった林野全孝氏に調査を委嘱した。その一環として、昭和47年度に鴻池新田会所の本屋について建築物調査が行われた【東大阪市教委1975】。

なお、本屋は新田開発間もなく、宝永4年(1707)に建設されたと考えられるが、当初の平面構成は不詳

である。昭和 47 年度の本調査及びその成果を基とした史跡指定説明文では、「文政年間(1818～1830)、鴻池家の大番頭格の草間伊助は大規模な改造を行った」(本書 P51)としているが、平成の保存修理工事(以下「平成修理」とする)の際には文政年間の改築の証左となる棟札などの直接資料は発見されておらず、その時期の改築は現在否定されている。

②昭和 47 年度の建築物調査

以下は【東大阪市教委 1975】の該当箇所の要旨である。

平成修理以前には、[現]カンジョウバ(平成修理後の部屋名称には[現]、修理前には[旧]を付加する)と[現]ゲンカンとの北方に東へ幅 1 間の畳廊が延び、屋敷蔵から幅半間の通り廊下があって、通り廊下の西 4 室の居室部(第 1 次居室)、東 5 室の座敷部(第 2 次居室)に明確に区分されていた。

第 1 次居室では、差鴨居等や柱痕跡の状況から、先の畳廊以北の 2 室については、西が 12 畳、東が 14 畳の大部屋に復原された。柱間装置については、[旧]ヒロシキと第 1 次居室の境には、南泰と北端に各半間の戸袋を作り、板戸を開閉する古い方法を採用した。居室の中で最も原型を留める箇所である。[旧]ダイドコと[旧]カンジョウノマとの間の仕切については不明。第 1 次居室の奥側 2 室にあった階段は後補であるが、当初にも何らかの装置が介在したようである。

第 2 次居室では、通り廊下沿いに表側から 8 畳、4 畳、6 畳の 3 室、奥側に 8 畳の[旧]ザシキ 2 室を配する。奥側南の[旧]ザシキは[現]ツギノマであるが、平成修理の調査で、嘉永 6 年(1853)の大修理時に 4 畳から 8 畳に改築されている。本屋の機能や役割が充実するにつれて、座敷部の拡大が窺われる。

したがって、本屋を大局的にみると、広大な土間([現]ニワ)とそれに接続する居室が本屋の原形であり、それは鴻池新田会所の当初の建築物を伝えるものとされる。このような当初の鴻池新田会所の建築物の実相は、鴻池新田の開発の進展と相俟って、その記念物としての価値を高めている。

③史跡指定の経過

旧大和川の新田開発に伴って建築された新田会所は数ヶ所あるが、周濠を含む新田会所の諸建築と主屋が一括して遺存し、会所機能をそのまま伝えるものは、鴻池新田会所のほかにはない。これを国史跡として現状を永久に保存するため、昭和 49 年 4 月 25 日、市文化財保護委員会会議(当時)で全会一致で保存を議決した。その後、同年 7 月 18 日、史跡指定のための意見具申書を文化庁あてに提出した。

第3節 重要文化財指定について

(1) 指定の状況（官報告示）と所有者

表 3-6 重要文化財旧鴻池新田会所の指定の状況（官報告示）と所有者

官報告示	文部省告示第8号		
指定年月日	昭和55年（1980）1月26日		
種別	重要文化財		
指定名称	旧鴻池新田会所		
員数	5棟		
構造及び形式	本屋	桁行 29.8m、梁間 12.8m、入母屋造段違、南面及び北面庇付、西面庇及び下屋附属、北面突出部桁行 3.0m、梁間 11.8m、北面下屋附属、入母屋造、本瓦及び棧瓦葺	附：棟札 3枚 寶暦九 ^{己卯} 年七月廿一日の記があるもの — 嘉永六 ^{癸丑} 九月廿八日の記があるもの — 嘉永六丑年十月廿二日の記があるもの —
	屋敷蔵	土蔵造、桁行 7.6m、梁間 4.8m、二階建、切妻造、本瓦葺	—
	文書蔵	土蔵造、桁行 5.9m、梁間 4.9m、二階建、切妻造、東面庇附属、棧瓦葺	附：納札 1枚 箱入、天明六 ^{丙午} 年四月十六日新蔵建の記がある
	米蔵	土蔵造、桁行 22.8m、梁間 10.4m、切妻造、東面庇附属、本瓦葺	附：棟札 1枚 造立上棟享和二 ^{壬戌} 年六月二十二日己之刻の記がある
	道具蔵	土蔵造、桁行 13.6m、梁間 7.6m、一部二階、切妻造、東面庇附属、本瓦葺	附：棟札 1枚 天保十五年辰六月吉日の記がある
所有者	東大阪市		
所有者の住所	大阪府東大阪市稲葉1丁目1番1号		
所在の場所	大阪府東大阪市鴻池元町 674 番 3 及び 4		

（２）指定説明文とその範囲

河内平野を流れる大和川の付替え後、町人請負として開発された新田の会所で、宝永年間に開設された。会所跡は史跡に指定されており、周囲に堀を回した敷地の中央に本屋が建ち、その北に屋敷蔵、西方に文書蔵・米蔵・道具蔵が並ぶ。本屋は宝永の開設後度々改造されて、現状はほぼ嘉永六年（一八五三）改造後の姿になる。床上部は整形四間の上手に五間取りの座敷部が付く。大規模で、土間は広く豪壮な梁組をみせるが、床上部は質素であり、屋根の造りが民家と異なるなど、会所の建築としての性格をよく表している。文書蔵は天明六年（一七八六）、米蔵は享和二年（一八〇二）、道具蔵は天保十五年（一八四四）、屋敷蔵は十八世紀の建築で、いずれも屋敷構えの一環として重要である。米蔵の規模が特に大きいのも特色の一つである。

（出典：『月刊文化財』195号 昭和54年12月号）

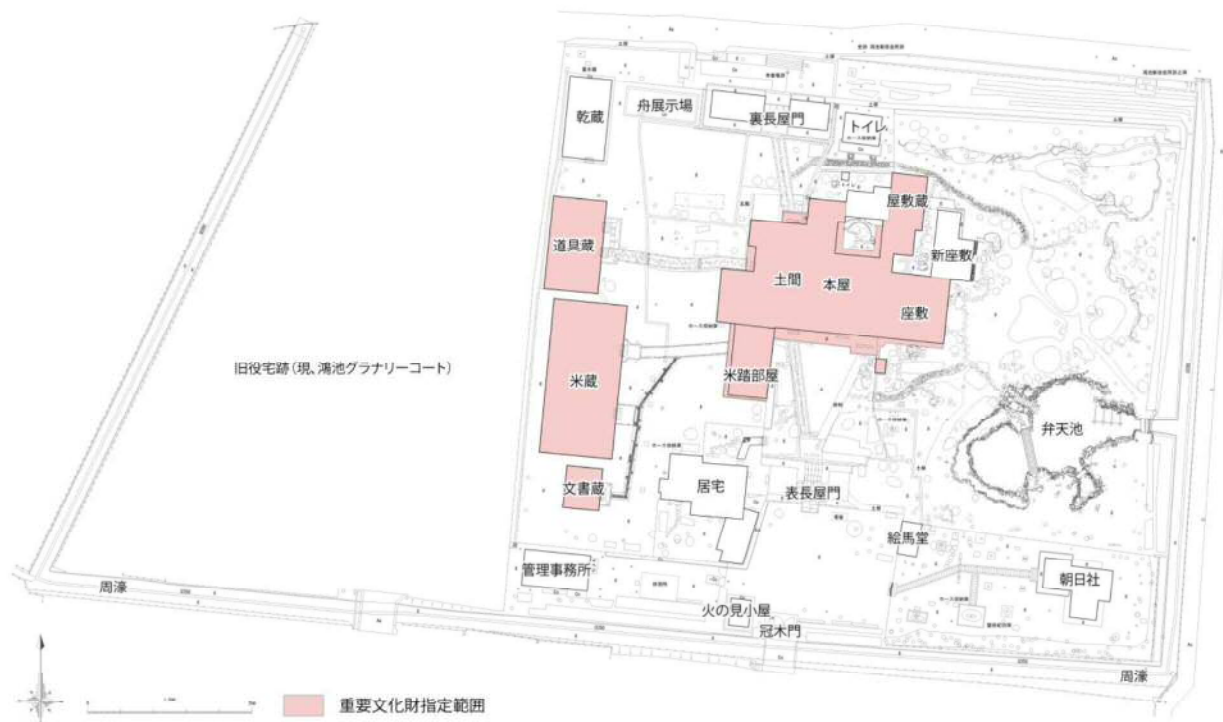


図 3-40 重要文化財の指定範囲

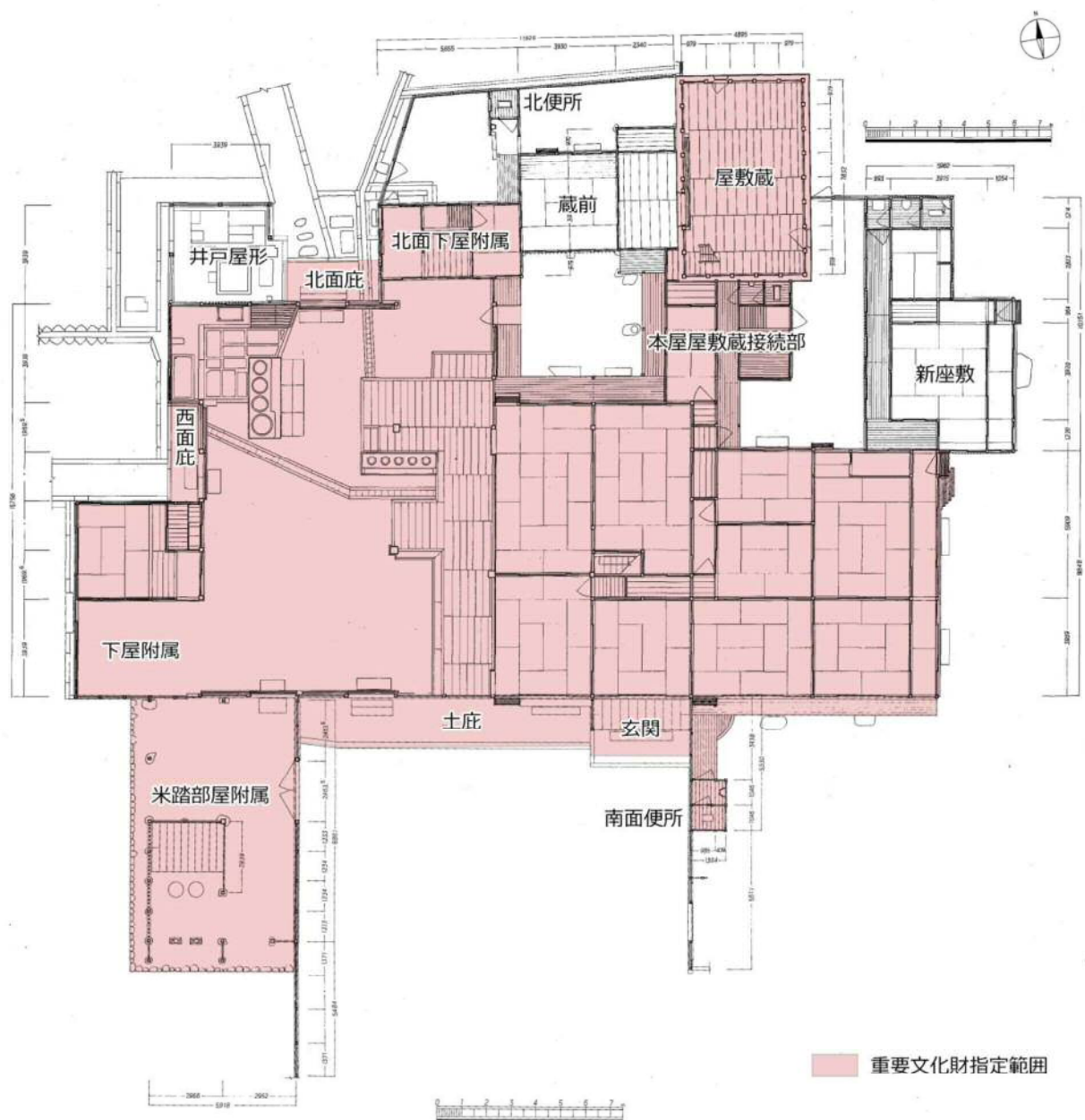


図 3-41 本屋・屋敷蔵の重要文化財の指定範囲

第4節 史跡指定後の経過

(1) 史跡指定地の公有化（昭和53年度(1978)）

昭和53年度（1978）に、主要な区域について、国・府の補助を受けて、鴻池合名会社から買収することになり、各建物については、朝日社を除いて、同社のご厚意により寄付を受けて、貴重な文化財の保存が図れた。

(2) 重要文化財指定（昭和55年(1980)）（詳細は前節参照）

昭和55年（1980）1月26日には屋敷地内の建造物のうち、本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵の5棟が「旧鴻池新田会所」として重要文化財に指定された。

(3) 保存修理工事（昭和59年(1984)～平成7年(1995)）

建物の痛みがひどく、鴻池新田会所の保存活用を図るために、国・府の補助を受けて、保存修理工事を行うこととなった。昭和60年（1985）2月の乾蔵の解体工事にはじまり、昭和62年度（1987）から文書蔵、米蔵、道具蔵等の解体調査工事に着手した。約10年の歳月を要して、平成7年（1995）12月に竣工した。

会所内の建造物は、いずれも後世にかなりの改造を受けていたので、この平成7年竣工の修理にともなって、嘉永6年（1853）頃の姿に復することとした。嘉永6年（1853）の姿に復する理由として、この時の修理工事で、特に座敷棟に大改造があり、その当初の形態が復原不可能であったことや、当初には西面の土蔵群も米蔵しか存在せず、その米蔵も現在のものとは規模を異にすることから、最も会所としての機能が充実していたと考えられる時代を選んだ。

この他、防災工事も国庫補助を受けて修理工事中に並行して行った。工期は平成5年（1993）9月から19ヵ月で、放水銃や貯水槽等を設置した。

平成7年（1995）1月17日の阪神・淡路大震災では、会所も本屋の壁などに若干の被害を受けたため、災害復旧工事として、平成7年（1995）7月より工期6ヵ月で、復旧工事を行った。

東大阪市の単費工事として、庭園内にある池の浚渫及び丸太橋の架け替え、舟置き小屋、管理事務所の建設、便所の改築を行った。

調査の中で、これまで建設年代がはっきりしなかった屋敷蔵で建設年代を示す「延享3年」（1746）の墨書きが発見されるなど、多くの成果があげられた。また、古文書の調査によって、これまで経緯の分からなかった乾蔵の修理経過の一端が分かったり、過去の地震による被害の様子などを知ることができた。

(4) 鴻池新田会所の公開（平成9年(1997)～）

保存修理工事後の平成9年（1997）9月より一般公開を開始し、通年公開している。現在は、指定管理者が施設の維持管理と展示・体験事業等活用事業を行っている。

(5) 災害復旧事業（平成9年(1997)～）

平成9年（1997）9月の一般公開後、鴻池新田会所(市施設)ではたびたび天災に見舞われている。

平成16年(2004)10月の台風により、米蔵(重要文化財)北壁の漆喰が約2m×1.5mの範囲で剥落し、同月の台風の再来に伴い剥落範囲がさらに上方に拡大した。現地調査の結果、北壁の他の箇所にも漆喰

の浮きが確認され、このまま放置すればさらに漆喰が剥落する危険性があった。またこれに先立つ同年 9 月の地震でも本屋と接する米踏部屋の屋根から漆喰の下地が落下する被害があった。本市では旧鴻池新田会所米蔵等緊急保全業務として平成 16 年(2004)11 月から翌 17 年(2005)1 月の間、災害復旧事業を実施した。

平成 30 年(2018)9 月、大阪府を直撃した台風が、鴻池新田会所(市施設)に甚大な被害をもたらした。重要文化財建造物では、まず本屋南正面の雨樋が落下、同南便所のこけら葺きが欠損した。屋敷蔵は南壁、東壁の漆喰が剥落。米蔵は南壁、北壁の漆喰が剥落。道具蔵は米蔵との境で漆喰が剥落。また南壁西側の螭羽瓦が強風で巻き上げられ棟まで乱れが生じた。

史跡内の建造物では、入り口の受付にあたる火の見小屋で南壁東西の棟の雁振瓦が強風で落下、破損。西端の板塀は約 18m ほどが強風のため大きく傾斜するか、旧役宅跡まで吹き飛んでいた。これらの被害に対応するために、重要文化財建造物及び史跡内建造物緊急保全業務として、平成 31 年(2019)3 月から令和 2 年(2020)3 月の間、災害復旧事業を実施した。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡鴻池新田会所跡の本質的価値

史跡鴻池新田会所跡の歴史的背景等を踏まえると、史跡の本質的価値は下記の4つに整理できる。

①新田開発と新田経営の歴史を考えるうえで重要であること

鴻池新田は、旧大和川の付替え工事によって新開池が埋め立てられて、反別158町を超える新田が開発された。鴻池新田会所は、新田開発とともに整備され、農民からの小作料徴収や新田にある道路等の維持補修、幕府や鴻池家の連絡窓口など、経営・管理を行う事務所としての役割を担った。また、周囲に張り巡らされている周濠は、鴻池新田会所から寝屋川を通じて大坂へと作物を送る運搬ルートとして利用され、物流の発着点としても機能していた。これらの事務所としての機能性については、鴻池新田会所の中心である本屋のみならず、他に類を見ない米蔵の大きさや周濠、史資料、民具などから今に見ることができる。

鴻池新田会所跡は新田開発に関わる敷地、建築物、史資料等が良好に継承されている貴重な文化遺産であり、旧大和川流域を中心として各地で行われた新田開発と経営の歴史を考えるうえで重要である。

②豪商鴻池家の発展の過程を考えるうえで重要であること

鴻池善右衛門家は、江戸時代「東の三井、西の鴻池」と並び称されるほどの豪商であった。三代目善右衛門宗利は、両替商と不動産取得の二事業に注力し、その財をもとに新田開発に着手した。鴻池新田という莫大な土地を所有することは、後世、鴻池家の経済的基盤を安定させることとなった。朝日社には、この新田開発を進めた三代目鴻池善右衛門宗利が祀られている。

鴻池新田会所は事務所としての役割を果たすため、比較的質素な造りとされたと考えられるが、大規模な土間を有する本屋などの豪壮な建造物群や生駒山を借景とした池泉回遊式の庭園から鴻池家の豊かさをうかがわせる。明治期に居宅が鴻池銀行新田出張所として使われていたことなど、鴻池新田会所は新田経営だけでなく、その他の事業においても活用された。

鴻池善右衛門家は表千家との縁が深く、茶道具を中心に多くの美術作品を収集していた。建造物群のみならず、美術工芸品は鴻池家の財閥としての歴史や生活文化を理解するうえで欠かせないものである。

鴻池新田会所跡は豪商鴻池家の発展において今橋本邸と並んで重要な拠点の一つであり、建造物群や庭園、美術工芸品等はそれを今に伝える文化遺産として重要である。

③会所の構成と建造物が良好に継承されていること

鴻池新田会所は、宝永4年(1707)に竣工した(竣工当時は本屋、蔵2棟、表長屋門のみ)。その後宝暦9年(1759)、嘉永6年(1853)など度々改修され、昭和27年(1952)に鴻池の当主が住むことになり、居住空間として新築・改造が行われた。現在鴻池新田会所跡にある建造物は、昭和51年(1976)の史跡指定後に鴻池家から寄贈を受け、平成7年(1995)に竣工した保存修理工事によって会所内が最も充実していたと考えられる嘉永修理後の姿に復原されたものである。

重要文化財に指定されている本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵をはじめ、表長屋門、乾蔵、土塀などが継承され、往時の鴻池新田会所の様子をよく伝えている。本屋は大規模な造りで、土間には豪壮な梁組みを見せる一方、床を張った部分は質素で、また屋根は破風を多用して城郭風の趣きを呈するなど、新

田会所の建築構成としての特色を備えていることが高く評価された。

鴻池新田会所跡は町人請負新田としては全国でも最大級の規模をもつと考えられ、会所はほぼ完全な姿で今日に伝えられた数少ない遺構である。会所の構成と建造物が良好に継承されていることは、新田会所の建築を考えるうえで重要である。

④地域の交流の場として活用され続けていること

朝日社は産土神として地域から信仰され、4月16日は鴻池新田開発の日として記念祭が行われ、新田内の村人たちは朝日社へ参拝していた。また、鴻池新田の村人たちは、村相撲や浄瑠璃などの余興を楽しんでおり、朝日社境内の絵馬堂に、村人が勧進元となって興行を行った明治・大正時代の浄瑠璃番付や相撲番付が今も掲げられている。鴻池新田会所跡は伊勢大神楽の山本源太夫組が舞や曲を披露する場にもなっていた。

鴻池新田会所跡は地域の交流の場としての機能を有していたこともあり、今後においても地域の人々に親しまれ、郷土愛をはぐくむ場、文化財を身近に感じることができる場となることが望ましい。

第2節 史跡の構成要素

(1) 構成要素の分類

前節で整理した本質的価値等を踏まえると、史跡鴻池新田会所跡の構成要素は、下表のように整理できる。また、それぞれの分布状況は下図のとおりである。

なお、修理修繕や配置計画を含めた更新の必要性のある要素はあるが、分類上、将来的に撤去が必要な要素は史跡指定地内にはない。

表 4-1 構成要素の分類

本質的価値を構成する要素	重要文化財建造物	本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵、北面下屋、米踏部屋
	歴史的建造物	乾蔵、蔵前、表長屋門、裏長屋門、居宅（旧銀行跡）、火の見小屋、冠木門、朝日社、絵馬堂、土塀のうち表長屋門東方土塀・裏長屋門東方土塀
	周濠	周濠・舟着場跡
	建物配置	「重要文化財建造物」及び「歴史的建造物」、「周濠」、「庭園」の建物配置
	庭園	庭園・弁天池
	景観	新田会所としての表の景観
	地下遺構	地下遺構（※未調査）
本質的価値と密接に関わる要素	歴史的建造物	新座敷棟
	園路	石畳等
	動産物	棟札等(重要文化財附)、(三石積)井路川舟、考古資料、石造物(灯籠、狛犬、石橋など)、鴻池家寄贈民具
本質的価値を構成しないが、史跡の保存・活用に有効な要素	その他建造物	管理事務所、舟展示場、トイレ
	管理施設	消火関連設備、塀・柵類、照明設備、水道設備、電気関連設備、排水設備、マンホール
	敷地内サイン類	
	敷地・庭園の樹木、本屋前曲幹のマツ	
史跡指定地周辺にある史跡に関連する要素	・旧役宅跡地 ・寝屋川及び水路網跡（鴻池水路(鴻池四季彩々とおり)等） ・生駒山 ・鴻池新田駅からの案内サイン	

(2) 本質的価値を構成する要素の概要

本質的価値を構成する要素	重要文化財建造物	本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵、北面下屋、米踏部屋
	歴史的建造物	乾蔵、蔵前、表長屋門、裏長屋門、居宅（旧銀行跡）、火の見小屋、冠木門、朝日社、絵馬堂、土塀のうち表長屋門東方土塀・裏長屋門東方土塀
	周濠	周濠・舟着場跡
	建物配置	「重要文化財建造物」及び「歴史的建造物」、「周濠」、「庭園」の建物配置
	庭園	庭園・弁天池
	景観	新田会所としての表の景観
	地下遺構	地下遺構（※未調査）

「本質的価値を構成する要素」の分布状況は下図のとおりである。なお、各要素の概要については第3章に記載している。

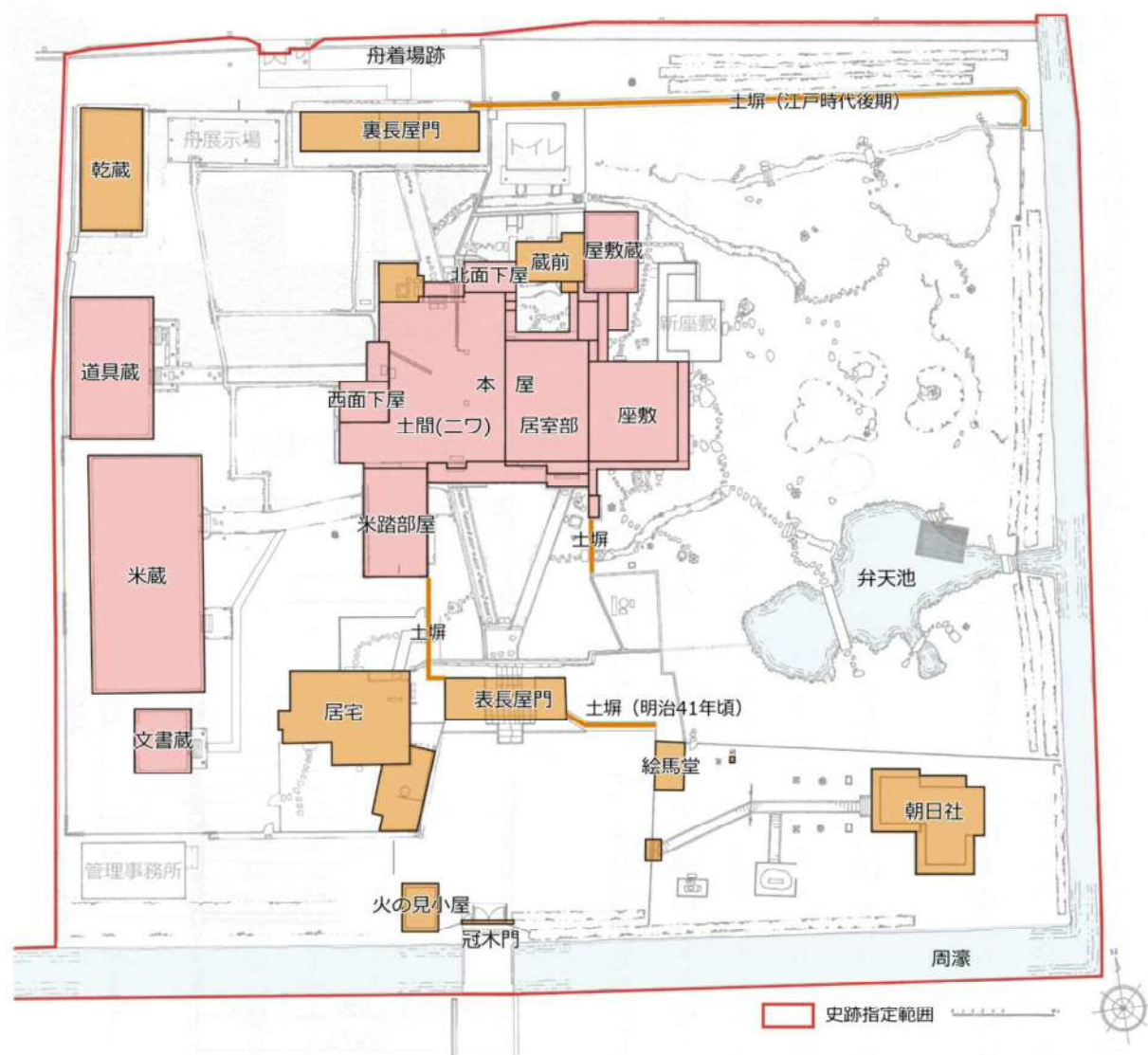


図 4-1 本質的価値を構成する要素の分布状況

(3) 本質的価値と密接に関わる要素の概要

本質的価値と密接に関わる要素	歴史的建造物	新座敷棟
	園路	石畳等
	動産物	棟札等(重要文化財附)、(三石積)井路川舟、考古資料、石造物(灯籠、狛犬、石橋など)、鴻池家寄贈民具

「本質的価値と密接に関わる要素」の分布状況は下図のとおりである。なお、園路(石畳等)を除いた各要素の概要については第3章に記載している。なお、園路(石畳等)は、平成7年竣工保存修理工事において、古絵図などには表現されていないが江戸時代にあったものと推定して復旧整備した経緯から、「本質的価値と密接に関わる要素」として取り扱う。



図 4-2 園路 (2021 年 10 月 22 日撮影)

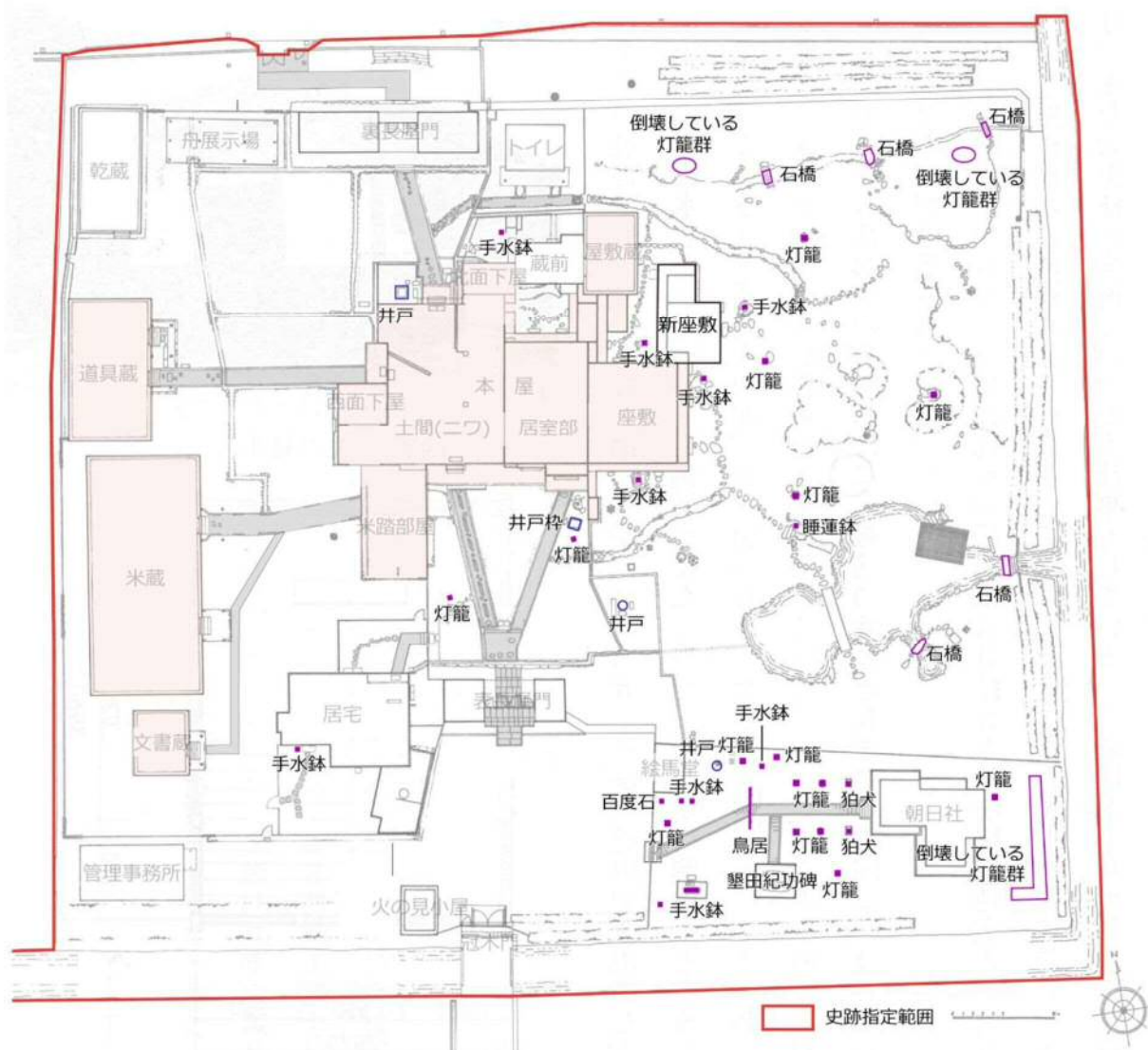


図 4-3 本質的価値と密接に関わる要素の分布状況

(4) 本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素の概要

本質的価値を構成しないが、 史跡の保存・活用に有効な要素	その他建造物	管理事務所、舟展示場、トイレ
	管理施設	消火関連設備、塀・柵類、照明設備、水道設備、電気関連設備、排水設備、マンホール
	敷地内サイン類	
	敷地・庭園の樹木、本屋前曲幹のマツ	

「本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素」の分布状況は下図のとおりである。各要素の概要については次頁以降に整理する。

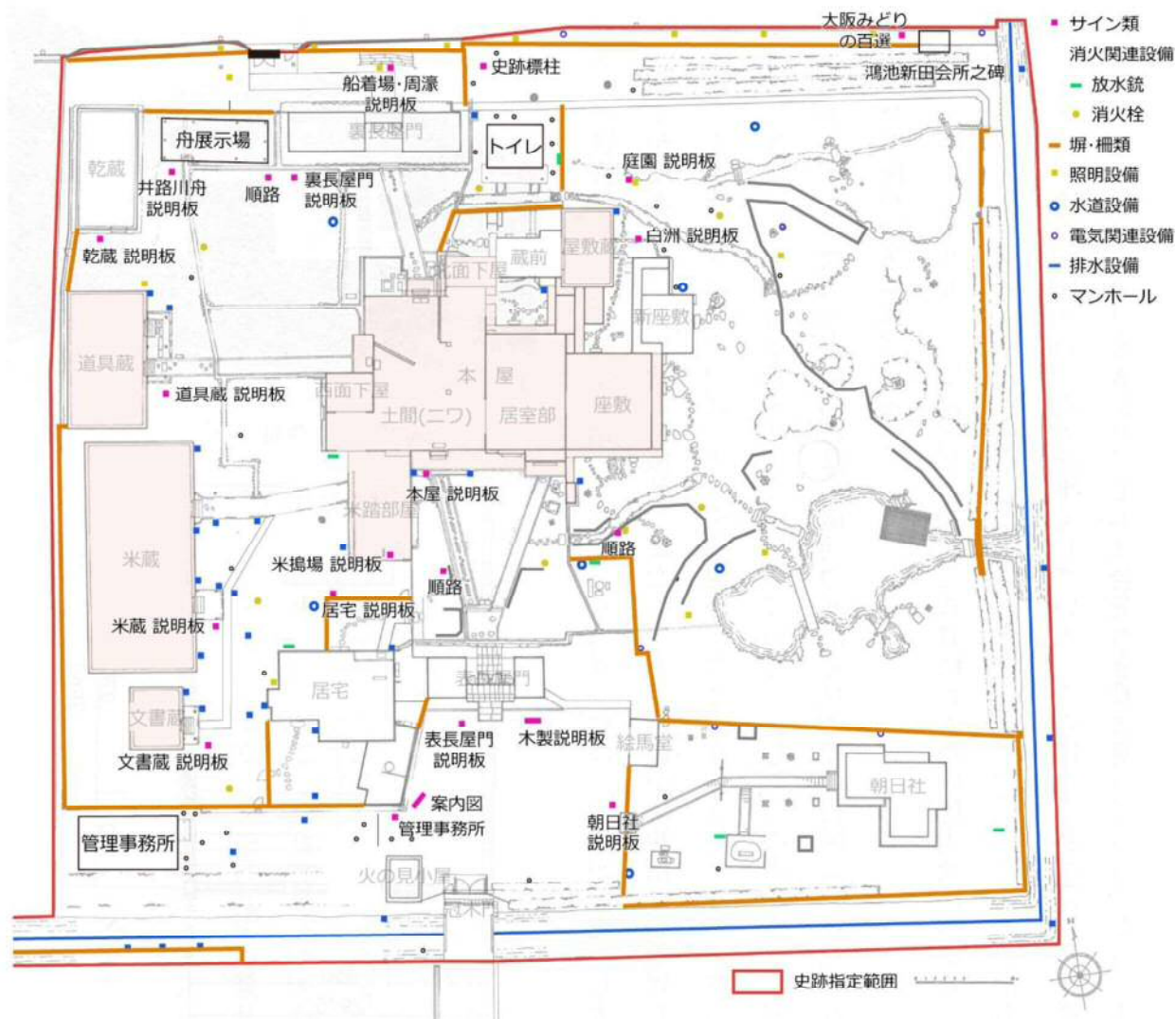


図 4-4 本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素の分布状況（樹木除く）

①その他建造物



図 4-5 管理事務所（2021 年 10 月 22 日撮影）



図 4-6 舟展示場（2021 年 10 月 22 日撮影）



図 4-7 トイレ（2021 年 10 月 22 日撮影）

管理事務所は、東大阪市の文化施設である鴻池新田会所を管理運営するための事務所である。

舟展示場は、裏長屋門と乾蔵の間に整備されており、穀物や荷物を運んでいた井路川舟が展示されている。

トイレは、裏長屋門の東側に所在し、AED も設置されている。

②管理施設（消火関連設備、柵類、照明設備、水道設備、電気関連設備、排水設備、マンホール）



図 4-8 消火関連設備（2021 年 10 月 22 日撮影）



図 4-9 塀・柵類（2021 年 10 月 22 日撮影）



照明設備



照明設備



水道設備



電気関連設備



排水設備



マンホール

図 4-10 その他管理施設（2021 年 10 月 22 日・28 日撮影）

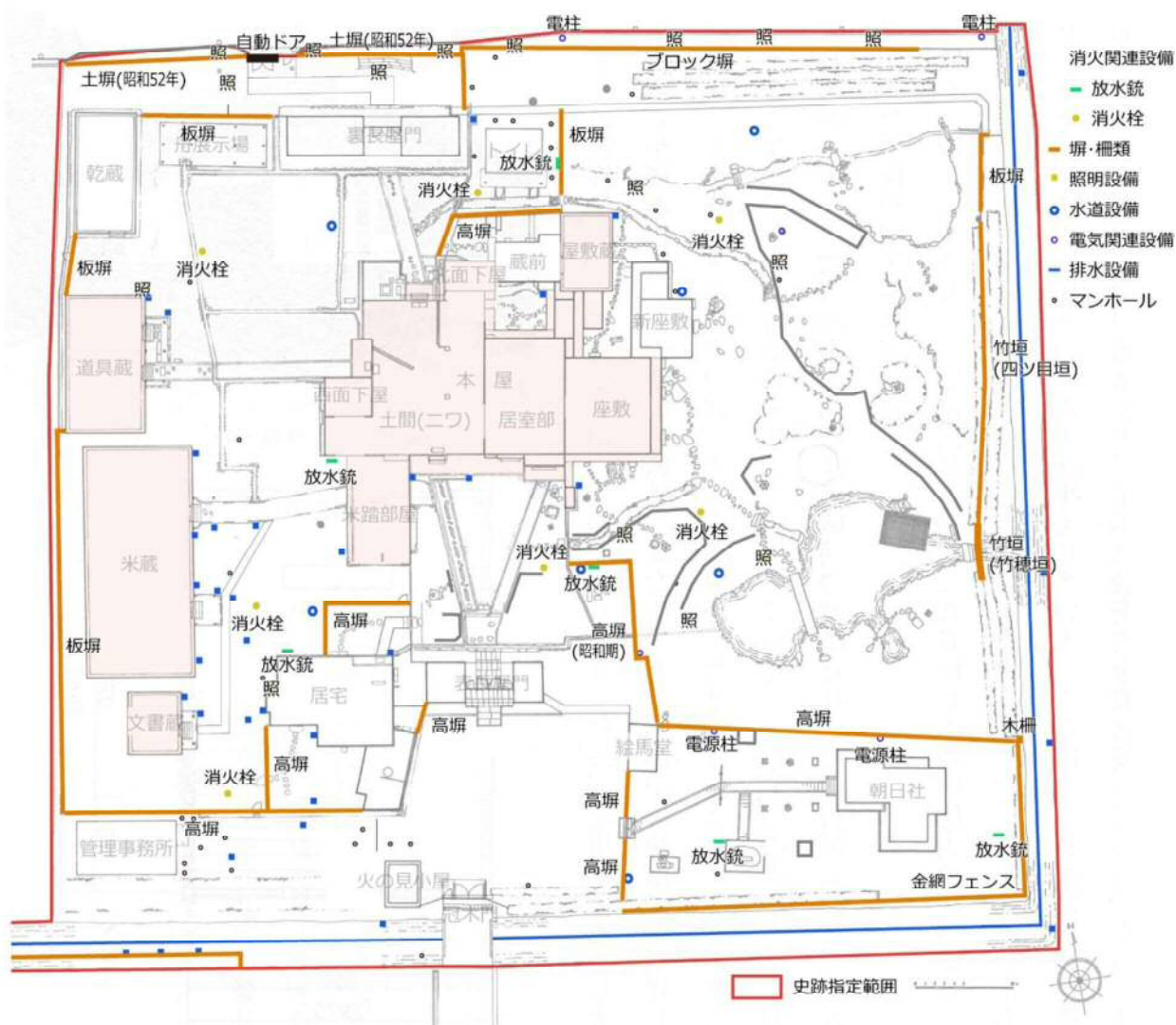


図 4-11 管理施設の分布状況

消火関連設備は、新田会所内に放水銃が計 6 箇所整備されている。建築物には、自動火災報知設備や消火栓設備が設置されている。

塀・柵類は、敷地の境界などに所在する。一部傾倒したり、劣化が進んでいるものがある。

その他には、照明設備、水道設備、電気関連設備、排水設備、マンホールがあり、様々な管理施設が整備されている。

③サイン類

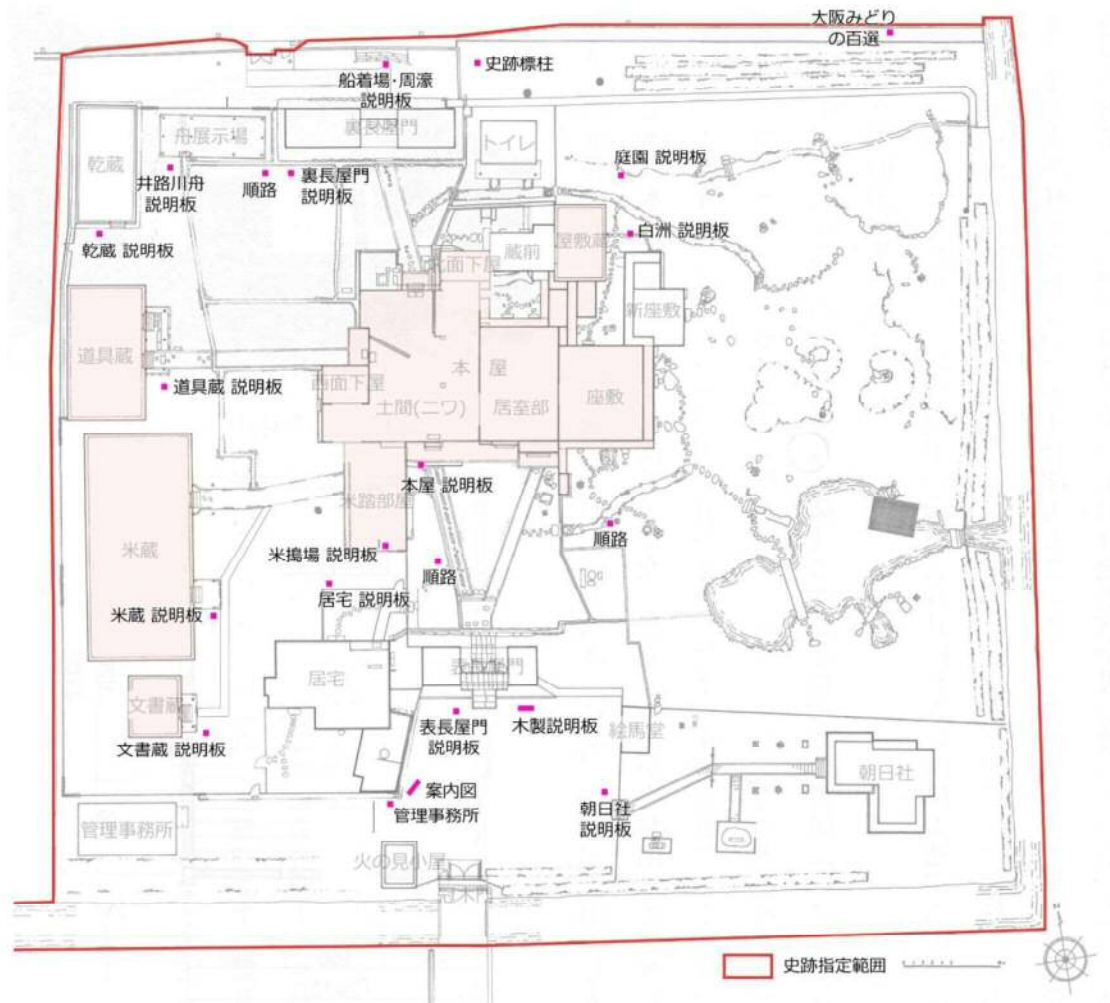


図 4-12 サイン類の分布状況



図 4-13 サイン類 (2021 年 10 月 22 日撮影)



図 4-14 石碑 (鴻池新田会所之碑) (2021 年 10 月 22 日撮影)

説明板や案内図は平成 9 年（1997）の公開開始時に整備されたもので劣化が進んでいる。史跡標柱は新田会所敷地外の北側（史跡指定地内）に設置されている。

石碑（鴻池新田会所之碑）は、東大阪アポロライオンズクラブから 1980 年に寄贈された、鴻池新田会所について説明する石碑である。

④樹木

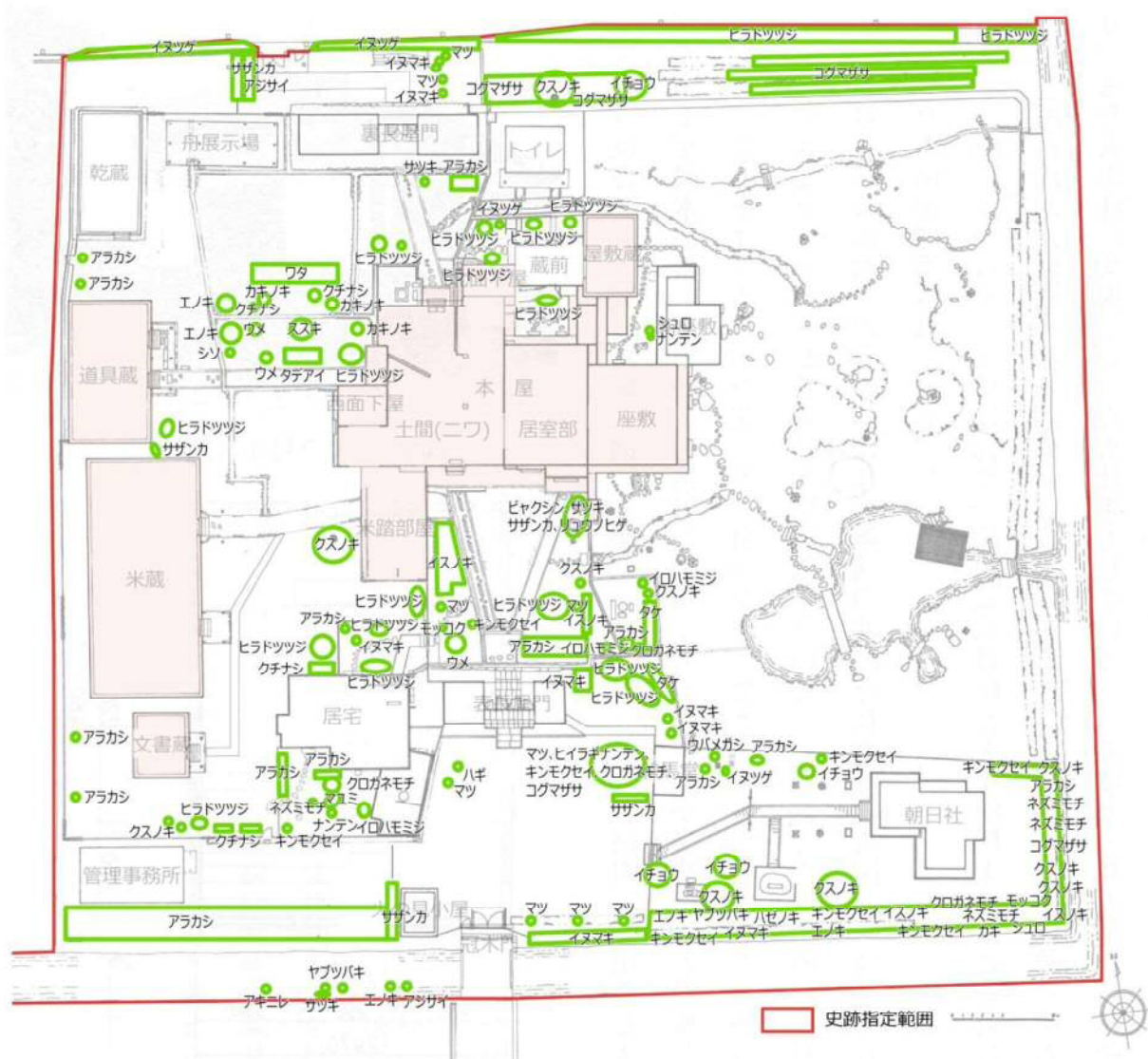


図 4-15 樹木の分布状況（※庭園除く）



図 4-16 樹木（上段：2021 年 10 月 22 日撮影、下段：10 月 28 日撮影）

都市部において貴重な緑地であり、大阪みどりの百選に選定されている。庭園にはイヌマキやクスノキなど常緑樹を中心として様々な樹木が植栽されている。屋敷や土蔵群のある区域には、あまり高木は植えられていないが、本屋前曲幹のマツや大木化しているクスノキなどがある。クスノキやイチョウなど高木の樹勢が弱っている。

(5) 指定地周辺にある史跡に関連する要素の概要

指定地周辺にある 史跡に関連する 要素	・旧役宅跡地 ・寝屋川及び水路網跡（鴻池水路(鴻池四季彩々とおり)等） ・生駒山 ・鴻池新田駅からの案内サイン
---------------------------	--

「指定地周辺にある史跡に関連する要素」の分布状況は下図のとおりである。各要素の概要については、第3章で概要を記載した旧役宅跡地を除き、次頁以降に整理する。

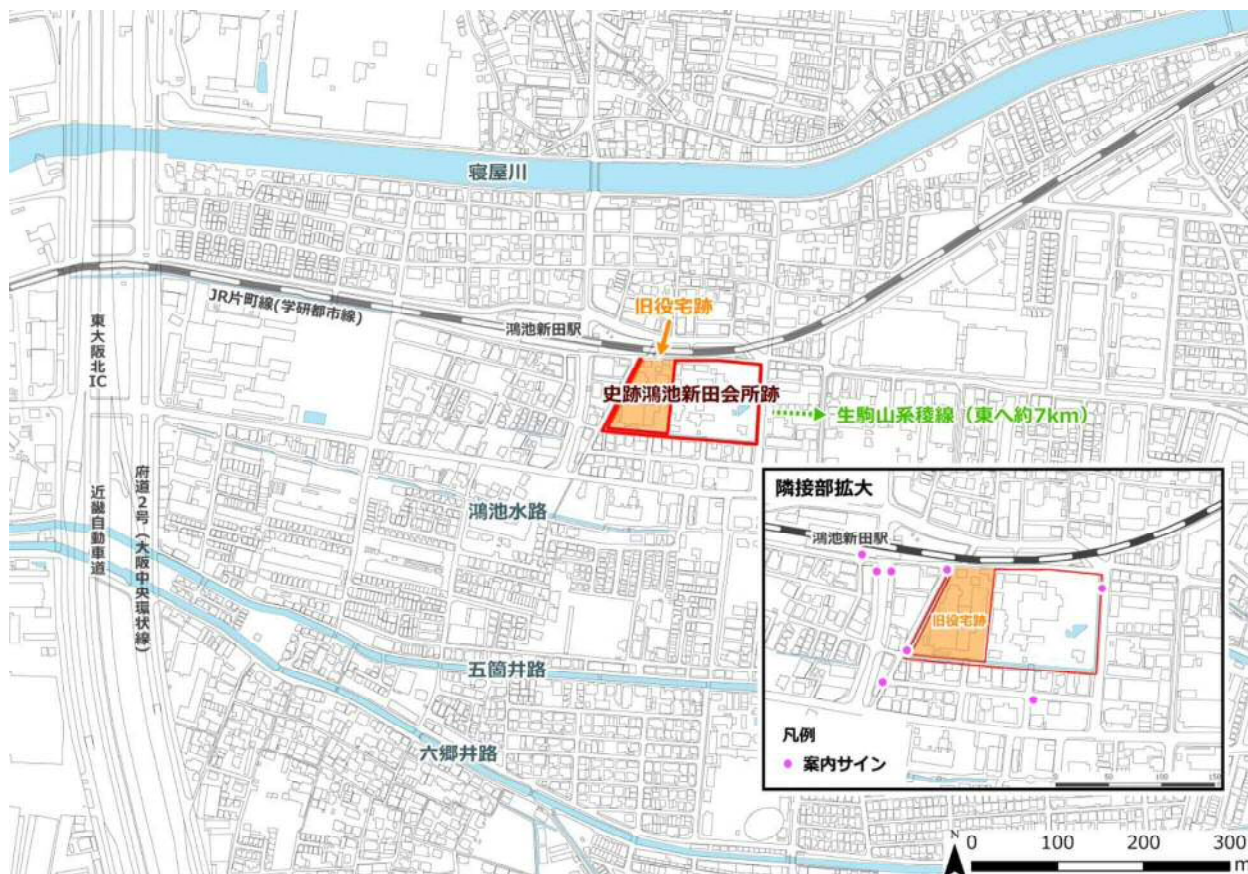


図 4-17 指定地周辺にある史跡に関連する要素の分布状況

①寝屋川及び水路網跡（鴻池水路(鴻池四季彩々とおり)等）

鴻池新田会所に集められた物資は、裏長屋門の北にある雁木に着けられた舟に運び込まれ、北側の周濠から寝屋川へ出て、大坂堂島へと送られていた。

鴻池新田会所の周濠と寝屋川を繋ぐ水路は埋め立てられ、現在道路及び公園になっている。

新田開発された当初から鴻池新田内には水路が巡らされ、人々はこの水路を使って、物資の輸送を行っていた。

鴻池新田会所の周濠と寝屋川を結ぶ水路など一部の水路は埋め立てられ道路等へと変わったが、新田開発以前からある五箇井路や六郷



図 4-18 鴻池水路

井路などは現在も残っている。

鴻池井路（鴻池水路）は親水空間「鴻池四季彩々とおり」として整備されて、市民の散策等に利用されている。なお、鴻池井路を流れる水は鴻池水みらいセンター（旧鴻池処理場）の下水処理水を再利用している。

②生駒山

庭園は生駒山を借景としていたが、現在都市開発によって視認することはできなくなっている。

生駒山系の多くは、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている。また、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域にも指定され、緑地の保全が図られている。



図 4-19 庭園から生駒山方面の景観
(2021 年 10 月 22 日撮影)

③鴻池新田駅からの案内サイン

JR 鴻池新田駅構内の案内サインを含めると、史跡指定地外に計 7 箇所の案内サインが整備されている。

道路交通との兼ね合い等により、一部視認性が低い案内サインがある。



図 4-20 案内サイン (2021 年 10 月 22 日撮影)

第5章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

(1) 保存管理の現状

①史跡指定地の保存管理の現状

旧会所跡は、周濠で囲まれた、役宅と一体となった区域であるが、史跡指定地は、活動の舞台となった本屋を中心とする区域としている。史跡指定地内には、重要文化財である本屋など当時の会所建造物や庭園が残されており、周縁部には開発により規模が縮小したものの周濠や舟着場跡がある。会所の構成と建造物が良好に継承されていることが本質的価値の1つであるが、発掘調査は一部にとどまっており、地下遺構の確認は十分にできていない。

史跡指定地の主要な区域については公有化し保存管理を実施しているが、朝日社については境内地としての特殊性と担保性を鑑みて、所有者による保存管理に委ねている。

なお、各構成要素等に関する現状は②以降に記載している。

②建造物の保存管理の現状

本質的価値を有する本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵については、昭和55年(1980)に重要文化財に指定され、平成7年竣工保存修理工事により、躯体、基礎に係る大規模な解体・補修を実施するとともに、破損部の取り換えなどにより、重要文化財としての建物の価値を高めた。その他史跡指定地内の主要な歴史的建造物（乾蔵、表長屋門、裏長屋門、居宅ほか）についても、同工事のなかで、部材の組み立てや解体改修などを実施し、敷地内の当初の建物配置を基本として全体構成を再現した。

保存修理工事以降、四半世紀が経過したが、経年劣化が見られるものの概ね大きな劣化や破損もなく維持してきている。しかし、平成7年(1995)の阪神淡路大震災以降、敷地北東部での地盤沈下現象が顕在化し、屋敷蔵や新座敷棟において、基礎とともに北西方向に傾き、利用上も危険な状態となっている。

各建造物の保存管理の状況は、以下の写真および一覧表に示すとおりである。

表 5-1 重要文化財建造物及び歴史的建造物の保存状況
(一部出典：H30.3 国史跡・重要文化財鴻池新田会所現況調査報告書)

分類	構成要素	保存状況
重要文化財 建造物	本屋 [重要文化財]	土壁に多少亀裂が生じ、木部や建具に傷みが見られる。 ・木部…北面土塀の控柱の貫のホゾ折損、腰壁板反り、格子角釘外れ。 ・屋根…蔵前棟屋根の一部に瓦のズレがあるが、雨漏りは生じていない。 ・土壁…一部亀裂あり。 ・建具…板戸一部戸車欠失・破損、襖紙・障子劣化。 ・その他…畳一部めくれ、畳表・畳縁経年劣化による破損あり。  ◁南面玄関脇土壁(一部亀裂)

重要文化財 建造物	本屋 [重要文化財]	(南便所) 屋根のこけら葺が劣化している。 ・屋根…屋根のこけら葺が劣化している。 ・土壁…一部亀裂あり。
	屋敷蔵 [重要文化財]	北西方向に大きく傾斜している。傾斜の進行は止まっているようであるが、引き続き経過を観察し、本当に沈下が治まっているようであれば、外部の漆喰落下の危険性などがあるため、修理の検討が求められる。 ・基礎…北東方向に地盤が沈下し、それに伴い基礎が傾斜。 ・木部…地盤の沈下に伴い、北西方向に傾斜。建物の傾斜により、蔵前棟や本屋間附属屋と屋敷蔵の間に隙間が生じている。 ・土壁…一部漆喰に亀裂や崩落あり。 ・建具…軸部の傾斜により土戸に3ヵ所で開閉不可。一部漆喰破損あり。   △東面窓廻りの漆喰壁(破損) △出入口角(割れ)
	文書蔵 [重要文化財]	・基礎…石積みに若干隙間が生じている。 ・木部…2階の梁下、桁に割れが生じている。 ・土壁…開口部角部分などに一部亀裂あり。   △正面出入口廻り(一部亀裂) △2階桁の割れ
	米蔵 [重要文化財]	・木部…1回床板の止釘が抜けている箇所あり。北側の出入口は敷居が擦れて削れている。 ・土壁…上部鉢巻部分ほか一部漆喰の割れ、落下あり。北面漆喰塗に汚れあり。 ・梁…下側に割れが生じている。   △軒廻り(一部剥落) △北側土壁(汚れ)
	道具蔵 [重要文化財]	・基礎…西面犬走りの叩きに割れあり。 ・屋根…西面の庇に雨染みが多少みられる。 ・土壁…腰部分に漆喰割れあり。北面の漆喰に汚れあり。
	北面下屋 [重要文化財]	とくに大きな破損はみられない。

重要文化財 建造物	米踏部屋 [重要文化財]	一部地盤が隆起して基礎を持ち上げ、木部が変形している。補強柱を設置済みであり、修理に緊急性はない。 ・基礎…樟の根が地面を持ち上げ、基礎から隆起している。 ・木部…基礎の隆起に伴い、木部が変形 ・土壁…中塗壁に一部割れ、亀裂、剥がれあり。
歴史的 建造物	乾蔵	・基礎…犬走り南東隅の叩きに割れがみられる。 ・屋根…庇の屋根板が劣化している。西面の雀口が一部落下している。 ・土壁…出入口角に一部漆喰の亀裂あり。 ・柱梁：補修痕や虫喰い、割れが多く生じている。   △出入口角(亀裂) △内部柱(虫喰い)
	蔵前	とくに大きな破損はみられない。
	表長屋門	東に接続する土塀土壁及び洗い出しに割れが生じている。また畳表に劣化あり。
	裏長屋門	・屋根…屋根は棟巻漆喰が落下している。 ・土壁…西面の壁散りに補修跡があり、補修部分が浮いている。東面の一部で雀口落下。 ・建具…内部の障子紙及びワーロン紙に劣化がみられる。 ・基礎：西側小部屋において西側に沈下する傾きが生じている。
	居宅 (旧銀行跡)	・土壁…内部中塗壁に一部割れ、欠けあり。ボイラー室上部の漆喰壁に割れあり。 ・建具他…玄関と10畳間境の開き戸は下の肘壺が外れて建具が外れている。外部に面する障子紙(ワーロン紙)及び畳表に劣化がみられる。 ・柱梁：補修痕や虫喰い、割れが生じている。   △内部土壁(一部亀裂) △玄関・10畳間の開き戸(建具外れ)
	火の見小屋	とくに大きな破損はみられない。
	冠木門	楔に一部弛みが生じている。
	朝日社	周囲の樹木が大きく成長しており、日陰となりやすい茅葺屋根の南側に苔が生えている。
	絵馬堂	南東部に沈下がみられ、軸部に倒れ及び歪みが生じている。また東面に接続している土塀が大きく傾斜しており、それに伴う傾斜も生じている。 ・基礎…内部の叩きに割れが生じている。 ・屋根…西面が一部雀口の落下がみられる。 ・建具…庭園へ続く出入口扉が開閉不可となっている。

歴史的 建造物	新座敷棟	北西方向に大きく傾斜している。傾斜の進行は止まっているが、経過観察や修理の検討が求められる。 ・基礎…北西方向に地盤が沈下し、それに伴い基礎が傾斜。 ・木部…地盤の沈下に伴い、北西方向に傾斜。建物の傾斜により、本屋と屋敷蔵の間に隙間が生じている。また便所の建具の開閉が不可になっている。 ・その他…腰壁の杉皮が劣化。
	表長屋門 東方土塀・ 裏長屋門 東方土塀	(表長屋門東方土塀) 北側の変曲点で亀裂が生じている。また漆喰の色落ちや洗い出しの亀裂も生じている。 (裏長屋門東方土塀) 樹木(楠)の根によって一部地面から持ち上げられ、大きく亀裂が生じている。ただし、この部分はやり替えがきくように4mほどの間で構造を木製としているため、修理が可能。また東北隅でも角で土壁に亀裂が生じているほか、敷地内峰側で足元に亀裂が生じており、中塗まで剥離している箇所もみられる。   △表長屋門東方土塀(割れ) △裏長屋門東方土塀(持上げ)

③周濠及び庭園の保存管理の現状

【周濠・舟着場跡】

周濠は、かつて四方を取り囲んでいたが、現在は西側、南側、東側の三方に位置する。周濠の中央部にU型側溝が敷設され、濠底は砂利敷となっている。U型側溝には周囲からの排水が流れ込んでおり、勾配が小さいことから污水がたまりやすい状況になっている。西側の周濠は底打ちコンクリートがないため雑草が生えやすい環境となっている。

周濠の南側、東側は平成16年改築の石積みが残されている。一部崩れているところもあるが、概ね良好である。東側は道路側から張り出した歩道で隠されているところもある。南側では近接敷地での植栽地がみられる。

裏長屋門の北側に舟着場の一部が残っているが、解説板がある以外は認知されにくい状況にある。

【庭園・樹木】

江戸時代末期の作庭といわれているが確証はない。もともと平坦な地であり、南半分は弁天池の池泉回遊式の平庭として造られ、北側は起伏のある地形にして高木が多数植栽されている。本屋座敷からは借景となる生駒山を望み見れるよう樹木の高さを抑えているのも特徴であるが、マンション開発によって生駒山を見ることはできない。

樹木の成長や周囲の市街化により庭園の本来の姿は見えにくくなっているが、地域のシンボルとなるみどりとして重要な役割を果たしている。一方で、敷地内の樹木は高木が多く、台風時などにおいては倒木などで建物や周辺の施設等に被害をもたらすことが懸念される。成長にともない塀や建物に枝や根が張り出し、破損の原因になることも想定される。

庭園内の弁天池は、元々楕円形に近かったが、昭和に入ってから形が変えられ瓢箪型になっている。また、かつてあった周濠の水との循環はなくなり、水質の悪化が懸念されている。

④動産物の保存管理の現状

史跡指定地内には、多数の石造物がみられる。主なものは灯籠、手水鉢、狛犬、石橋などであり、大半は東側の庭園、朝日社に集中している。灯籠の保存状態は概ね良好であるが、一か所に集められ一部は倒壊しているものもみられる。

民具や棟札等は、鴻池家から寄贈されたもので、屋敷蔵（屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前）で保管されており、指定管理者が日常的な保存管理を行っている。

⑤防災・防犯対策の現状

重要文化財に指定されている本屋、屋敷蔵、文書蔵、米蔵、道具蔵の防火施設として放水銃が4基、消火栓は5ヶ所配置されているほか、建物には自動火災報知設備や消火栓設備が付帯されている。このほか、朝日社境内に2基の放水銃が配置されている。消火栓は、庭園内に2ヶ所配置されている。

周囲は、北側がブロック塀、東側、南側が生垣とフェンスで囲まれているほか、東側、南側には周濠がめぐる。出入口である冠木門には人感センサーを設置している。

⑥調査研究に関する現状

鴻池新田会所に関する調査研究は、林野全孝が日本建築学会近畿支部研究報告集（昭和52年5月）に投稿した「旧大和川新田会所遺構について」や平成7年竣工保存修理工事の報告書などがあるが、あまり多くない。また、地下遺構の確認が十分にできていない。

（２）保存管理の課題

以上の保存管理の現状を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなる。

○建造物等に毀損を生じさせない史跡の管理

建造物等の毀損を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑えるために、史跡の構成要素に対して、点検など日常的な維持管理を定期的に行うとともに、耐震化工事や危険要因となりうる庭園内の樹木等への対応、防災・防犯対策等が求められる。

○毀損が生じている建造物等の保存修理

建造物や周濠などの本質的価値を構成する要素について、把握されている劣化や破損状況などの状況を踏まえながら、計画的な修理、修繕を進めていくことが求められる。

特に、地盤沈下に伴い建物が傾き危険な状態になっている屋敷蔵（重要文化財）については、早急な保存修理工事が求められる。そのため、地盤調査や改修工法の検討などを進める必要がある。

○さらなる調査研究の実施

鴻池新田会所は、建物や配置など当時の状態を今に伝える重要な文化財ではあるが、研究成果は十分に蓄積されていないため、継続的に調査研究を進めることが求められる。

解体修理工事など機会があれば、必要に応じて、地下遺構の確認が求められる。

第2節 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

①文化財施設としての活用の現状

史跡指定地のうち朝日社境内や周濠等を除く区域は、有料の文化施設として一般公開している。会所施設は、指定管理者によって管理運営されている。

鴻池新田会所の年間観覧者数は、1年を通じて新型コロナウイルス感染症の影響のあった令和2年度(2020)の前年にあたる令和元年度(2019)は約8,660人である。利用者層は小・中学生などの団体見学を除くと、60代以上の高齢者が多く、市内や大東市など大阪府下からの来訪が多い。

利用の内容は、建物や民具など展示物の見学や企画イベント等の参加者が中心だが、コスプレや写生、ジャズイベント、映画のロケなどの利用もある。

企画イベントでは、テーマを限った展示や道具を使った木工・染物などの体験学習、史跡巡り、講演会、さらには歴史を学ぶ時代別の講座の定期開催など、様々な活用事業が行われている。

表 5-2 年間利用者数の推移

年度	観覧者数	小中学生	貸室利用者数
平成 29 年度(2017)	7,773	1,818	1,163
平成 30 年度(2018)	7,876	2,617	1,402
令和元年度(2019)	8,660	2,601	1,014
令和 2 年度(2020)	3,871	1,480	173
令和 3 年度(2021)	4,876	1,464	378

単位：人

②建造物の活用の現状

建造物の活用は、主に重要文化財であり、かつ一定の規模をもつ本屋（一部除く）、米蔵、道具蔵で行われている。本屋は土間と座敷が当時の雰囲気を感じさせるとともに、開放的なひろがりをもつことから、寄席や歴史講演会、ワークショップ、企画展示などの場として柔軟に利用されている。米蔵と道具蔵は、建物全体が一つの箱状の簡素な形態であり、前者はガイダンス施設や瓦などの展示、後者は民具（農耕具）の展示空間として利用されている。

市は令和3年(2021)に、「日本の技を未来へつなぐ文化財の保存・活用推進協定」を一般社団法人日本伝統建築技術保存会と締結しており、その事業として本屋でワークショップを実施している。

このほか、歴史的建造物である乾蔵および居宅（旧銀行跡）は貸室として利用されている。また、火の見小屋は、入口横にあって施設受付としてスタッフが常駐している。

個々の建造物の公開状況は、表 5-3 のとおりである。

表 5-3 本質的価値を構成する建造物の公開状況

一般公開	全域	米蔵、道具蔵
	一部	本屋
条件付き公開	貸室	乾蔵、居宅（旧銀行跡）
非公開	公開当初から非公開	屋敷蔵、文書蔵、表長屋門（小部屋）、裏長屋門（小部屋）、火の見小屋
	公開中止	新座敷棟（※建物の傾斜により利用停止）
	民有地	朝日社、絵馬堂

③周濠及び庭園の活用の現状

周濠は、排水機能をもつ水路空間となっており、周囲は進入できないようフェンスで囲まれている。一部南側では、天端部分に植栽が施されるなどの利用がみられる。周濠や舟着場跡は、史跡の本質的価値を構成する要素として認知されにくい状況である。

庭園は一般公開しており、庭園北西部と南西部に出入口がある。本屋座敷からも庭園を見ることができ、お茶会などでの利用がみられる。

④動産物の活用の現状

石造物は、敷地内各所に分布しており、狛犬、石橋などは必要要素として存在しているが、灯籠については、一か所に集められ一部倒壊しているところもあるなど、活用されていないものもある。

民具類のうち農耕具は、道具蔵において常設的に展示されている。その他、人力車や蓄音機などかつて生活に用いられた民具は、企画展などで展示されている。

⑤展示施設に関する現状

展示施設としては、パネルや瓦などを展示している米蔵と、民具（農耕具）を展示している道具蔵がある。いずれも平成9年（1997）公開開始当時のまま大きな改修や変更をしていないため、学術的な情報が古くなり、劣化等も進行している。また、その他活用も行う展示施設としては、照明が不足しており、暗い環境にある。



図 5-1 米蔵内の展示施設

⑥サイン類に関する現状

一般公開されている動線上にある主な建造物の前に、解説板を設置している。多言語解説のある QR コードも貼り付けており、外国人にも建造物の価値や歴史が伝わるようにしている。解説板の他にも案内サイン等もあるが、一部あまり機能を果たしていないものや劣化が進んでいるものもある。

史跡標柱は新田会所敷地外の北側（史跡指定地内）に設置されており、鴻池新田会所を見学するルート上にないため視認されにくい。



図 5-2 板面が劣化している解説板と外国語解説用の QR コード

⑦アクセスに関する現状

会所施設は JR 鴻池新田駅に近接しており、大阪市内からアクセスがしやすい。

入口は敷地の南側にあるため、駅からのアクセスは大きく敷地を回り込んで入るかたちになる。時間的には徒歩 5 分以内ではあるが、アプローチの道が一般宅地内を通り、入口への案内も不十分なため、初めての来訪者にとっては分かりにくくなっている。



図 5-3 視認しにくい案内板

⑧普及啓発・情報発信の現状

会所施設にある建造物群はもとより、庭園や鴻池家から寄贈された民具類等の概要については、パンフレットやウェブサイト等で紹介されている。パンフレットは、鴻池家、新田開発、新田経営と会所、河内木綿、村の行事などで構成され、絵図の多用や詳細な年表も入れ、一冊で総合的な情報が盛り込まれている。また、そのダイジェスト版であるリーフレットがあり、英語解説も一部盛り込んでいる。

ウェブサイトでは、これらの PDF データの他、企画展の資料も公開されている。

情報発信の他には、会所施設の広い空間のある建造物の特性を有効に活用して、企画展示や小中学生を主な対象とした体験学習などを行うとともに、史跡ハイキングや歴史講演会などを通じて普及啓発に取り組んでいる。



図 5-4 指定管理者が発行しているパンフレット・チラシ

表 5-4 平成 30 年度(2018)～令和 2 年度(2020)の企画展示等の状況

	事業名	内容	展示時期
平成 30 年度	コーナー展示 「菖蒲の節句飾り」	菖蒲の節句にちなみ、鴻池新田会所に残る菖蒲飾りを展示。	平成 30 年(2018) 4 月 28 日～5 月 5 日
	鴻池家寄贈資料展 「続 新田会所の薬箱」	鴻池家寄贈資料の薬箱に収められた売り薬などを展示。	6 月 16 日～7 月 16 日
	コーナー展示「七夕飾り」	七夕にちなみ、鴻池新田会所に残る苧環を展示。	6 月 30 日～7 月 8 日
	鴻池家寄贈民具展 「むかし道具いろいろ」	小学 3 年生向けに、昭和時代の道具類を展示。	平成 31 年(2019) 1 月 9 日～2 月 28 日
令和 元 年度	コーナー展示 「菖蒲の節句飾り」	菖蒲の節句にちなみ、鴻池家寄贈の資料から選定し展示。	平成 31 年(2019)4 月 27 日～ 令和元年(2019)5 月 5 日
	鴻池家寄贈資料展 「鴻池家の茶道具」	鴻池家からの寄贈資料に含まれる茶器を選出し展示。	6 月 15 日～7 月 15 日
	コーナー展示「七夕飾り」	鴻池家寄贈資料から当時使用していた民具を展示。	6 月 29 日～7 月 7 日
	鴻池家寄贈民具展 「むかし道具いろいろ」	小学 3 年生向けに、火鉢やランプ等を乾蔵で展示。	令和 2 年(2020) 1 月 11 日～3 月 1 日
令和 2 年度	企画展示「菖蒲の節句」	菖蒲の節句にちなみ、鴻池家寄贈の資料から選定し展示。	4 月 28 日～5 月 5 日 (中止)
	企画展示 「昭和レトロな燐寸箱」	市民の方々が所有されている昭和初期のマッチ箱などを展示。	6 月 13 日～7 月 12 日 (中止)
	企画展示「七夕飾り」	鴻池家寄贈資料から当時使用していた民具を展示。	6 月 27 日～7 月 7 日
	パネル展 「大和川と淀川を学ぼう」	会所周辺地域が大和川と淀川との関わる地理、歴史を解説するパネル展示。	11 月 5 日～12 月 4 日
	鴻池家寄贈民具展 「むかし道具いろいろ」	小学 3 年生向けの約 50 点の民具資料の展示を乾蔵で開催。	令和 3 年(2021) 1 月 13 日～2 月 28 日

⑨学校教育・社会教育に関する現状

学校教育では、小学 3 年生で学習する「むかしの暮らし」、小学 4 年生で学習する「大和川のつけかえ」に対応した企画展示をして、団体見学の受け入れと学芸員による解説を行っている。また、小中学生を主な対象とした「むかししごとワークショップ」を開催しており、人気の事業となっている。

社会教育では、年間講座として古文書講座が開催されているほか、歴史講演会、史跡ハイキングなども定期的に開催されており、東大阪市の学校教育、社会教育の拠点の一つとなっている。

表 5-5 令和 2 年度(2020)の体験学習（むかししごとのワークショップ）

テーマ	内容	時期
「玉ねぎ染め」	玉ねぎの皮を使って染液を作り、化学反応によってシャツを染める。	令和 2 年(2020) 10 月 25 日 (中止)
「藍染チャレンジ」	藍の乾燥葉から染め液をつくり、化学反応によってシャツを染める。	10 月 25 日
「木工の匠」	小刀や鉋の使い方を学びながらの箸づくり。	11 月 8 日
「綿しごと」	会所で収穫した綿を使い、糸車を使って伝統的な方法での糸つむぎ。	11 月 14 日～15 日
「正月かざり」	子ども向けはペーパーラフィアを、大人向けには藁を使ったしめ縄づくり	12 月 5 日、26 日
「餅つき」	会所のかまどで米を蒸し、杵と石臼を使って昔ながらの餅つきを体験。	12 月 13 日

⑩地域活動に関する現状

地元との連携による清掃活動や、近隣住民が主催する行事に場所の提供をすることも行っている。

⑪観光振興に関する現状

東大阪市は、「中小企業が多いまち」、「モノづくりのまち」、「ラグビーのまち」というイメージとともに、「文化のまち」として鴻池新田会所は歴史的価値を有していることから観光資源としてのポテンシャルを持っている。また、地域の歴史を物語る鴻池新田会所は、地域に住む人が地域の魅力を再発見するマイクロツーリズムとの親和性が高い資源である。

会所施設では、通常の展示見学その他、コンサートや寄席、お茶会、映画のロケ地、コスプレやジャズ会場としても利用されているが、利用者数は年間1万人に達しておらず、利用の活性化の取り組みは不十分で、これからの課題といえる。

(2) 活用の課題

以上の活用の現状を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなる。

○各要素の特質を活かした活用

史跡の構成要素には建造物や庭園、動産物など性質の異なる要素があり、それらの特質を活かした活用が求められる。

○史跡の価値や魅力の周知

史跡の価値や魅力を広く伝えるために、普及啓発・情報発信などの対応が求められる。

○地域活動や観光振興での活用

多くの人に史跡の価値や魅力に触れてもらうために、地域活動の場や観光振興の資源としての活用を進めるための活用が求められる。

第3節 保存・活用の現状・課題の整理

構成要素ごとの保存・活用の現状・課題を表5-6に示す。

表5-6 構成要素ごとの現状・課題

構成要素			保存に関する現状・課題	活用に関する現状・課題
鴻池新田会所敷地内			指定管理者によって適切に保存管理されている。史跡を良好な状態で後世に継承していくために、今後も適切な管理が求められる。	映画のロケやコスプレイベント等に利用されており、鴻池新田会所を広く知ってもらうきっかけを増やすために、継続的にこれらの活用を促すことが求められる。
本質的価値を構成する要素	重要文化財建造物	本屋	- 一部亀裂や傷み等が生じており、修理修繕が求められる。 - 耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。	- 蔵前など一部を除き一般公開されている。 - 寄席や歴史講演会、むかししごとのワークショップ、企画展示などの会場として活用されており、今後も土間や座敷などでの活用が求められる。
		屋敷蔵	北西方向に大きく傾斜し、蔵前とズレが生じている。また、漆喰壁の落下の危険性があり、早急な修理修繕が必要である。	- 通常非公開となっている。 1階において民具等を保管している他は活用されていない。 - 現在は損傷により利用上の危険性も生じているが、修理後の公開活用の検討が求められる。
		文書蔵	正面出入口廻りに一部亀裂などがあり、修理修繕の検討が求められる。	- 通常非公開となっている。 - 備品等が保管している他は活用されていない。 - 見学者は内部を見ることができないため、今後の公開活用の検討が求められる。
		米蔵	- 軒廻りの一部剥落などがあり、修理修繕が求められる。 - 耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。	- 一般公開されており、ガイダンス施設やイベント会場として活用されている。 《北側》新田開発の概要を説明するパネルや瓦等を展示するガイダンス施設として活用されている。 《南側・北半面》鴻池新田の概要を説明するパネル等を展示。 《南側・南半面》イベント等で活用。 - 展示施設は平成9年(1997)の公開開始時に整備されたものであり、ガイダンス施設としての機能性を高めるリニューアルが求められる。 - 展示環境の改善や様々な活用を進めるにあたって、照明設備の増設が求められる。
		道具蔵	- 庇の木部劣化などがあり、修理修繕を進める必要がある。 - 耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。	- 一般公開されており、民具（農耕具）を展示する空間として活用されている。 - 展示内容について、ガイダンス施設としての機能性を高めるリニューアルが求められる。 - 展示環境の改善や様々な活用を進めるにあたって、照明設備の増設が求められる。
		北面下屋	特に大きな破損はみられず、今後も毀損を生じさせない管理が求められる。	非公開の区域であり、今後の公開活用の検討が求められる。
		米踏部屋	一部地盤が隆起しており、修理修繕が求められる。	米踏部屋を使った体験事業等の検討が求められる。
	歴史的建造物	乾蔵	雀口の一部落下などがあり、修理修繕が求められる。	- 蔵内70㎡を貸室としているが、あまり活用されていない。 - 貸室以外では内部を見ることができないため、今後の公開活用の検討が求められる。
		蔵前	特に大きな破損はみられず、今後も毀損を生じさせない管理が求められる。	非公開の区域であり、今後の公開活用の検討が求められる。

構成要素		保存に関する現状・課題	活用に関する現状・課題
本質的価値を構成する要素	歴史的建造物	表長屋門	・門として通行されている以外、特に活用されていないが、今後の公開活用の検討が求められる。
		裏長屋門	・門として通行されている以外、特に活用されていないが、今後の公開活用の検討が求められる。
		居宅 (旧銀行跡)	・10 畳部屋と 14 畳部屋が貸室として活用されている。 ・貸室以外では内部を見ることができないため、今後の公開活用の検討が求められる。
		火の見小屋	・スタッフが常駐する施設受付として活用されており、今後もこの機能性を維持することを基本とする。
		冠木門	・会所施設の出入口として活用されている。敷地の表にあたる場所であり、今後も出入口としての機能性を維持することを基本とする。
		朝日社	・民有地で通常非公開となっているため、今後の公開活用の検討が求められる。
		絵馬堂	・民有地で通常非公開となっているため、今後の公開活用の検討が求められる。
		土堀のうち 表長屋門 東方土堀・ 裏長屋門 東方土堀	・堀としての機能性を果たしており、今後もこの機能性を維持する。
	周濠等	周濠・ 舟着場跡	・周濠や舟着場跡は認知されにくい状況であり、情報発信等が求められる。
	庭園	庭園・弁天池	・一般公開されている。 ・昭和初期などかつての庭園の姿を知ってもらう情報発信や庭園での企画等が求められる。

構成要素			保存に関する現状・課題	活用に関する現状・課題
本質的価値と密接に関わる要素	歴史的建造物	新座敷棟	・北西方向に大きく傾斜しており、経過観察と修理の検討が求められる。	・かつては貸室として活用されていたが、現在は非公開のため特に活用されていない。 ・見学者は内部を見ることができないため、今後の公開活用の検討が求められる。
	園路	石畳等	－	・機能性を保つ維持管理が求められる。 ・バリアフリー動線の検討が求められる。
	動産物	棟札等(重要文化財附)	・屋敷蔵(屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前)で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。	・企画展示等で展示して、その価値を伝えることが求められる。
		(三石積)井路川舟	・舟展示場において半屋外の状態で置かれており、劣化等に対する定期的な確認が求められる。	・舟展示場において展示されており、今後も展示を通じてその価値を伝えることが求められる。
		考古資料	・多くは屋敷蔵(屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前)で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。	・一部の瓦は米蔵で展示しており、今後も展示を通じてその価値を伝えることが求められる。
		石造物(灯籠、狛犬、石橋など)	・概ね良好だが、倒壊した灯籠を集積されているところがあるため、その対応の検討が求められる。	・庭園など外の空間の要素として存在しており、活用はされていない。
		鴻池家寄贈民具	・多くは屋敷蔵(屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前)で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。	・一部の農耕具は道具蔵等で展示しており、人力車や蓄音機など生活に用いられていた民具等も企画展等で展示している。 ・今後も展示や企画イベント等での公開を通じて、民具類の魅力を知ってもらう方策が求められる。
本質的価値を構成しないが、史跡の保存・活用に有効な要素	その他建造物	管理事務所	－	・鴻池新田会所の管理事務所として利用されており、今後もこの機能性を保つことが求められる。
		舟展示場	－	・穀物や荷物を運んでいた井路川舟が展示されており、水路での運搬の歴史を伝えるために、今後も引き続き展示することが求められる。
		トイレ	－	・裏長屋門の東側にあるが、導線において車イス対応ができていない。また、乳幼児の利用にあわせた対応(オムツ交換台など)も不十分である。
	管理施設	消火関連設備	・防災設備が設置されており、その保守点検の実施と必要に応じて更新・再整備等の検討が求められる。	－
		塀・柵類	－	・一部傾倒したり、劣化が進んでいるものがあり、修理修繕することが求められる。
		その他	－	・機能性を保つ維持管理が求められる。
	敷地内サイン類		－	・説明板や案内図は平成9年(1997)の公開開始時に整備されたもので劣化が進んでいる。また、「順路」を示すサインなどあまり機能を果たしていないものがあり、配置計画も含めて再整備を検討することが求められる。 ・史跡標柱は新田会所敷地外の北側(史跡指定地内)に設置されており、鴻池新田会所を見学するルート上にないため視認されにくい。ため、移設を検討することが求められる。
	敷地・庭園の樹木、本屋前曲幹のマツ		・クスノキやイチョウなど高木の樹勢が弱っており、建造物への被害が危惧される。また、木陰によって建造物が多湿環境になり劣化が進みやすくなることが懸念されるため、その対応策の検討が求められる。	－
史跡指定地周辺に関する要素	鴻池新田駅・バス停からの案内サインや誘導		－	・道路交通との兼ね合い等により、一部視認性が低い案内サインがあり、配置計画も含めて再整備を検討することが求められる。 ・バス停(近鉄バス「鴻池新田駅」)からの案内サインが求められる。 ・大阪モノレール整備に向けてサインの拡充が求められる。 ・鴻池新田駅から鴻池新田会所入口までの順路について、史跡の内容を示すような誘導が求められる。

第4節 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

①保存のための整備の現状

史跡鴻池新田会所跡では、史跡指定後の昭和59年(1984)～平成7年(1995)に保存修理工事を実施して、嘉永6年(1853)の姿に復原した。また、その後も災害復旧工事を実施するなどして、史跡の価値を守る整備を行ってきた。防災面では、平成7年(1995)竣工の保存修理工事の際に、放水銃や貯水槽等の防災設備を整備した。

保存のための整備は実施してきた経緯はあるが、維持管理のための整備が不十分で、不同沈下による傾斜や耐震不足の建造物があるなど、良好な状態に保存されているとは言い難い状況である。

②活用のための整備の現状

史跡鴻池新田会所跡では、平成9年(1997)の一般公開にあわせて、案内板や解説板、管理便益施設などを整備した。展示においても、解説パネルや照明等を整備している。しかしながら、整備当時から25年以上が経過しており、その多くは平成9年(1997)から更新や補修ができていない。また、建造物内が暗いことや、園路等がバリアフリーに対応できていないなど、見学にあたっての問題点もある。



図 5-5 バリアフリー対応でない園路

史跡指定地外においては、最寄り駅の JR 鴻池新田駅からアクセスルートを示す案内板を複数箇所設置しているものの、市民から「分かりにくい」との声が多い。

多くの人に来てもらうための受け入れ環境整備や庭園・周濠の改修の検討は十分にできていない。

(2) 整備の課題

①保存のための整備の課題

「保存のための整備の現状」を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなる。

○良好な状態を保つ保存整備

毀損など問題が生じている建造物等があり、修理・修繕や耐震補強工事などの対応が求められる。

大規模災害等が発生した際に最小限の被害を抑えるためには、防災設備等を十分に整備することが必要である。

②活用のための整備の課題

「活用のための整備の現状」を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなる。

○既存施設のリニューアル

一般公開から25年以上が経過しており、劣化等が進む各施設の更新が求められる。解説板等のリニューアルや照明設備の改良・増設など機能性や魅力を高める再整備が求められる。

○受け入れ環境を高める整備の検討

多くの人に史跡の価値や魅力に触れてもらうためには、様々な人が行きたいと思える施設整備や庭園・周濠の改修等の検討が求められる。

(3) 整備の現状・課題の整理

構成要素ごとの整備の現状・課題を表 5-7 に示す。

表 5-7 整備の現状・課題の整理

構成要素		整備に関する現状・課題（保存・活用の現状・課題から再掲）
本質的価値を構成する要素	重要文化財建造物	本屋
		・一部亀裂や傷み等が生じており、修理修繕が求められる。 ・耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。
		屋敷蔵
		・北西方向に大きく傾斜し、蔵前とズレが生じている。また、漆喰壁の落下の危険性があり、早急な修理修繕が必要である。
		文書蔵
		・正面出入口廻りに一部亀裂などがあり、修理修繕の検討が求められる。
		米蔵
		・軒廻りの一部剥落などがあり、修理修繕が求められる。 ・耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。 ・展示施設は平成 9 年(1997)の公開開始時に整備されたものであり、ガイダンス施設としての機能性を高めるリニューアルが求められる。 ・展示環境の改善や様々な活用を進めるにあたって、照明設備の増設が求められる。
		道具蔵
		・庇の木部劣化などがあり、修理修繕を進める必要がある。 ・耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないため、耐震化工事を行う必要がある。 ・展示内容について、ガイダンス施設としての機能性を高めるリニューアルが求められる。 ・展示環境の改善や様々な活用を進めるにあたって、照明設備の増設が求められる。
		北面下屋
		・特に大きな破損はみられず、今後も毀損を生じさせない管理が求められる。
		米踏部屋
		・一部地盤が隆起しており、修理修繕が求められる。
	歴史的建造物	乾蔵
		・雀口の一部分落下などがあり、修理修繕が求められる。
		蔵前
		・特に大きな破損はみられず、今後も毀損を生じさせない管理が求められる。
		表長屋門
		・東に接続する土塀土壁及び洗い出しに割れが生じており、修理修繕が求められる。
		裏長屋門
		・巻漆喰の落下などがあり、修理修繕が求められる。
		居宅（旧銀行跡）
		・内部土壁の一部亀裂などあり、修理修繕が求められる。
		火の見小屋
		・特に大きな破損はみられないため、今後も現状を保つ管理を行う。
		冠木門
		・楔に一部弛みが生じており、修理修繕が求められる。
		朝日社
		・周囲の樹木が大きく成長しており、日陰となりやすい茅葺屋根の南側に苔が生えており、茅の適切な管理保全が求められる。
		絵馬堂
		・南東部に沈下がみられ、軸部に倒れ及び歪みが生じており、修理修繕が求められる。 ・東面に接続している土塀が大きく傾斜しており、それに伴う傾斜も生じており、修理修繕が求められる。
		土塀のうち表長屋門東方土塀・裏長屋門東方土塀
		・樹木（楠）の根によって一部地面から持ち上げられ、大きく亀裂が生じているため、樹木の取り扱いを検討するとともに、修理修繕が求められる。 ・敷地内峰側で足元に亀裂が生じており、中塗まで剥離している箇所もみられるため、これらの修理修繕が求められる。
周濠等	周濠・舟着場跡	・石積みのたわみが一部で生じており、修理の検討が求められる。
庭園	庭園・弁天池	・弁天池の水質悪化が懸念されているため、その改善策の検討が求められる。

構成要素			整備に関する現状・課題（保存・活用の現状・課題から再掲）
本質的価値と密接に関わる要素	歴史的建造物	新座敷棟	・北西方向に大きく傾斜しており、経過観察と修理の検討が求められる。
	園路	石畳等	・今後もこの機能性を保つことが求められる。 ・バリアフリー動線の検討が求められる。
	動産物	棟札等(重要文化財附)	・多くは屋敷蔵（屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前）で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。
		(三石積)井路川舟	・舟展示場において半屋外の状態で置かれており、劣化等に対する定期的な確認が求められる。
		考古資料	・多くは屋敷蔵（屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前）で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。
		石造物（灯籠、狛犬、石橋など）	・概ね良好だが、倒壊した灯籠を集積されているところがあるため、その対応の検討が求められる。
		鴻池家寄贈民具	・多くは屋敷蔵（屋敷蔵の修理工事が終わるまでは蔵前）で保管しており、今後も現状を保つ管理を行う。
史跡の保存・活用には有効な要素	その他建造物	管理事務所	・今後もこの機能性を保つことが求められる。
		舟展示場	・一部傾倒したり、劣化が進んでいるものがあり、修理修繕することが求められる。
		トイレ	
	管理施設	消火関連設備	・トイレについては、導線での車イス対応、乳幼児の利用に合わせた対応に関する整備が求められる。
		堀・柵類	
		その他	
	敷地内サイン類		・説明板や案内図は平成9年(1997)の公開開始時に整備されたもので劣化が進んでいる。また、「順路」を示すサインなどあまり機能を果たしていないものがあり、配置計画も含めて再整備を検討することが求められる。 ・史跡標柱は新田会所敷地外の北側（史跡指定地内）に設置されており、鴻池新田会所を見学するルート上にないため視認されにくい。ため、移設を検討することが求められる。
	敷地・庭園の樹木、本屋前曲幹のマツ		(樹木に関する課題は整備ではなく管理で対応)
	鴻池新田駅・バス停からの案内サインや誘導		・道路交通との兼ね合い等により、一部視認性が低い案内サインがあり、配置計画も含めて再整備を検討することが求められる。 ・バス停（近鉄バス「鴻池新田駅」）からの案内サインが求められる。 ・大阪モノレール整備に向けてサインの拡充が求められる。 ・鴻池新田駅から鴻池新田会所入口までの順路について、史跡の内容を示すような誘導が求められる。

第5節 運営体制の現状と課題

(1) 運営体制の現状

現在、史跡指定地のうち朝日社境内を除く区域は、指定管理者によって管理運営されている。指定管理者が実施する事業の中には、地元自治会や団体と連携した事業も実施している。

なお、史跡指定地のうち朝日社境内は民有地であり、土地所有者によって管理されている。

(2) 運営体制の課題

以上の運営体制の現状を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなる。

○さらなる保存・活用に向けた体制づくりの検討

さらなる保存・活用を進めていくために、指定管理者による管理運営のみならず、地域住民や団体等との連携をより深めた体制づくりが求められる。

第6章 史跡鴻池新田会所跡の大綱と基本方針

第1節 史跡鴻池新田会所跡の大綱

史跡鴻池新田会所跡は、文化財としての本質的価値とともに、モノづくりのまちとして発展してきた東大阪市の歴史を語るうえで、旧大和川の付替事業で行われた新田開発が基盤となったことを今に伝える点からも欠くことのできない重要な文化財資源である。そのため、史跡鴻池新田会所跡を良好な状態で後世に継承し続けていくことは、地域社会と市に課せられた責務である。

文化財は地域固有の財産であり、文化財の活用を進めることで、そこにしかない地域の魅力を高めることにつながる。地域の魅力が高まることで、人々による賑わいが生まれ、地域愛の醸成につながることも期待できる。史跡鴻池新田会所跡には、江戸時代中期に建築された国指定の重要文化財建築物をはじめ、池泉回遊式の庭園、周濠といった文化財資源があり、それらを通して東大阪市の発展の基礎となったともいえる大和川付替と、その後の変遷の歴史を伝える取り組みを続けてきた。これまで培ってきた保存・活用の経験を活かしつつ、地域住民の思いを加え、新たな取り組みを加えていくことが、史跡鴻池新田会所跡の持つ魅力をより高めることにつながるとともに、かけがえのない地域の財産を地域総掛かりで保存していけるものと考えている。

今後は、地域住民、特に次代を担う子どもたちが、生まれ育った地域に対する愛着と誇りを育ててもらうためにも、また、市内外からの観光客にも訪れたいと思われるように、史跡鴻池新田会所跡の持つ価値や魅力を伝えていく取り組みを進めていく。

これらの思いから、史跡鴻池新田会所跡の大綱として、以下のように示す。

【史跡鴻池新田会所跡の大綱】

史跡鴻池新田会所跡は、モノづくりのまちとして発展してきた東大阪市の歴史を語るうえで重要な遺跡である。

地域の開発の歴史を物語り、地域とともに歩んできたわが町の大切な文化財として、今後も地域に愛される場になることを目指す。

そのため、江戸時代から伝えられた価値や魅力を、地域みんなの力で『守り』、『活かし』、『誇れる』史跡として未来に『伝えていく』。

第2節 保存・活用の基本方針

第1節で述べた大綱を実現していくためには、史跡鴻池新田会所跡の価値や魅力を守り、活かし、伝えていかなければならない。そのためにも計画的な施設整備が必要となる。

次に、史跡鴻池新田会所跡の保存・活用の基本方針を、「守る」、「活かす」、「誇れる」、「伝える」の4つの視点で設定することとする。

□基本方針1：守る ～史跡の価値を良好な状態で継承し続ける～

東大阪市を代表する文化財である史跡鴻池新田会所跡を良好な状態で後世に継承し続けていくことは地域社会の責務である。

そこで、史跡の価値を良好な状態で継承し続けるために、地域社会と連携しながら、良好な管理を進める。

⇒第7章 史跡の保存と管理 へ

□基本方針2：活かす ～史跡の価値や文化財としての魅力を活かしてさらなる展開を進める～

史跡鴻池新田会所跡は、重要文化財建造物や庭園、周濠など多様な文化財資源で構成されている。これらの文化財の特性を活かして、史跡の価値や文化財としての魅力を最大限に高めることで、様々な人が来て、見て、学び、楽しめる場となることをめざす。

そこで、今まで継続的に行ってきた保存・活用の基盤を活かしつつ、改正文化財保護法の趣旨をふまえ、活用施策に取り組む。

⇒第8章 史跡の活用 へ

□基本方針3：誇れる ～史跡の価値と魅力を情報発信し、郷土の誇りとなる文化財資源を中核としたまちづくりを地域社会とともに進める～

基本方針1「守る」、基本方針2「活かす」を進めるために、史跡の価値を広く発信し、地域の「たから」として地域愛の醸成につながる取り組みを展開するために地域住民と協業をめざす。

史跡の適切な整備を進めるとともに、史跡の持つ本質的価値を再確認しながら、案内サインやアクセス環境の整備、新たな魅力を感じる事業の実施を進め、史跡の情報を広く発信する。

⇒第9章 史跡の整備 へ

□基本方針4：伝える ～地域社会とともに持続可能な体制づくりを進める～

史跡の運営にかかわる体制の整備は、地域のまちづくりに直結する。史跡の価値や文化財としての魅力を守り、活かし、伝え続けていくためには、地域総がかりで、史跡を保存し、その価値を良好な状態で継承していく持続可能な体制づくりが必要である。地域住民との交わりを重ね、人的資源の確保や連携を模索し、持続可能な体制づくりを進める。

⇒第10章 運営・体制の整備 へ

第7章 史跡の保存と管理

第1節 保存管理の方向性

史跡鴻池新田会所跡における保存の現状・課題等を踏まえて、下記を保存管理の方向性とする。

基本方針1：守る ～史跡の価値を良好な状態で継承し続ける～	
▼	
方向性	方法（第2節）
☐ 良好な状態に保つ建造物及び周濠等の保存管理 ・建造物等の毀損を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑える管理を行う。 ・既に毀損が生じている建造物等については修理修繕の検討を行う。 ・防犯・防災対策を講じる。	▶ (1)日常管理（点検等） (2)建造物等の修理・耐震化 (3)庭園・樹木管理 (4)動産物の保存管理 (5)防犯・防災対策
☐ 継続的な調査研究 ・鴻池新田会所に関する継続的な調査研究を進める。	▶ (6)さらなる調査研究
☐ 追加指定 ・将来的に可能であれば追加指定を検討する。	▶ (7)追加指定
☐ 周辺環境の保全 ・市が主体的に実施できる指定地外の周辺環境の保全策を検討する。	▶ (8)指定地外の周辺環境の保全

第2節 保存管理の方法

（1）日常管理（点検等）

本質的価値を構成する要素や本質的価値と密接に関わる要素を良好な状態で後世に継承するために、定期的な点検や毀損部分の拡大防止等を行う。

また、会所施設は一般公開施設であるため、本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素についても、利用者の安全性確保や機能性維持等のために、定期的な点検など日常管理を行う。

毀損部分が確認された場合は適切な復旧・修理を行うが、景観や構造等に影響を及ぼしている大規模な毀損については、調査成果や有識者等の意見を踏まえた手法を検討する。

《方法》

- ・劣化や破損の発生を早期に発見できるように、史跡指定地内の定期的な点検を行う。なお、本質的価値を構成する要素（重要文化財）については、点検の頻度を高める。
- ・台風など文化財の保存に影響を及ぼす大規模な自然災害等が生じた際は、臨時的に毀損状況等の点検を行う。文化財の毀損だけでなく、利用者の安全性の確保という観点でも、史跡指定地内を確認する。
- ・点検で見つかった微少な傷など小規模な毀損に対しての復旧や、毀損の拡大を防止する簡易的な措置は、日常管理の範囲内で対応する。

（2）建造物等の修理・耐震化

本質的価値を構成する要素や本質的価値と密接に関わる要素である建造物及び周濠、舟着場跡を良好な状態で後世に継承するために、毀損箇所の修理や耐震化等を進める。

また、本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素である建造物についても、利用者の安

全性確保や機能性維持等のための修理等を検討する。

なお、重要文化財建造物については、建造物としての基本的な方針等を定める保存活用計画の策定を検討する。

※本質的価値を構成する建造物の保存状況については、第5章第1節「保存管理の現状と課題」(P72-75)を参照。

《方法》

- ・本質的価値を構成する要素や本質的価値と密接に関わる要素である建造物や周濠、舟着場跡において、破損等が生じていれば、修理工事を実施する。なお、大規模な修理工事については、専門家による指導を受けることとする。
- ・本質的価値を構成しないが史跡の保存・活用に有効な要素である建造物において、破損等が生じていれば、利用者の安全性確保や機能性維持等のための修理等を検討する。
- ・地盤沈下を起因とする傾きや、柱や梁など構造躯体の著しい損傷など、構造的に影響のある損傷が生じている建造物は、早急な修理工事を行う。
- ・自然災害等によって文化財の被害が生じた際は、早急な応急措置をとったうえで、災害復旧工事を行う。
- ・耐震診断を行い、耐震性能が十分でないと判定された建造物は、耐震化工事を行う。
- ・腐朽など構造に大きな影響を及ぼさない箇所については部分的改修を行う。
- ・損傷によって、見学上安全が確保できないところは、当該施設の公開を取り止めや該当箇所周辺部の立入禁止措置等を行う。
- ・重要文化財旧鴻池新田会所の保存活用計画の策定を検討する。

(3) 庭園・樹木管理

鴻池新田会所庭園(東方庭園)については、池泉回遊式庭園として良好な状態を保つ管理を行う。なお、重森三玲から文政期以降らしい庭園と評価されているが、弁天池の形状の変化や樹木の成長などで、作庭時から景観は変わっていると考えられる。また、庭園に関する資料が十分でないため、復元的な整備は行わず、現在の姿での庭園管理を基本とする。なお、庭園の保存及び整備については、有識者の意見を参考にしながら進める。

樹木管理については、史跡指定地内の樹木のある景観を保ちつつ、利用者の安全性を確保するため、健全な生育を促す剪定等を行い、枯損木などの危険木は伐採する。

《方法》

(鴻池新田会所庭園(東方庭園)の管理)

- ・池泉回遊式庭園として良好な状態を保つために、庭園の景観性を意識しながら、剪定や伐採、補植などの庭園管理を行う。なお、補植については、必要性を十分に検討し、遺構に影響を及ぼさないと判断される場合のみとする。
- ・現在の庭園の姿の維持を基本とし、復元的な整備や大きな改変は行わない。
- ・庭園の中心部を低く抑えるなど、本屋座敷から見る景観を意識した管理を行う。
- ・昭和10年代に撮影された古写真や重森三玲による庭園調査結果等を参考に、かつての庭園の姿を意識した庭園管理に努める。
- ・弁天池の水質を改善するために、水質改善工事を実施する。

（樹木管理）

- ・健全な生育を促すために剪定等を行い、枯損木などの危険木は伐採する。
- ・新規植栽を行う際は、必要性を十分に検討し、遺構に影響を及ぼさないと判断される場合のみとする。

（４）動産物の保存管理

市が所有する動産物には、重要文化財の棟札や民具など多数の寄贈品や石造物がある。棟札など保存・活用上重要と思われるものについては、良好な状態で後世に継承する保存管理を行う。

《方法》

- ・定期的に劣化状況等を確認する。
- ・劣化が進んでいるもののうち、保存・活用上重要と思われるものについては、状態に応じた適切な処理を検討して修復する。
- ・重要文化財の棟札など保存・活用上重要と思われるものは、空調・換気設備や防火設備などのある保存環境の整った場所で保管する。
- ・外にある石造物については、基本的に建造物と同じ扱いとして、破損等が生じた際は修理する。
- ・平成９年３月発行の『鴻池家寄贈民俗資料目録』の更新を行う。

（５）防犯・防災対策

『地域防災計画』の文化財災害予防計画に基づき、河川氾濫や地震などの自然災害、火災等の人的災害からの被害を最小限に抑える対策を進める。

また、犯罪から文化財や利用者の安全を守るために、防犯設備の整備とソフト対策を進める。

《方法》

（防災対策）

- ・耐震診断を実施し、耐震性に問題が指摘された建造物については耐震改修工事を行う。
- ・歴史的建造物等に対する防災設備の整備拡充を検討する。
- ・火災の原因となりやすい電気設備などの定期的な点検や漏電火災警報設備の設置を進める。
- ・放水銃や自動火災報知設備など防災設備について、法令等に基づく定期的な保守点検を実施する。
- ・自主防災管理体制の強化と育成指導を行う。
- ・消防署等と連携して防災訓練を実施する。

（防犯対策）

- ・敷地内への不法侵入や文化財の破壊を防ぐために、防犯設備の整備拡充を検討する。
- ・防犯カメラなどの防犯設備の定期的な点検を行う。
- ・日常的な巡視を行う。

（６）さらなる調査研究

平成７年（１９９５）竣工の保存修理工事の際の調査研究で、重要文化財や歴史的建造物の歴史的変遷などは明らかになったが、鴻池新田会所も含めて新田会所に関する研究成果は十分に蓄積されていないため、継続的な調査研究やその支援等を行う。

《方法》

- ・ 史跡や重要文化財、その他本質的価値を構成する要素についての継続的な調査研究を進めることで、価値のさらなる追究を行う。
- ・ 乾蔵や表長屋門などの歴史的建造物の調査研究を進めて、文化財的価値を明らかにしていく。
- ・ 市以外が実施する鴻池新田会所に関する調査研究に対して、可能な限り情報提供を行う。
- ・ 鴻池新田会所の調査研究の成果を整理して、情報発信や企画展示等に活用する。

（７）追加指定

鴻池新田会所を管理する支配人の役宅があった旧役宅跡地は、昭和 51 年（1976）まで建造物群が存在されていたが、その後の開発で現在は商業施設（鴻池グラナリーコート）となっている。旧役宅跡地は、鴻池新田会所の歴史的経緯や建造物群の配置等を考えるうえで重要な場所であるため、将来的に可能であれば追加指定を検討する。

《方法》

- ・ 旧役宅跡地については、調査研究を進めて、将来的に可能であれば史跡の追加指定を検討する。

（８）指定地外の周辺環境の保全

本計画では、指定地周辺にある史跡に関連する要素として、旧役宅跡地、寝屋川及び水路網跡、生駒山、鴻池新田駅からの案内サインをあげている。周辺環境の保全という観点では、案内サインを除き、下記の通りの管理状況となっている。市が所管するものについては適切な管理を行うことで、周辺環境を保全につなげる。

表 7-1 指定地周辺にある史跡に関連する要素の管理状況等

	管理状況等
旧役宅跡地	商業施設（鴻池グラナリーコート）となっており、民間企業によって管理されている。
寝屋川及び水路網跡	大阪府や東大阪市が河川や水路跡道路等として管理されている。
生駒山	金剛生駒紀泉国定公園であり、自然公園法によって行為規制等がかけられている。大阪府では、原則として自然公園区域内における自然地の改変（風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす行為）は認めていない。

《方法》

- ・ 市が所管している水路等については、適切な管理を行う。

第 3 節 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱基準

(1) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱の考え方

史跡鴻池新田会所跡において現状変更等を行おうとする際は、文化財保護法第 125 条により、事前に文化庁長官の許可を得る必要がある。本計画では、史跡指定地内における下記の行為について、その取扱基準を定めることとする。

- ・発掘調査
- ・造成（土地の掘削、盛土、切土）
- ・建築物の増改築、撤去、修理・修繕
- ・工作物（石造物、園路、柵、サイン類等）の新設、移転、撤去、修理・修繕
- ・周濠・弁天池の改修
- ・地下埋設物（水道管等）の設置、改修
- ・樹木の補植、伐採

(2) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱方針

史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱方針を下記のとおり定める。

現状変更等の取扱方針	・いかなる行為においても、史跡の本質的価値に影響が出ないように常に配慮する。 ・上記の条件の範囲内において、史跡の保存・活用を進めるうえでやむを得ない行為については現状変更等を認める。
------------	--

(3) 市が許可等の事務を取り扱う行為

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に基づき、下記の現状変更等については市が許可等の事務を取り扱う。

なお、イベント等の実施時における仮設物は、工作物の設置にあたることから市へ事前に申請を行い、許可を受ける必要がある。イベント終了後は仮設物を速やかに撤去し、原状回復しなければならない。

市が許可等の事務を取り扱う行為

・小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建物で、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ・文化財保護法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ・木竹の伐採

(4) 現状変更等の許可申請を必要としない行為

文化財保護法 125 条に基づき、下記の現状変更等については許可申請を必要としない。

表 7-2 現状変更等の許可申請を必要としない行為

維持の措置（毀損または 衰亡した際の原状回復、 応急処置、除去）	・ 毀損または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その指定当時の原状に復する行為 ・ 毀損または衰亡している場合において、その毀損及び衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする行為 ・ 一部が毀損または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する行為 （特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）第 4 条より）
災害の際の応急措置	・ 地震や風水害、大規模火災等の非常災害に対する応急措置及び被害拡大防止措置
保存に影響を及ぼす行為 で影響の軽微である場合	（史跡鴻池新田会所跡において想定される影響が軽微な行為） ・ 日常的な維持管理（清掃、簡易な点検・修繕） ・ 除草及び樹木の剪定

(5) 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱方針で定めたことを前提としつつ、史跡指定地内において考えられる現状変更等に対する取扱基準を下記のとおり定める。

表 7-3 史跡鴻池新田会所跡における現状変更等の取扱基準

現状変更等の内容		対象物	取扱基準
発掘調査			○
造成（土地の掘削、盛土、切土）			×
本質的価値を構成する要素の復元的整備			○
建築物	増改築		
		歴史的建造物	△
		その他建造物	○
	改修 （建築物の構造に影響を与えないもの）		
		歴史的建造物	○
		その他建造物	○
	撤去		
		歴史的建造物	×
		その他建造物	○
修理・修繕			○
工作物	新設		△
	同一箇所での再整備	敷設箇所以外に新たな掘削が生じるもの	△
		敷設箇所以外に新たな掘削を生じさせないもの	○
	移転	敷設箇所以外に新たな掘削が生じるもの	△
		敷設箇所以外に新たな掘削を生じさせないもの	○
	撤去	石造物（灯籠、狛犬、石橋など）	△
		その他	○
	修理・修繕・改修		○
周濠・弁天池の改修			○
地下埋設物（水道管等）	新設		△
	改修	敷設箇所以外に新たな掘削が生じるもの	△
		敷設箇所以外に新たな掘削を生じさせないもの	○
樹木	補植		×
	伐採		○

《許可区分》○：本質的価値に影響のない範囲で認める。

△：本質的価値に影響を与えず、保存・活用上、やむを得ない理由がある場合に認める。

×：原則認めない。

第8章 史跡の活用

第1節 史跡活用の方向性

史跡鴻池新田会所跡における活用の現状・課題等を踏まえて、下記を活用の方向性とする。

基本方針2：活かす ～史跡の価値や文化財としての魅力を活かしてさらなる展開を進める～	
▼	
方向性	方法（第2節）
☐ 各要素の特質を活かした活用 ・史跡の構成要素である建造物や周濠・庭園、動産物の特質を活かした活用を進める。	▶ (1)文化財施設としての活用 (2)建造物の活用 (3)周濠及び庭園の活用 (4)動産物の活用
☐ 史跡の価値や文化財の魅力を知ってもらうための活用 ・史跡の価値や文化財の魅力を多くの人に知ってもらうために、情報発信等を進める。	▶ (5)展示施設 (6)サイン類 (7)アクセス・動線 (8)普及啓発・情報発信 (9)学校教育・社会教育
☐ 地域住民の身近な歴史資源としての活用 ・地域住民が保存・活用に関わり、地域活動の場となるような活用を検討する。	▶ (10)地域活動
☐ 歴史に興味がない人もターゲットとした活用の検討 ・あらゆる人が訪れる場にするために、観光資源となるような活用を検討する。	▶ (11)観光振興

第2節 活用の方法

（1）文化財施設としての活用

会所施設は東大阪市の歴史を語るうえで重要な施設であり、市の文化財施設としての一般公開を引き続き行い、普及啓発・情報発信や学校教育・社会教育の受け入れなど様々な事業を行う。

（2）建造物の活用

建造物内を見学できるように一般公開を引き続き行う。現在非公開の施設については、その公開・活用を検討する。

保存を大前提としつつ、史跡の価値や文化財としての魅力を多くの人に触れてもらうために、保存に影響を及ぼさない範囲内で様々な活用を行う。建造物の活用においては、なるべく建造物の規模や文化財としての魅力を感じてもらえるものとする。

なお、重要文化財建造物については、建造物としての基本的な方針等を定める保存活用計画の策定を検討する。

（3）周濠及び庭園の活用

①周濠の活用

本質的価値を構成する要素の1つであり、散策できるようにするなど将来的な活用を検討する。

②庭園の活用

庭園内を周遊散策できるように一般公開を引き続き行う。また、本屋の縁側の活用やお茶会の開催など池泉回遊式庭園の景観を活かした屋敷と一体的な活用を行う。

（４）動産物の活用

保存を大前提としつつ、実際の民具を触ったり使ったりする活用を行う。また、レプリカを作製して、展示施設内に常設的に展示する。

（５）展示施設

米蔵と道具蔵内の展示施設を、引き続き価値や歴史の普及啓発・情報発信を行う場とする。展示施設のリニューアルを行い、楽しみながら学べ、小学校低学年でも理解できる展示空間とする。

（６）サイン類

案内板や解説板などサイン類について、多言語対応や分かりやすい内容にするなど、普及啓発・情報発信等に適した内容に改めて、配置も含めて再整備を行う。

（７）アクセス・動線

①駅から会所施設へのアクセスルート

新田会所としての表の景観は本質的価値を構成する要素の１つであり、本質的価値を伝えるために、駅から会所施設へのアクセスは、史跡指定地南側の冠木門、表長屋門から入るルートとする。現在のアクセスルートは住宅地内を通るようになっているため、将来的に駅から楽しみながら入口に行けるルート整備を検討する。

なお、イベント時など多くの人が訪れることが見込まれる際は、裏長屋門から入ることも可能とする。

②会所施設内動線（図 8-1）

史跡の価値や文化財の魅力を感じてもらうのに適した会所施設内の動線計画を設定する。また、車イス対応のバリアフリー動線を設定し、動線上は段差をなくすなどバリアフリー化対応を行う。

なお、本屋の室内については、着脱式スロープや室内用車イス、車イス通行用の敷物の設置による対応を検討する。

（８）普及啓発・情報発信

各種広報物やイベント開催等によって、史跡の価値や文化財の魅力について広く発信する。

（９）学校教育・社会教育

市内外の学校教育等での見学の受け入れを進める。また、社会教育の場として、講座・講演会等を継続的に開催する。

（10）地域活動

史跡鴻池新田会所跡は地域の交流の場として活用され続けていることが本質的価値の１つであり、地

域活動や文化活動などの場としての活用を促す。また、保存・活用に関われる運営体制の仕組みづくりの検討を進める。

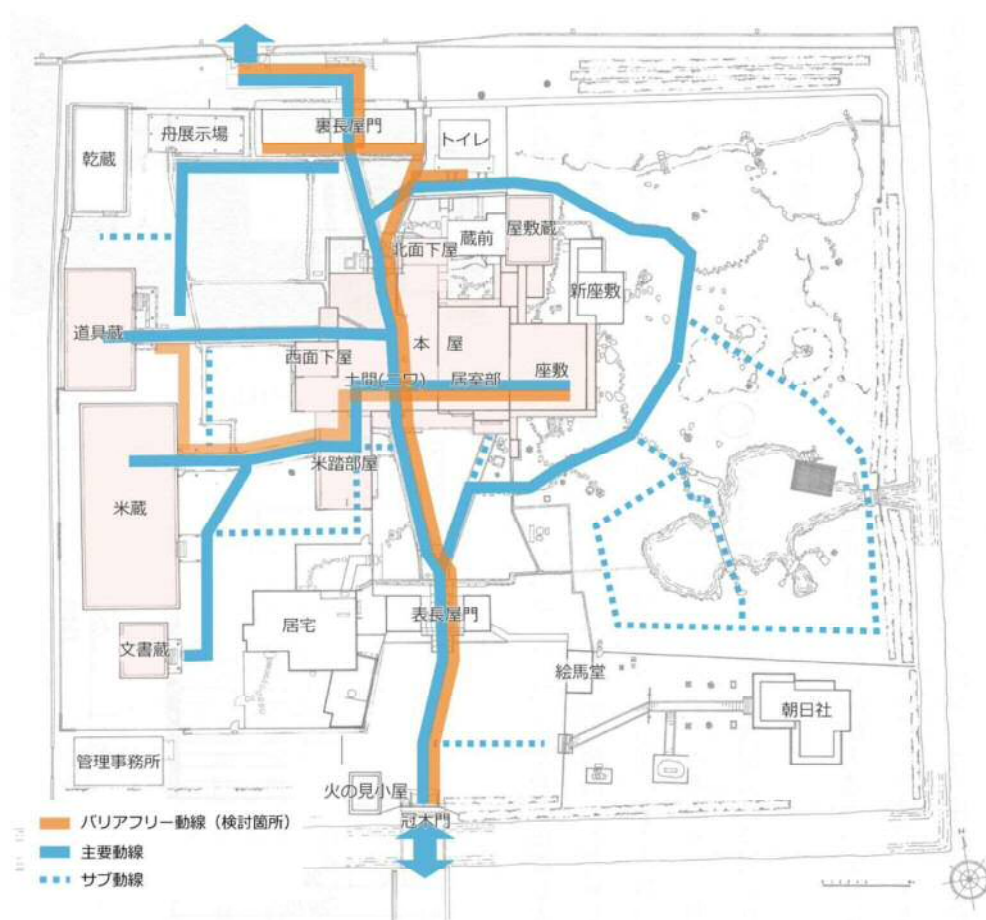


図 8-1 会所施設内の動線計画

(11) 観光振興

史跡の価値や文化財の魅力をあらゆる人に広く伝えていくために、観光資源としても活用を進める。その際、ターゲット層は、歴史や文化財に興味がある人だけでなく、歴史や文化財にあまり興味を持っていない人もターゲット層として、様々な活用を進める。また、保存・活用に関われる運営体制の仕組みづくりの検討を進める。

多様な活用を進めていくために、鴻池新田会所条例の改正も検討する。

第9章 史跡の整備

第1節 史跡整備の方向性

史跡鴻池新田会所跡における整備の現状・課題等を踏まえて、下記を整備の方向性とする。

基本方針3：誇れる ～史跡の価値と魅力を情報発信し、郷土の誇りとなる文化財資源を 中核としたまちづくりを地域社会とともに進める～			
▼			
方向性…保存のための整備	☐ 良好な状態を保つ保存整備 ・史跡の本質的価値を構成する要素等を良好な状態で継承していくための修理・修繕等を行う。	▶	方法（第2節） (1) 建造物等の修理・修繕 (2) 建造物の耐震補強工事 (3) 防災・防犯施設の更新・整備
方向性…活用のための整備	☐ 見学環境の向上 ・見学環境を向上させるための施設やサイン類等の改修・整備を行う。	▶	方法（第3節） (1) 管理施設の改修・整備 (2) 園路等のバリアフリー化対応 (3) サイン類の再整備
	☐ 価値や魅力の普及に繋がる施設の改修 ・史跡の価値や文化財の魅力等が楽しく学べるように、展示施設のリニューアル等を行う。	▶	(4) 展示施設のリニューアル (5) 未利用施設の改修
	☐ 新たな活用のための施設整備 ・多くの人に来てもらうために、新たな活用につながる施設を整備する。	▶	(6) 飲食可能な施設の整備 (7) 通信環境の整備
	☐ 庭園及び周濠の整備 ・史跡の一体的な活用を進めるために、庭園及び周濠の整備を進める。	▶	(8) 庭園及び周濠の改修・整備

第2節 保存のための整備の方法

（1）建造物等の修理・修繕

本質的価値を構成する要素や建造物等の魅力などを良好な状態で継承していくために、毀損や劣化箇所の修理・修繕を行う。地盤沈下による毀損が発生している重要文化財屋敷蔵については、揚屋工事を実施し、地盤沈下で生じた建物傾斜の修正を行う。また、外部土壁及び窓廻りは漆喰が剥落しているため塗り直しを行う。

地震や台風など大規模災害が発生した際は、毀損状況の確認を行い、早急な復旧工事を行う。

（２）建造物の耐震補強工事

耐震上問題のある建造物の耐震補強工事を実施する。重要文化財のうち公開施設である本屋、米蔵、道具蔵については、早急に耐震補強工事（部分修理も実施）を行う。（令和４年度に実施設計）

地盤沈下しやすい土地であるため、建造物の耐震性能に問題が生じていないか定期的なモニタリングを行う。

表 9-1 重要文化財本屋・米蔵・道具蔵の耐震補強工事の概要

対象	方針	構造補強	
本屋	木部、屋根、土壁など破損箇所の補修を行い、構造補強を設置する。	本屋	構造用合板補強、鉄骨補強+鉄筋コンクリート基礎、建具補強、鉄筋ブレース補強 ※渡廊下棟は、応答層間変形角が目標値を大きく超えないこと、一般の人が立ち入らないことから、補強の対象としない。
		米踏部屋	構造用合板補強、鉄骨補強+鉄筋コンクリート基礎、鉄筋ブレース補強
		北側塀・南側塀	方丈補強、鉄筋コンクリート基礎、棟木鋼板補強、端部金物補強
米蔵	土壁など破損箇所の補修を行い、構造補強を設置する。	構造用合板補強	
道具蔵	土壁など破損箇所の補修を行い、構造補強を設置する。	構造用合板補強	

（３）防災・防犯施設の更新・整備

本質的価値を構成する要素や建造物等の魅力などを良好な状態で継承していくために、重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針に従い、防災・防犯施設の既存施設の更新や十分な施設整備（経年劣化した施設の更新、易操作性消火栓への変更、煙感知器への変更、R型受信機及びアナログ式感知器の設置、漏電火災警報器の設置など）を行う。防災・防犯施設の機能性が十分に発揮できなくなった際は、更新工事を行う。

第３節 活用のための整備の方法

（１）管理施設の改修・整備

建造物の見学環境等の改善のため、本屋、乾蔵、米蔵、道具蔵を対象として、照明設備の改良・増設を行う。照明設備は文化財等への影響の少ないLED照明とする。

その他、電源・水道設備等の管理施設についても活用において必要性が求められるものについては、修理・改修を行う。



図 9-1 米蔵及び道具蔵の照明状況

(2) 園路等のバリアフリー化対応

バリアフリー動線上を車いすで通行できるようにするために、動線上園路のバリアフリー化対応を行う。また、トイレの改修など施設内のバリアフリー化も進める。

①バリアフリー化整備

バリアフリー動線を確保するために、バリアフリー対応の舗装や段差解消のスロープを施工・設置するなどバリアフリー化整備を行う。本屋と米蔵・道具蔵を結ぶ動線もバリアフリー動線として設定しているが、バリアフリー化については今後の検討事項とする。

なお、園路として機能している石畳は江戸時代に整備されたものである可能性を否定できないことから、石畳を毀損させずに、かつその存在を隠さない整備とする。

基本的には、石畳に隣接してバリアフリー動線用の土系舗装を施工し、遺構上を通るのがやむを得ない場合は、掘削を必要としない木製ボードウォークを設置する。段差箇所に対しては、縦断勾配8%以下のスロープを設置する。本屋室内へは、着脱式スロープや室内車イスを配備し、畳に通行用の敷物を設置するなど、ソフト対応を行う。

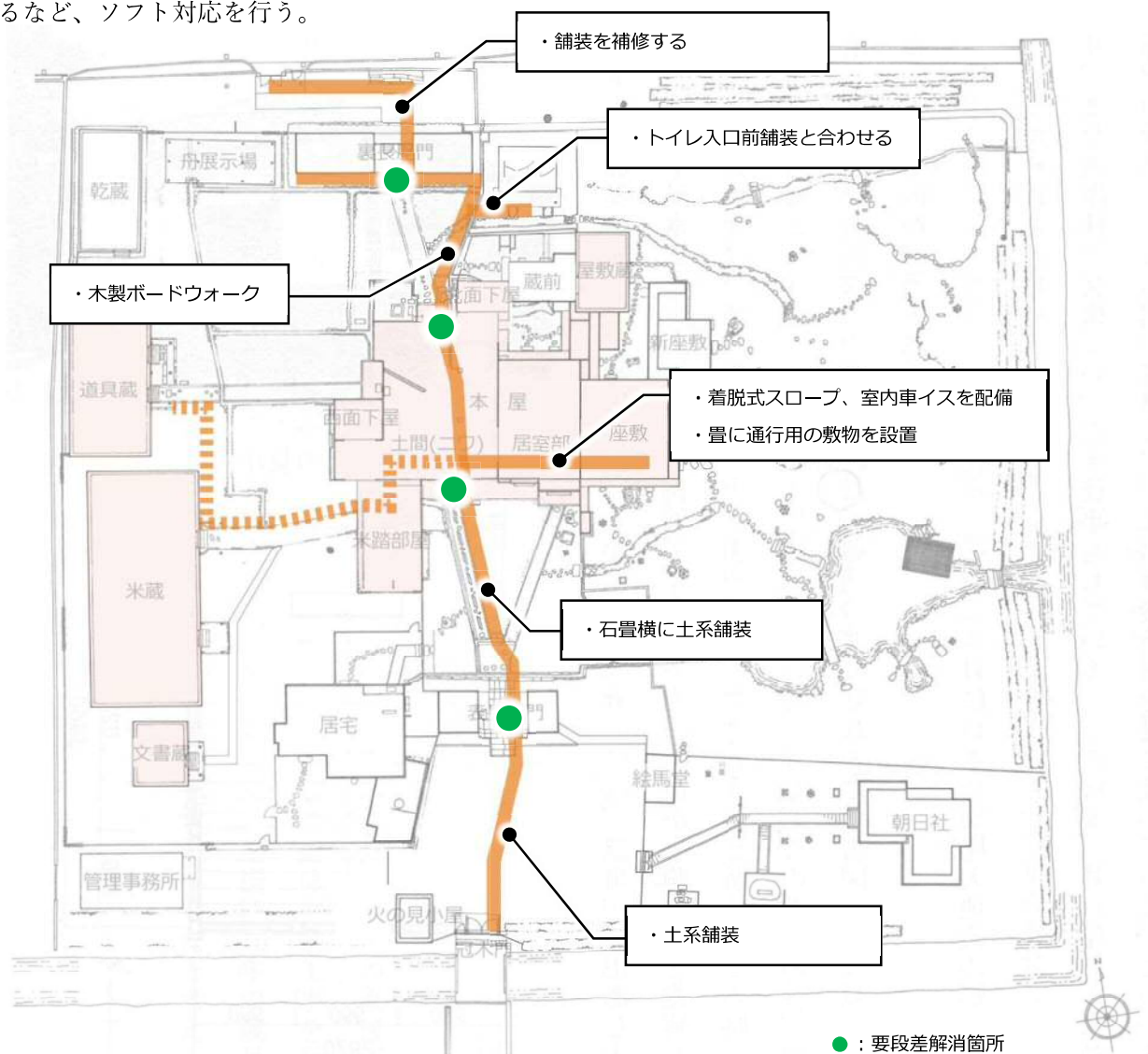


図 9-2 バリアフリー検討位置図

表 9-2 バリアフリー化の整備イメージ案

 土系舗装	冠木門～表長屋門の間を土系舗装で固める。
 土系舗装	石畳に隣接して、土系舗装を施工。
 木製ボードウォーク	本屋と裏長屋門（トイレ）を結ぶ園路に、土系舗装などを施工する余裕がないため、本屋壁沿いにバリアフリー園路を整備する。 なお、石畳はないにしても、石造の遺構があるため、木製ボードウォークを設置する。
 アラカシ トイレ入口前と同じ舗装	トイレ入口前と同じ舗装を採用する。 本屋からトイレにアプローチするために、アラカシは伐採する。



木製ボードウォーク（旧横田家住宅（長野市））



畳を保護する敷物（松代城跡 附 新御殿跡）

出典：『文化財の活用のためのバリアフリー化事例集（文化庁文化財部）』

図 9-3 バリアフリー化のイメージ

②トイレの多機能化

北側トイレ（約 25 ㎡）を対象として、現在のトイレにない機能（オストメイト対応、大型ベッド、乳幼児対応）を付加したトイレに改修する。オストメイト対応と大型ベッド（おむつ交換台として大人も使用可能なもの）はバリアフリートイレに設置する。機能を分散させるために、乳幼児対応のベビーチェアは男女各便所に設置する。あわせて、和式便器の洋式化や壁・床・照明の更新等も行い、利用者の多様な特性に配慮したトイレにする。



図 9-4 オストメイト対応トイレ
(JR 京葉線東京駅)

出典：『多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書（国土交通省総合政策局 安心生活政策課）』



図 9-5 現在のバリアフリートイレ

(3) サイン類の再整備

①史跡内のサイン類

史跡内動線上を中心に、多言語対応や分かりやすい内容にするなど、普及啓発・情報発信等に適した内容に改めて、配置も含めて再整備を行う。解説板の内容は、小学校低学年でも理解できる分かりやすさと専門的知識を織り交ぜた内容にする。また、QR コードも活用して、更新しやすいサイン整備とする。

また、現在単独のサインとして整備されていない注意喚起看板を可動型で設置する。

表 9-3 現状サインへの対応

サイン分類	対象	現状仕様	再整備対応
説明板	各建造物等 (屋外)		板面の劣化等が進んでいるため、新たな説明板サインに更新する。説明文は、設置後から新たに分かったことを踏まえて、内容を変更する。小学校低学年でも理解できるように、図や古写真などビジュアルを多用する。
	本屋 室内 (可動型)		板面の劣化等が進んでいるため、新たな説明板サインに更新する。説明文は、設置後から新たに分かったことを踏まえて、内容を変更する。小学校低学年でも理解できるように、図や古写真などビジュアルを多用する。

サイン分類	対象	現状仕様	再整備対応
	白洲		白洲が中庭にあったことは定かではないため、撤去を検討する。 なお、今後、調査等が進められることで中庭に白洲があったことが明らかになった際は、現地でのサイン整備を検討する。
	史跡全体 (木製説明板)		字が読みにくくなっているため、劣化補修する。
案内板	案内図		板面の劣化等が進んでいるため、新たな案内図サインに更新する。
	管理事務所		必要とする利用者が少ないため、撤去する。
	順路		順路設定をしていないため、撤去する。
史跡標柱			メイン入口である冠木門前脇に移設する。
その他	大阪みどりの百選		改修・移設等はしない。



図 9-6 解説板更新のイメージ（安満遺跡公園）



図 9-7 注意喚起サイン(可動型)のイメージ（安満遺跡公園）

②駅からのアクセスルート上のサイン類

史跡外でも史跡鴻池新田会所跡の価値や歴史について分かるように、史跡概要と周濠についての解説板を新たに整備する。また、史跡指定地北側・東側を経由して訪れる人向けの案内サインを路面標示等で新たに整備する。



図 9-8 路面標示のイメージ
（安満遺跡公園）

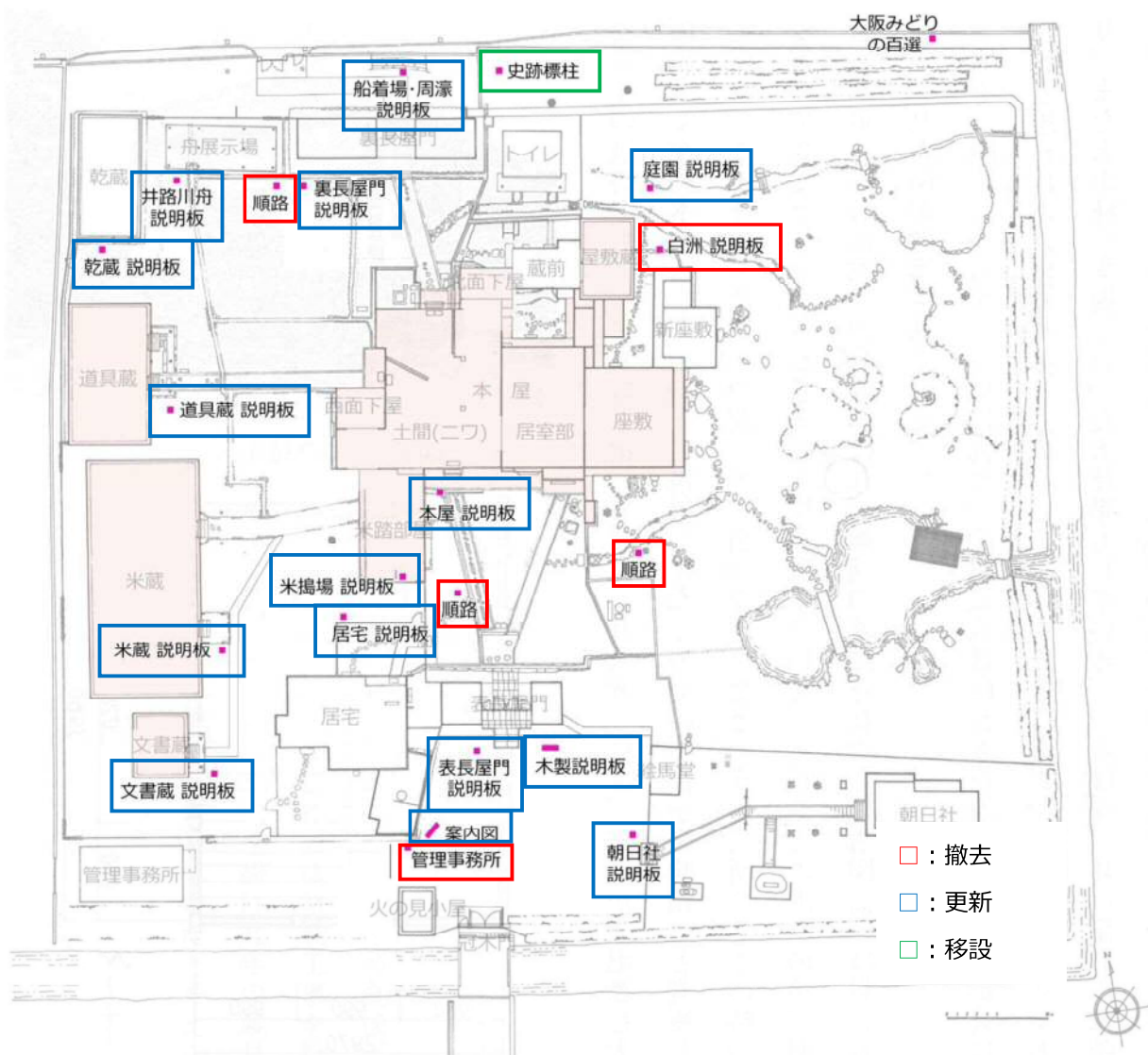


図 9-9 サイン再整備検討（史跡内）

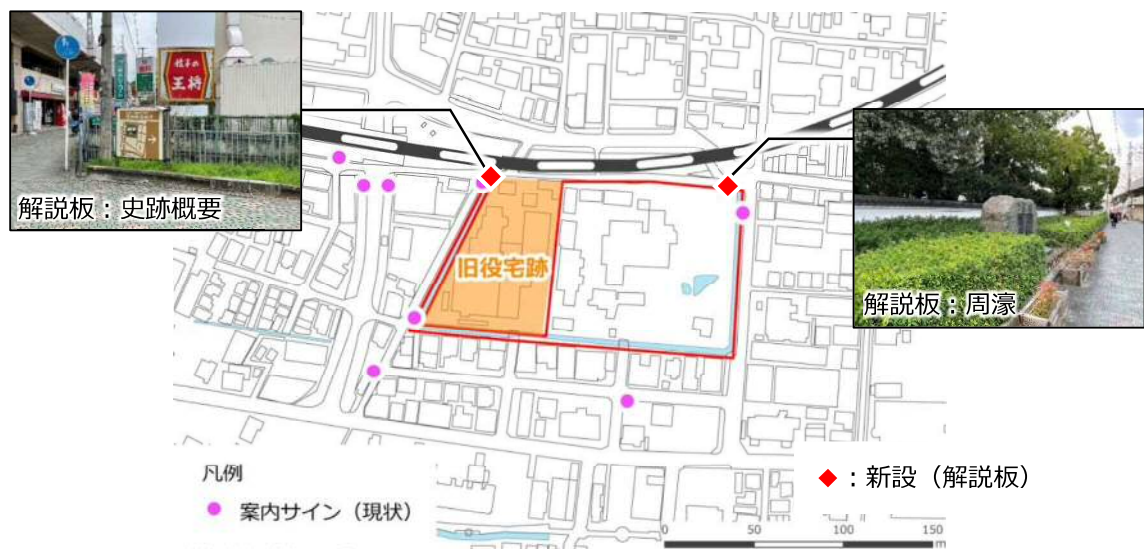


図 9-10 サイン再整備検討（駅からのアクセスルート上）

（４）展示施設のリニューアル

展示施設として米蔵と道具蔵があるが、いずれも劣化等が進行しているため、史跡の価値や文化財の魅力等を楽しみながら学べるように、米蔵のガイダンス展示や道具蔵での民具展示をリニューアルする。

基本的には現在の展示内容を踏襲しつつ、小学校低学年でも理解できる内容にする。

展示施設のリニューアルにあたっては、保存を大前提としつつ、実際の民具を触ったり使ったりする活用を行う。また、レプリカを作製して、展示施設内に常設的に展示する。

なお、米蔵を対象として、土足や車イスでの出入りを可能とさせる床面養生を行う。

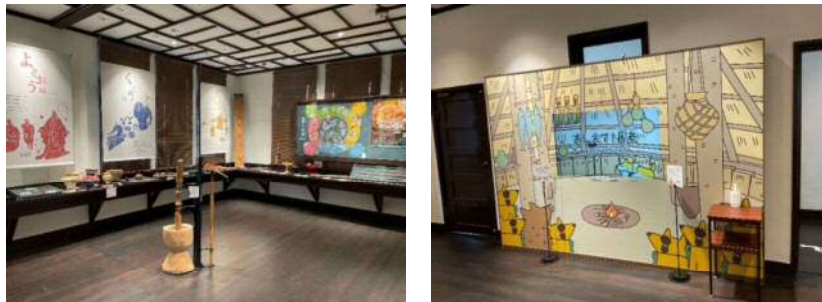


図 9-11 楽しみながら学べるガイダンス施設（安満遺跡公園 歴史拠点展示館）



図 9-12 触れる展示（吹田市立博物館）

（５）未利用施設の改修

破損によって米搗き機が使用できなくなっている米搗き場や一般公開していない文書蔵などについて、公開活用を前提とした修理・改修の検討を行う。

米踏部屋については、現在使用できなくなっている米搗き機を利用可能なものに修理するなど、体験施設として活用展開が可能な再整備を行う。



図 9-13 現在の米踏部屋

（６）飲食可能な施設の整備

既存の水道設備の改修とともに飲食可能な施設の整備の検討を行う。

飲食可能な施設の整備については、様々な人に会所施設に来てもらうために、主に重要文化財でない建造物を対象として、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲内で飲食可能な施設に改修するための調査・検討を行う。飲食可能な施設では、史跡の価値や文化財の魅力を感じられるようにして、歴史に興味がない人も来たくなる場を目指す。なお、内装工事と水回り改修等にあたっては、飲食可能な施設の管理運営も含めて、サウンディング調査の実施を検討する。

（７）通信環境の整備

一般利用者の利便性向上を図るために、Wi-Fi 環境の整備を行う。

（８）庭園及び周濠の改修・整備

①庭園の景観整備

庭園内の樹木について、利用者の安全性を確保するため、健全な生育を促す剪定等を行い、枯損木などの危険木は伐採する。また、池泉回遊式庭園として良好な状態を保つために、庭園の景観性を意識しながら、剪定や伐採、補植などの庭園管理を行う。管理にあたっては、庭園の中心部を低く抑えるなど、本屋座敷から見る景観を意識し、昭和 10 年代に撮影された古写真や重森三玲による庭園調査結果等を参考に、かつての庭園の姿を意識した庭園管理に努める。景観整備にあたっては、庭園について詳しい有識者の意見を参考にしながら進める。

②弁天池の水質改善工事

庭園は豪商鴻池家の豊かさをうかがわせるものであり、弁天池は池泉回遊式庭園の主要な要素である。弁天池はかつて周濠や水路と接続していたが、閉鎖水系となったことで水質悪化が懸念されている。鴻池家が見ていたであろうかつての庭園の姿に近づけるために、弁天池の水質調査を実施し、水中内に循環を促す機材を設置するなどの水質改善に資する諸工事を行う。



図 9-14 水質改善された史跡指定地内の池（史跡及び名勝平等院庭園内の阿字池）

③周濠・舟着場跡の復元的整備の検討

周濠に水をたたえて、往時の姿の復元的整備を検討する。また、舟着場跡の存在を認知しやすくする整備を検討する。



大東市御領せせらぎ水路

(出典：大東市 HP <https://www.city.daito.lg.jp/site/miryoku/2025.html>)

図 9-15 周濠の復元的整備のイメージ

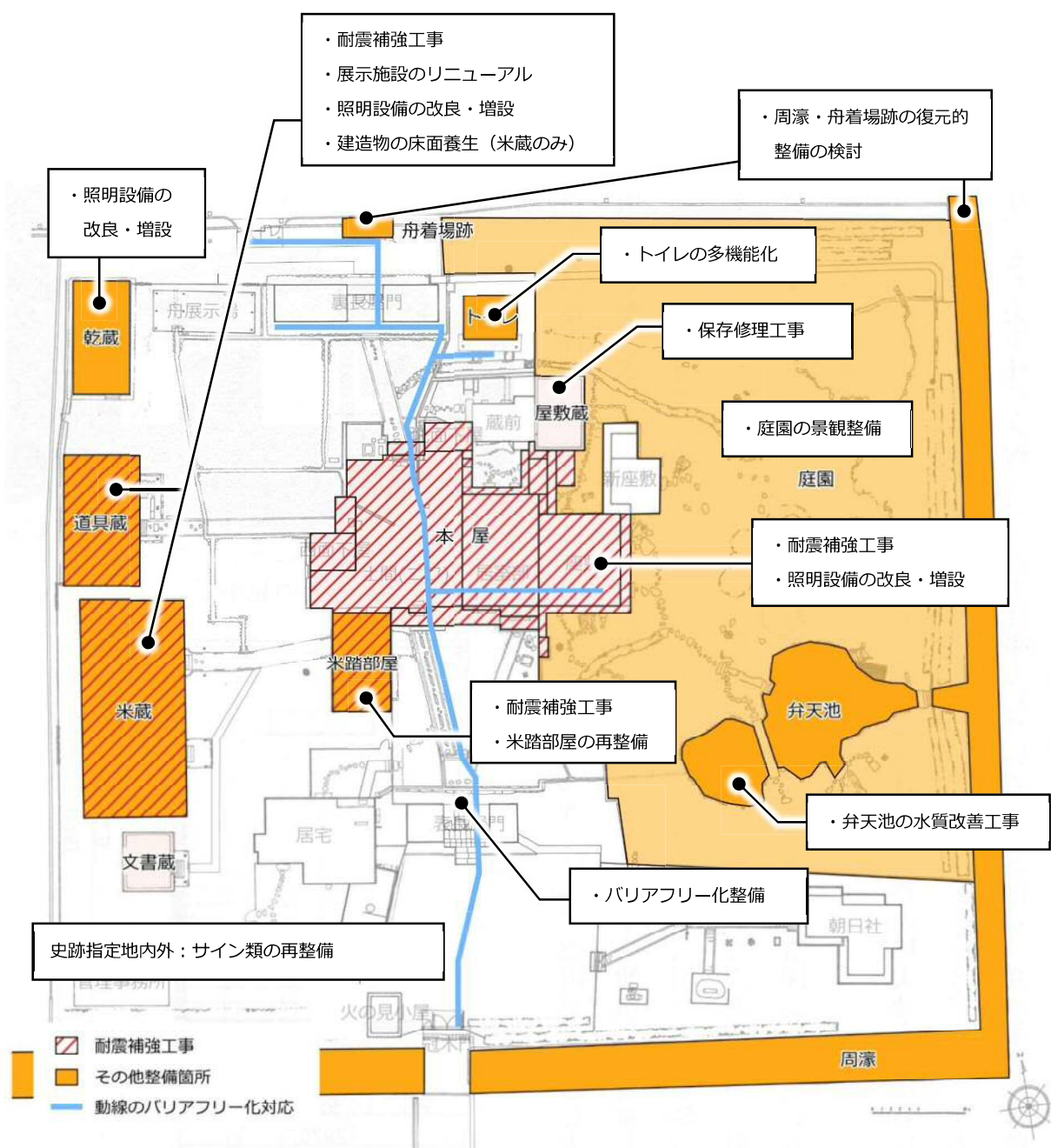
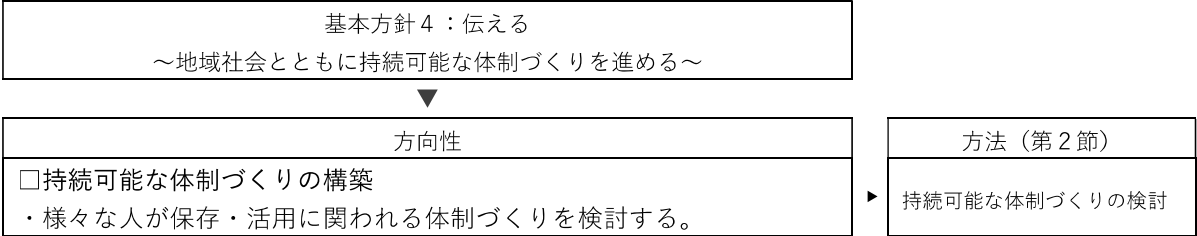


図 9-16 整備事業の実施検討箇所（一部）

第 10 章 運営・体制の整備

第 1 節 運営・体制の方向性

史跡鴻池新田会所跡における運営・体制の現状・課題等を踏まえて、下記を運営・体制の方向性とする。



第 2 節 運営・体制の方法

地域総がかりで、史跡を保存し、その価値を良好な状態で継承していく持続可能な体制の構築に向けて、指定管理者制度による管理運営を引き続き行いつつ、地域をはじめとする様々な人が保存・活用に関われる体制づくりを進める。

様々な人に保存・活用に関わってもらうためには、まず多様な主体者に会所施設の利用・活用を促すことが大事である。会所施設の利用・活用事業の企画や参加などを通じて、史跡に関わる人を増やすことで、史跡を守りたい・活用したいという意識を持つ人を増やす。

多様な主体者による史跡の価値や魅力を活かした様々な活用を進めていくためには、活用コーディネーターを配置する活用検討会議の定期的な実施や段階的な民間活力の導入（サウンディング型市場調査の実施）など、多様な意見の反映やアイデアの実現がしやすい運営・体制づくりを検討する。検討にあたっては、準備会を設立のうえ、具体的な仕組みづくりを考える。

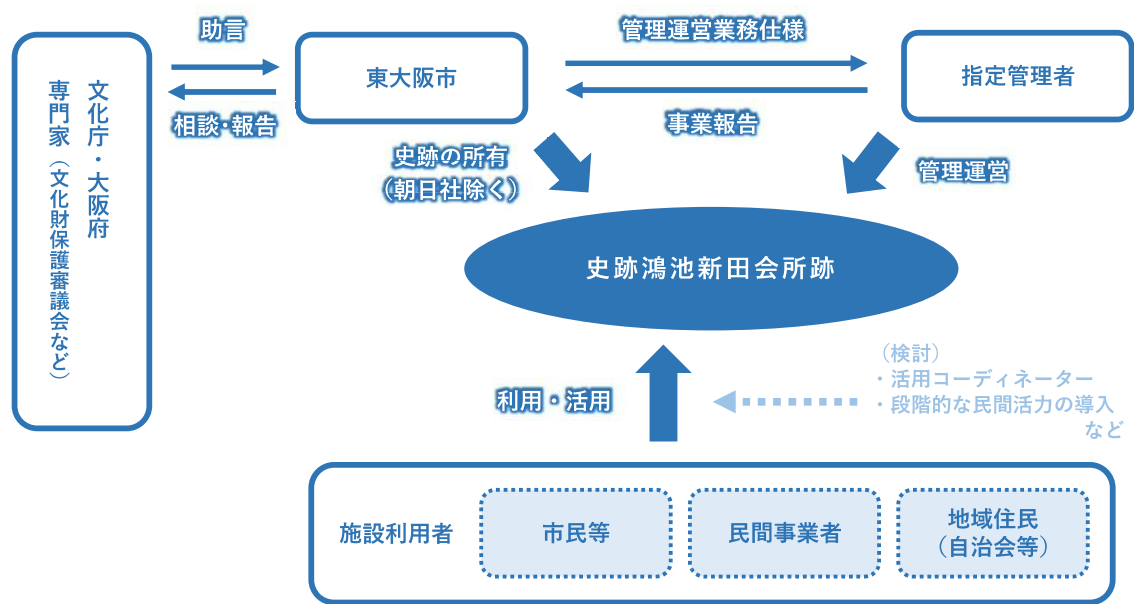


図 10-1 運営体制の模式図

第 11 章 施策の実施計画

第 1 節 事業中の施策

史跡鴻池新田会所跡が抱える喫緊の課題として、公開施設を主とした重要文化財の耐震性確保による利用者の安全確保及び文化財保護対策の強化が挙げられる。

本計画策定時において既に本屋・米蔵・道具蔵の耐震補強工事と屋敷蔵の保存修理工事に向けた事業が進められている。整備スケジュールは、令和 5 年度（2023）に実施設計、令和 6 年度（2024）から令和 7 年度（2025）上半期までの施工工事を予定している。会所施設はこの耐震補強工事を行うために、令和 5 年 3 月 31 日をもって休館し、少なくとも令和 5・6 年度（2023・2024）の 2 年間休館となり、大阪・関西万博が開催される令和 7 年度（2025）中のリニューアルオープンを目指している。

第 2 節 施策の実施計画

史跡全域にわたって安全な見学環境を確保するためには、公開施設を主とした重要文化財の耐震補強や保存修理だけではなく、その他建造物の耐震補強・保存修理も求められる。また、史跡鴻池新田会所跡には、バリアフリー化や展示施設のリニューアル、多言語化など様々な課題がある。これらの課題に対応する事業については、保存への影響や必要性などを踏まえて総合的に検討し、実現可能な事業から実施することとする。

令和 7 年(2025)の大阪・関西万博を契機とした来阪者増加や令和 11 年度(2029)予定の大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅の開業によって、来館者数は増加する可能性がある。将来的には、地域のシンボルとして、会所施設をより魅力ある施設にしていくための整備・活用を検討する。

活用や運営体制の整備にあたっては、様々な活用を実施していくための検討準備会を設立し、活用コーディネーターの配置や段階的な民間活力の導入などの検討を進める。

史跡鴻池新田会所跡の保存・活用に関する各事業の実施計画について、令和 7 年度(2025)のリニューアルオープンに向けた事業（事業中を含む）を「短期計画」、リニューアルオープン後の令和 8 年度(2026)から令和 11 年度(2029)予定の大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅の開業までに実施を検討する事業を「中期計画」、令和 12 年度(2030)以降に実施を検討する事業を「長期計画」として位置づける。また、劣化や毀損など問題が発生した際に対応する事項を「毀損・劣化等発生時対応の整備事項」として位置づけて整理する。

なお、史跡の保存・活用に影響の大きな整備にあたっては、事前に整備基本計画を策定することとする。

表 11-1 史跡鴻池新田会所跡に関する実施計画

分類	内容			実施時期		
				短期計画 令和 5~7 年	中期計画 令和 8~11 年	長期計画 令和 12 年~
保存・活用	重要文化財旧鴻池新田会所の保存活用計画の策定の検討					
保存のための整備	建造物等の修理・修繕	重要文化財の保存修理	屋敷蔵			
			本屋、文書蔵、米蔵、道具蔵、北面下屋、米踏部屋			
		その他建造物の保存修理				
	建造物の耐震補強工事	重要文化財の耐震補強	本屋、米蔵、道具蔵、米踏部屋			
			屋敷蔵、文書蔵、北面下屋			
		その他建造物の耐震補強				
	防災・防犯施設の更新・整備	防災施設の更新・整備	重要文化財			
			その他建造物等			
		防犯施設の更新・整備				
活用のための整備	管理施設の改修・整備					
	園路等のバリアフリー化対応					
	サイン類の再整備					
	展示施設のリニューアル					
	未利用施設の改修					
	通信環境の整備					
	庭園及び周濠の改修・整備					
運営体制の整備	民間活力の導入					
継続的な取組み	日常維持管理					
	調査研究					

（１）短期計画（～令和 7 年度(2025)）

重要文化財の耐震性確保や防災施設の更新による利用者の安全確保及び文化財保護対策の強化が求められている。また、令和 7 年(2025)の大阪・関西万博を契機とした国内外からの来阪者急増が見込まれる中、大阪市内からのアクセス性の良い鴻池新田会所の来場者増が見込まれるため、バリアフリー化やトイレの多機能化などの基盤整備が不可欠である。また、多くの人に史跡の価値や魅力に触れてもらうために、将来的な民間活力の導入について早期に検討することが求められる。短期計画では、これらの課題に対応する事業を行う。

（２）中期計画（令和 8 年度(2027)～令和 11 年度(2029)）

史跡全域にわたって安全な見学環境を確保するためには、短期計画で対象となっていない建造物の耐震補強工事や保存修理工事が求められる。また、令和 11 年度(2029)予定の大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅の開業によって来館者数の増加が見込まれるため、史跡指定地内外において、サイン類の再整備によって、案内機能と史跡鴻池新田会所跡の価値や魅力を伝える解説機能の強化が求められる。さらに、地域のシンボルとしての会所施設をより魅力ある施設にしていくために、展示施設のリニューアルや未利用施設の改修など、多くの方に来館してもらうのに必要な設備の更新・整備を進めることが求められる。中期計画では、これらの多様な活用に向けた事業を行うことを検討する。

（３）長期計画（令和 12 年度(2030)～）

短期計画や中期計画での事業成果を踏まえつつ、周濠の改修や新座敷の改修など将来的な整備の実施を検討する。

表 11-2 史跡鴻池新田会所跡に関する短期計画及び中期計画

分類	内容			短期計画				中期計画 令和 8~11 年
				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
保存・活用	重要文化財旧鴻池新田会所の保存活用計画の策定の検討							
保存のための 整備	建造物等の 修理・修繕	重要文化財 の保存修理	屋敷蔵	工事				リ ニ ュ ー ア ル オ ー プ ン
			本屋、文書蔵、米蔵、道具蔵、 北面下屋、米踏部屋					
		その他建造物の保存修理						
	建造物の耐 震補強工事	重要文化財 の耐震補強	本屋、米蔵、道具蔵、米踏部屋	工事				
			屋敷蔵、文書蔵、北面下屋					
		その他建造物の耐震補強						
	防災・防犯 施設の更新 ・整備	防災施設の 更新・整備	重要文化財					
			その他の建造物等					
		防犯施設の更新・整備						
	活用のための 整備	管理施設の改修・整備		照明設備の改良・増設 (本屋、乾蔵、米蔵、道具蔵)				
園路等のバリアフリー化対応		バリアフリー化整備		実施設計	工事			
		北側トイレの多機能化		実施設計	工事			
サイン類の再整備		史跡内外のサイン類の再整備						
展示施設のリニューアル		展示施設のリニューアル (米蔵、道具蔵)						
		展示・体験機能の強化(未定)						
		米蔵の床面養生						
未利用施設の改修		米踏部屋の再整備						
通信環境の整備								
庭園及び周濠の改修・整備		弁天池の水質改善工事		工事				
運営体制の 整備	民間活力の導入の検討							

リニューアルオープン

第 3 節 毀損・劣化等発生時の対応

劣化や毀損など問題が発生した際に対応する事項を「毀損・劣化等発生時対応の整備事項」として位置付けて表 11-3 に整理する。

定期的なモニタリング等を行い、毀損や劣化など問題が確認された際は、修理等の整備対応を行う。史跡や重要文化財の保存や利用者の安全性に大きな影響を与えかねない問題に対しては、早急に対応する。

表 11-3 毀損・劣化等発生時対応の整備事項

毀損・劣化等	対象	内容
建造物等の毀損・劣化	建造物等	該当箇所の修理・修繕
大規模災害発生時	建造物等	毀損状況の確認と早急な復旧工事
耐震性の低下	建造物	耐震補強工事
電源・水道施設の劣化等	電源・水道施設	該当箇所の修理・改修

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

「保存・管理（第7章）」「活用（第8章）」「整備（第9章）」「運営体制（第10章）」に位置付けた方法を確実に実施していくために、定期的に計画の実現状況を確認することとする。

第2節 経過観察の方法

「保存・管理（第7章）」「活用（第8章）」「整備（第9章）」「運営体制（第10章）」の実現状況を定期的に把握するために、下記のとおり指標を設定し、計画期間最終年度には必ず確認するようにする。

今後、史跡の保存・活用に影響を及ぼす変更が生じる際は、計画期間以内であっても計画の見直しを行う。

表 12-1 経過観察の指標

観察内容	指標案	観察頻度	改善を図るための方法案
建造物等の劣化・毀損状況	劣化・毀損状況の把握箇所	年に1回	⇒建造物等の修理・修繕
入場者数	会所施設の入場者数	年に1回	⇒情報発信の拡充、新たな活用の展開
学校教育での活用状況	学校教育での見学校数・生徒数	年に1回	⇒学校連携との方法を検討
社会教育での活用状況	講座等の開催件数・参加者数	年に1回	⇒講座等の情報発信の方法を検討
地域活動での利用状況	地域活動としての利用件数・参加者数	年に1回	⇒地域との体制づくり等の方法を検討
イベント等の活用状況	会所施設のイベント等活用件数・参加者数	年に1回	⇒情報発信や体制づくり等の方法を検討

参考資料

1. 参考文献

《全体概要》

- ・『鴻池新田と会所』（東大阪市教育委員会発行、昭和 63 年 3 月）
- ・「史跡・重要文化財 鴻池新田会所 ガイド（パンフレット）」（財団法人東大阪市施設利用サービス協会（指定管理者）編集・発行、平成 19 年 10 月 31 日）

《論文・調査等報告書》

- ・「旧大和川新田会所遺構について」（林野全孝著、日本建築学会近畿支部研究報告集 17 号収録、昭和 52 年 5 月）
- ・『史跡鴻池新田会所跡 重要文化財旧鴻池新田会所修理工事報告書』（東大阪市発行、財団法人文化財建造物保存技術協会編集、平成 8 年 3 月）
- ・『史跡鴻池新田会所跡周濠整備基本設計報告書』（東大阪市教育委員会・株式会社緑景、平成 15 年 12 月）
- ・『国史跡・重要文化財鴻池新田会所現況調査報告書』（公益財団法人文化財建造物保存技術協会、平成 30 年 3 月）

《庭園》

- ・『日本庭園史大系〈25〉江戸中末期の庭 2』（重森三玲・重森完途著、社会思想社出版、昭和 47 年 3 月）

《美術工芸品・民具等》

- ・『鴻池家寄贈民俗資料目録』（東大阪市教育委員会発行、平成 9 年 3 月 31 日）
- ・『豪商鴻池-その暮らしと文化-』（大阪歴史博物館編集、平成 15 年 3 月 12 日）
- ・『平成 19 年度会所公開 10 周年記念特別展示 重要文化財棟札』（国史跡・重要文化財鴻池新田会所発行、平成 19 年 4 月 21 日）
- ・『朝日社のおもな石造物』（国史跡・重要文化財鴻池新田会所発行）

《地域の交流》

- ・『平成 18 年度秋季特別展 村相撲の風景』（国史跡・重要文化財鴻池新田会所編集・発行、平成 18 年 9 月 23 日）
- ・『平成 18 年度コーナー展示 鴻池の村相撲と力士・三笠山』（国史跡・重要文化財鴻池新田会所発行）

《他の新田会所》

- ・『平成 21 年度春季企画展 摂津・河内の新田会所』（国史跡・重要文化財鴻池新田会所編集・発行、平成 21 年 5 月 24 日）
- ・『大東市埋蔵文化財調査報告第 30 集 平野屋新田会所跡確認調査概要報告書』（大東市教育委員会、平成 22 年 3 月）
- ・『大東市埋蔵文化財調査報告第 33 集 平野屋新田会所跡発掘調査概要－宅地開発に伴う調査－』（大東市教育委員会、平成 24 年 12 月）
- ・『大阪春秋（平成 29 年夏号 No.167）』（福山琢磨発行兼編集、平成 29 年 7 月 1 日）

2. 法令

○鴻池新田会所条例（平成 9 年 3 月 31 日東大阪市条例第 3 号）（※令和 4 年 4 月 1 日改正）

（設置）

第 1 条 市民の郷土理解と文化的向上に貢献することを目的とし、広く市民の観覧及び使用に供するため、本市に鴻池新田会所を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 鴻池新田会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鴻池新田会所
位置 東大阪市鴻池元町

（観覧）

第 3 条 鴻池新田会所は、観覧することができる。

（観覧料）

第 4 条 鴻池新田会所を観覧しようとする者は、別表第 1に掲げる観覧料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料は、徴収しない。

- （1） 小学校就学の始期に達するまでの者
- （2） 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する児童又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する生徒

（使用許可）

第 5 条 鴻池新田会所の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、鴻池新田会所の施設の使用を許可してはならない。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 鴻池新田会所の建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- （3） 鴻池新田会所の歴史的又は文化的な環境を損うおそれがあるとき。
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- （5） 管理上その他市長において支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、鴻池新田会所の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- （1） この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- （2） 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

（利用の制限）

第 8 条 第 14 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、管理上その他指定管理者において利用を不適当と認めたときは、鴻池新田会所の利用を拒むことができる。

（施設使用料）

第 9 条 鴻池新田会所の施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 2に掲げる施設使用料を前納しなければならない。

（観覧料等の減免）

第 10 条 市長は、規則で定めるところにより、観覧料又は施設使用料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料等の還付）

第 11 条 既納の観覧料及び施設の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第 12 条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（損害賠償）

第 13 条 使用者又は鴻池新田会所の利用者は、施設の使用又は利用に際し、鴻池新田会所の建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第 14 条 鴻池新田会所の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第 15 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、鴻池新田会所の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 16 条 指定管理者が行う鴻池新田会所の管理の業務は、次のとおりとする。

- （1） 鴻池新田会所の維持管理に関すること。
- （2） 鴻池新田会所の利用の制限に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（委任）

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 9 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 25 日条例第 72 号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第 16 条を第 25 条とする改正規定及び第 15 条の次に 9 条を加える改正規定（第 16 条から第 18 条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日条例第 21 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成 25 年規則第 69 号で平成 25 年 8 月 1 日から施行）

附 則（平成 28 年 7 月 4 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 23 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 26 日条例第 27 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 項及び第 10 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日条例第 53 号）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 2 項及び第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料又は施設の使用に係る施設使用料について適用する。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

区分	観覧料
個人	1 人 1 回につき 300 円
団体	1 人 1 回につき 250 円

備考 この表において、「団体」とは 20 人以上の団体をいう。

別表第 2（第 9 条関係）

使用施設	使用時間	全日	午前	午後
		午前 10 時から午後 4 時まで	午前 10 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時まで
新座敷		3,400 円	1,300 円	2,100 円
居宅（10 畳）		3,800 円	1,500 円	2,300 円
居宅（14 畳）		5,300 円	2,100 円	3,200 円
乾蔵		14,000 円	5,600 円	8,400 円

3. 史跡鴻池新田会所跡に関する古写真（鴻池新田支配人 小泉徹三氏 昭和 10 年代撮影）



本屋正面（昭和 10 年代）



本屋裏口（昭和 10 年代）



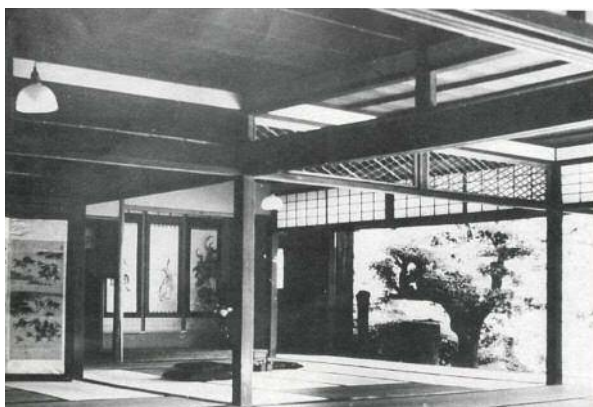
本屋西側（昭和 10 年代）



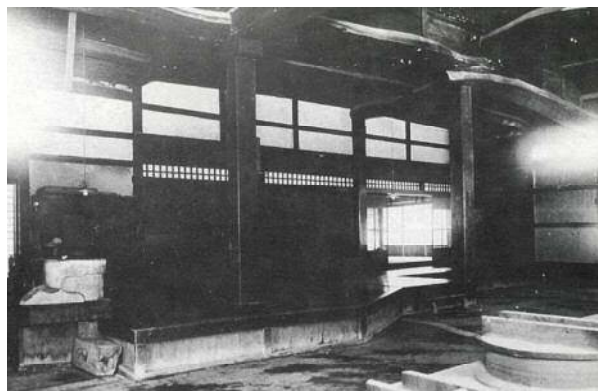
本屋西側（昭和 10 年代）



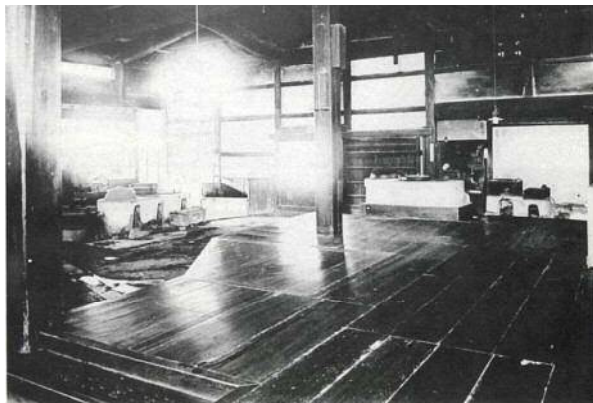
米蔵（昭和 10 年代）



本屋座敷（昭和 10 年代）



本屋土間（昭和 10 年代）



本屋土間（昭和 10 年代）



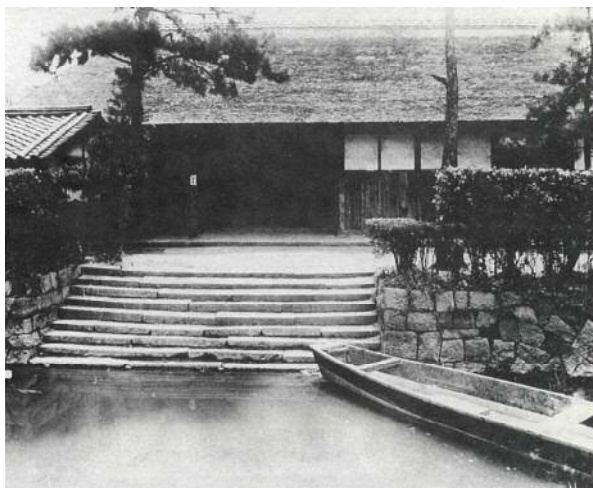
表長屋門（昭和 10 年代）



裏長屋門内側（昭和 10 年代）



裏長屋門外側（昭和 10 年代）



裏長屋門外側・舟着場（昭和 10 年代）



（参考）裏長屋門外側（令和 4 年）



表長屋門前・伊勢の大神楽（昭和 10 年代）



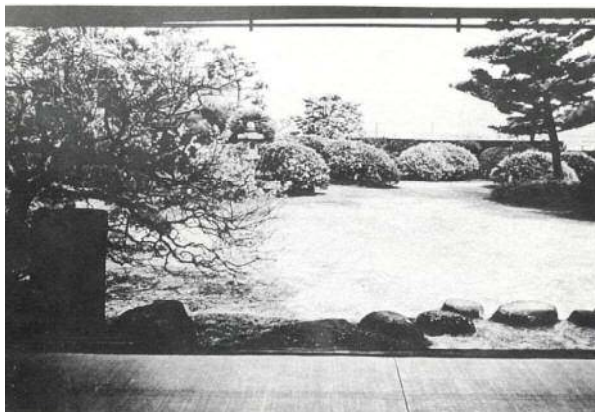
表長屋門前・伊勢の大神楽（昭和 10 年代）



本屋南側・年貢徴収（昭和 10 年代）



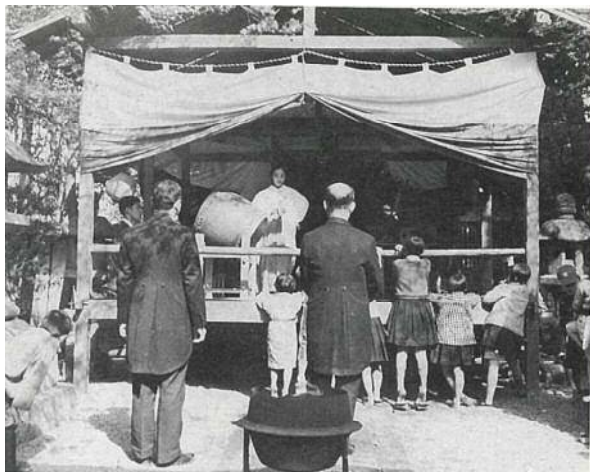
本屋南側・年貢徴収（昭和 10 年代）



本屋から庭園の景観（昭和 10 年代）



（参考）本屋から庭園の景観（令和 4 年）



朝日社・開墾記念祭（昭和 10 年代 4 月 16 日）



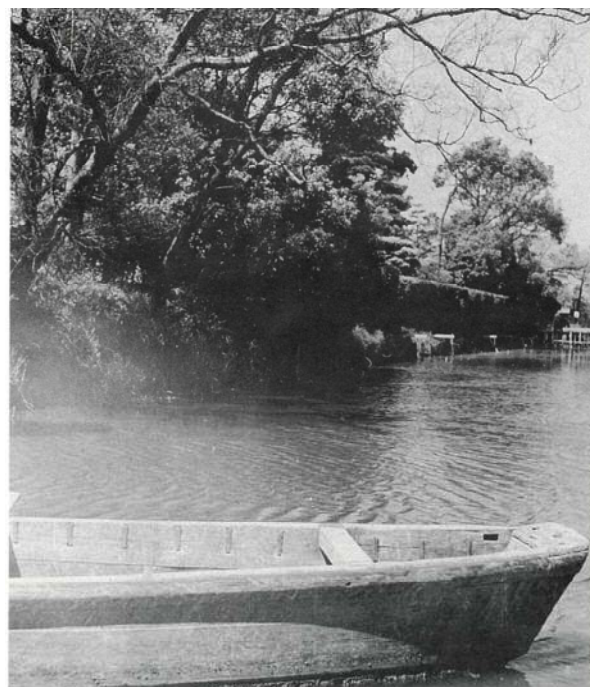
鴻池新田会所西側・支配人役宅（昭和 10 年代）



鴻池新田会所南側（昭和 10 年代）



（参考）鴻池新田会所南側（令和 4 年）



鴻池新田会所南東角（昭和 10 年代）



（参考）鴻池新田会所南東角（令和 4 年）

史跡鴻池新田会所跡保存活用計画

令和 5 年 3 月 発行

発行：東大阪市

編集：東大阪市 人権文化部 文化室 文化財課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
TEL：06-4309-3000